

阪神教協リポート

No. 47 (2024. 4. 1)

会長 ご挨拶	中村 恵	1
阪神地区 2023年度活動の概要	水谷 勇	2
【第1回課題研究会報告】		
第2部 意見交換会：発表・質疑応答の記録	川口 厚	7
【第2回課題研究会報告】		
令和の若手教員育成について考える ―教育実習を振り返って―	鎌原 輝明	20
改めて教育実習のあり方を考える ―学生の立場から―	吉村 悠司	25
教育実習の前に「やるべきこと」・「やれること」 ―教職課程の立場から―	松浦 正典	29
大阪市における教育実習の現状と今後の人材育成の方向性について	家田 志朗	34
【2023年度 第2回課題研究会】 質疑応答の記録	小松 佐穂子	40
【第3回課題研究会報告】		
課程認定申請大学からの事例報告 ―指摘事項を中心に―	波多 朋美	50
課程認定申請大学からの事例報告	佐沢 明子	55
課程認定申請大学からの事例報告 ―指摘事項を中心に―	小森 華穂	64
【2023年度 第3回課題研究会】 質疑応答の記録	小松 佐穂子	68
【活動報告】		
2023年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告	阿蘇 さやか	77
【会員大学自己紹介】		
甲子園短期大学の教職課程	早坂 三郎	83
【図書紹介】		
『生徒指導提要―改訂の解説とポイント―』	川口 厚	85
【資料】		
2023年度 定期総会の記録		86
2023年度 活動方針および事業計画		89
2022年度 阪神教協一般会計収支決算書		90
2022年度 阪神教協特別会計収支決算書		91
2023年度 幹事校会の記録		92
【会則等】		106

ご挨拶

会長 中村 恵
(神戸学院大学 学長)

会員校、準会員校の皆様におかれましては、阪神教協の活動にご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。今年度は新型コロナウイルス感染症が感染症分類 2 類から 5 類へ移行したことに伴い、総じて対面授業が復活し、教育実習の実施もコロナ前の対応に戻ったと推察いたしております。

いわゆる「教員不足」が指摘されているにもかかわらず、教員免許状の授与件数は 2006 年の 25 万件からその後減少に転じ、最近では 20 万件を切る状態となり、当然ながらその結果として教員採用試験の受験者数も 2014 年の 17 万 5 千人から 2023 年の 11 万 3 千人（推計）まで減少しています。最終合格者数自体は 2016 年以降増加してきていることから、最終選考倍率は 10 年前の 5.4 倍から、今年度は 3 倍を切ることが予想されています。

こうした課題を解消すべく、各地域の教育委員会による様々な取り組みが試みられるようになってきていることは昨年のご挨拶でもふれました。そうした実際の動向もふまえながら、今年度文部科学省は 5 月 31 日付通達において、公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施、あるいは大学 3 年次における筆記試験受験を可能性等の方向性を示し、実際そうした早期化の動きが各地でみられつつあることが話題となりました。

ただ、昨年ふれたとおり、教職の不人気に関しては、教員の「働き方」に関する議論があるといわれており、課外活動に関する取り組みなども含めての教員の長時間労働が多く報告されてきました。実は、最近学校の現場で、こうした課題に労働時間制度から改革をしようという雰囲気が出現してきているように見えます。

それは、具体的には年単位での変形労働時間制度や柔軟な有給休暇の取得や特別有給休暇制度の活用などによって、教員の長時間労働を防ごうという取り組みです。小中高の教員には「裁量労働制度」は適用できない以上、変形労働時間制度等を柔軟に活用しようとする取り組みには大いに注目すべきであると感じています。この動きと同時に、教員の「労働量の給付と配分」という管理の基本をいま一度見直してみることも必要でしょう。こうした動きが学校に広まることによって、学生が教師労働を再評価するきっかけになるのではないかと期待をしています。

大学教職課程の任務は「未来の教員」養成であり、そのコンテンツ、方法等の工夫と改善のためには、自助努力だけではなく、大学相互の情報交換も欠かせないものだと思います。その意味で、この阪神教協の役割は重要になりこそすれ、低下することはありません。引き続きご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

阪神地区 2023 年度活動の概要

2022 年度・2023 年度事務局長 水 谷 勇
(神戸学院大学)

I. 総会の開催

本協議会の 2023 年度の定期総会を以下のとおり開催した。総会には、会員校 70 校中出席 31 校、委任状 33 校があり、すべての議案が承認された。

1. 日 時 : 2023 年 5 月 17 日 (水) 13 時 30 分~14 時 20 分
2. 会 場 : 神戸学院大学 三ノ宮サテライトキャンパス または オンライン (Zoom)
3. 議 題
 - (1) 2022 年度定期総会の記録確認
 - (2) 2022 年度活動報告
 - (3) 2022 年度決算報告および監査報告
 - (4) 新役員を選出
 - (5) 2023 年度活動方針および事業計画 (案)
 - (6) 2023 年度予算 (案)
 - (7) 「研究部会内規」の制定
 - (8) 研究部会委員の選出
 - (9) その他

II. 幹事校会の開催

2023 年 4 月から 2024 年 3 月までの間に、以下の通り計 6 回の幹事校会を開催した。

2022 年度 第 5 回 (通算 第 307 回) 幹事校会

1. 日 時 2023 年 4 月 19 日 (水) 11 時 00 分~12 時 00 分
2. 会 場 対面 (神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス)、オンライン (Zoom)
3. 議 題
 - (1) 前回 (2022 年度第 4 回 (通算第 306 回)) 幹事校会の記録確認について
 - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告について
 - (3) 2023 年度 阪神教協役員・委員について
 - (4) 2023 年度 全私教協理事・役員を選出について
 - (5) 2023 年度 阪神教協第 1 回課題研究会の企画・運営について
 - (6) 2023 年度 全私教協研究大会および分科会について
 - (7) 研究部会の発足及び内規について
 - (8) 2023 年度 定期総会の開催について
 - (9) 阪神教協リポート (No. 46) の編集について
 - (10) 阪神教協教職課程データベース (2022 年度版) について
 - (11) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について
 - (12) 2024 年度以降の事務局校 (会長校) について
 - (13) 今後の記録担当について
 - (14) その他

2022年度 第6回(通算 第308回) 幹事校会

1. 日 時 2023年5月17日(水) 11時00分～12時30分
2. 会 場 対面(神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス)、オンライン (Zoom)
3. 議 題
 - (1) 前回(2022年度第5回(通算第307回)) 幹事校会の記録確認について
 - (2) 2023年度阪神教協役員・委員について
 - (3) 研究部会委員の選出について
 - (4) 2022年度会計監査結果について
 - (5) 2023年度予算について
 - (6) 2023年度定期総会の運営について
 - (7) 2023年度第1回課題研究会の運営について
 - (8) 全私教協理事会および委員会報告について
 - (9) 全私教協研究大会および分科会の運営について
 - (10) 阪神教協教職課程データベース(2022年度版)について
 - (11) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
 - (12) 2023年度スケジュールについて
 - (13) 今後の記録担当について
 - (14) その他

2023年度 第1回(通算 第309回) 幹事校会

1. 日 時 2023年7月19日(水) 11時00分～12時00分
2. 会 場 対面(神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス)、オンライン (Zoom)
3. 議 題
 - (1) 前回(2022年度第6(通算第308)回) 幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および委員会報告
 - (3) 2023年度第2回および第3回課題研究会の運営について
 - (4) 2023年度第1回教員免許事務セミナーについて
 - (5) 2024年度以降の事務局校(会長校)について
 - (6) 阪神教協リポートの編集について
 - (7) 会費納入状況について
 - (8) 今後の記録担当について
 - (9) その他

2023年度 第2回(通算 第310回) 幹事校会

1. 日 時 2023年10月18日(水) 12時00分～13時00分
2. 会 場 対面(神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス)、オンライン (Zoom)
3. 議 題
 - (1) 前回(2023年度第1回(通算第309回)) 幹事校会の記録確認
 - (2) 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の加盟について
 - (3) 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会加盟校の区分変更について
 - (4) 全私教協理事会および委員会報告
 - (5) 2023年度第2回課題研究会の運営について
 - (6) 2023年度第3回課題研究会の運営について
 - (7) 2023年度アンケート調査の実施について

- (8) 2024 年度以降の事務局校（会長校）について
- (9) 今後の記録担当について
- (10) その他

2023 年度 第 3 回（通算 第 311 回）幹事校会

1. 日 時 2023 年 12 月 13 日（水）12 時 00 分～13 時 00 分
2. 会 場 対面（神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス）、オンライン（Zoom）
3. 議 題
 - (1) 前回（2023 年度第 2 回（通算第 310 回））幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告
 - (3) 2023 年度全私教協研究交流集会について
 - (4) 2023 年度第 3 回課題研究会の運営について
 - (5) 2024 年度第 1 回課題研究会および全私教協定期総会・研究大会の分科会運営について
 - (6) 阪神教協リポートの編集について
 - (7) 2023 年度アンケート調査の実施について
 - (8) 2023 年度第 2 回教員免許事務セミナーについて
 - (9) 2024 年度以降の事務局校（会長校）について
 - (10) 今後の記録担当について
 - (11) その他

2023 年度 第 4 回（通算 第 312 回）幹事校会

1. 日 時 2024 年 2 月 21 日（水）11 時 00 分～12 時 00 分
2. 会 場 対面（神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス）、オンライン（Zoom）
3. 議 題
 - (1) 前回（2023 年度第 3 回（通算第 311 回））幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告について
 - (3) 2024 年度阪神教協第 1 回課題研究会の企画・運営について
 - (4) 2024 年度全私教協研究大会における分科会の運営について
 - (5) 阪神教協リポート（No. 47）の編集について
 - (6) 阪神教協リポートの発行媒体（PDF 化）について
 - (7) 2024 年度予算案について
 - (8) 全私教協年会費の値上げについて
 - (9) 今後の記録担当について
 - (10) その他

Ⅲ. 課題研究会の開催

2023 年 4 月から 2024 年 3 月までの間に、以下の通り計 3 回の課題研究会を開催した。

第 1 回課題研究会

1. 日 時：2023 年 5 月 17 日（水）13 時 30 分～16 時 30 分
2. 会 場：対面（神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス）、オンライン（Zoom）
3. テーマ：「優秀な教員志望者の育成・確保にむけた取り組み」
概 要：中教審答申『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」への対応を探る」を受け、大阪府、大阪府、兵庫県、神戸市の教育委員会の先生方にご参加をいただき、優秀な教員志望者の確保と研修のためのこれまでの取り組みと

今後の展望をご紹介いただき、その後に討論及び意見交換会を実施した。

4. 発表者：

第1部 阪神教協 教職課程事務検討委員会報告

阿蘇 さやか氏 (関西大学)

第2部 優秀な教員志望者の育成・確保にむけた教育委員会の取り組み

徳永 健治 氏 (大阪府教育委員会・採用補佐)

鶴田 夕子 氏 (大阪市教育委員会・係長)

赤坂 博和 氏 (兵庫県教育委員会・副課長)

濱田 忍 氏 (神戸市教育委員会・課長)

司会者 水谷 勇 (神戸学院大学)、杉浦 健 (近畿大学)

第2回課題研究会

1. 日 時：2023年10月18日(水) 14時30分～17時20分

2. 会 場：対面 (神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス)、オンライン (Zoom)

3. テーマ：「改めて教育実習のあり方を考える」

概 要：文部科学省より教職課程の学生が大学3年後期か4年前期に学校現場で行う現在の教育実習を取りやめ、学校体験活動の活用を通じて、学生が学校現場での教育実践を段階的に経験する方向性を打ち出したことを受け、大阪市、尼崎市教員、教職課程教員、教職課程学生にそれぞれの立場から教育実習の現状を発表いただき、今後の教職課程のあり方、そして教育実習のあり方について、討論及び意見交換会を実施した。

4. 発表者：

I. 令和の若手教員育成について考える～教育実習を振り返って～

鍛原 輝明 氏 (尼崎市立小田中学校校長)

II. 学生の立場から

吉村 悠司 氏 (近畿大学学生)

III. 大学教職課程の立場から

松浦 正典 氏 (摂南大学准教授)

IV. 大阪市における教育実習の現状と今後の人材育成の方向性について

家田 志朗 氏 (大阪教育委員会事務局)

V. 総括

水谷 勇 氏 (阪神教協事務局長)

司会者 水谷 勇 (神戸学院大学)、杉浦 健 (近畿大学)

第3回課題研究会

1. 日 時：2023年12月13日(水) 14時00分～17時00分

2. 会 場：対面 (神戸学院大学 神戸三宮サテライトキャンパス)、オンライン (Zoom)

3. テーマ：「課程認定申請大学からの事例報告」

概 要：第3回課題研究会では、慣例で事務職員による課程認定等の事例報告を行っており、今年度申請を行った大学から、指摘事項とその対応に係る詳細な報告、質疑応答および議論が行われた。

4. 発表者：

波多 朋美 氏 (大阪経済大学)

佐沢 明子 氏 (四天王寺大学)

小森 華穂 氏 (武庫川女子大学)

司会者 阿蘇 さやか氏 (関西大学)、野田 浩二氏 (神戸女子大学)

IV. 全私教協との連携

全私教協への派遣役員・委員

阪神地区からは、理事として三宅 茂夫氏（神戸女子大学）、水谷 勇氏（神戸学院大学）を派遣した。

V. 『阪神教協レポート』の編集・発行

『阪神教協レポート』第46号を2023年4月1日に発行した。

VI. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（2023年度版）』を発行し、アンケート回答校に配布予定。

VII. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の開催

教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」は、2017年度から発足した教職課程事務検討委員会が運営している。第1回を9月16日（土）14:00～17:00に関西大学梅田キャンパスにて、第2回を2月17日（土）14:00～17:00に西宮市大学交流センターにて、それぞれ対面形式で実施した。

VIII. 会員校の異動

7月21日付で神戸教育短期大学より正会員から準会員への会員区分の変更申請及び9月1日付で甲子園短期大学より加盟の申請があり、第2回幹事校会にて承認された。

以上

【第1回課題研究会報告】

第2部 意見交換会: 発表・質疑応答の記録

川口 厚
(桃山学院大学)

日 時：2023年5月17日(水) 13時30分～16時30分
場 所：神戸学院大学・神戸三宮サテライトキャンパス(対面)、オンライン(Zoom)
テーマ：「優秀な教員志望者の育成・確保にむけた取り組み」
発表者：徳永 健治 氏(大阪府教育委員会・採用補佐)
川田 光洋 氏(大阪市教育委員会・課長代理)
赤坂 博和 氏(兵庫県教育委員会・教職員人事課副課長)
濱田 忍 氏(神戸市教育委員会・課長)
司 会：水谷 勇 氏(神戸学院大学)、杉浦 健 氏(近畿大学)
記 録：吉田 佐治子 氏(摂南大学)

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

<発表>

水谷： それでは、大阪府教育委員会の徳永様、よろしくお願い致します。

徳永： 皆さん、こんにちは。大阪府教育庁教職員人事課の徳永と申します。本日はよろしくお願い致します。本日のテーマは、『優秀な教員志望者の育成・確保にむけた取り組み』ということで、現状等をお話しさせていただきたいと思います。では早速、下の2ページ目をご覧ください。「大阪府における各校種の教員の平均年齢」でございます。過去、平成17年から29年まで大量退職、大量採用ということで、ここ10年ぐらいで各校種とも5歳程度若くなっているという現状がございます。裏面3ページをご覧ください。「合格者数と最終倍率の推移」でございます。令和3年実施の令和4年度教採では、大阪市の高校の移管の関係がございまして、合格者数が一時増加して、倍率が低下してございます。令和4年度実施の令和5年度教採では1277名の合格、最終倍率は4.5倍。近年で合格者数が同程度であった令和3年度の5.0倍に比べて、若干、広き門となっています。要は倍率も下がっていますよということです。今年度、令和6年度の教採の採用予定数は1010名と減少してございます。採用予定数が年々減ってきてございますので、この影響があると思いますが、志願者数もここ数年、減少傾向にあることが分かるのではないかと思います。

次に6ページをご覧ください。「教員採用に合格した後のフォロー体制」ですけれども、府では、合格者の皆さんが4月から教壇に立つ準備を支援するため、「合格者対象セミナー」というものを開催してございます。合格者対象セミナーは、基本講座、テーマ別講座としまして、集合研修を3講座、オンデマンドで4講座、行っております。裏面7ページをご覧ください。「OSAKA 教職スタ

ンダード」です。こちらの方は、教員として必要とされる資質、能力について、キャリアステージごとに、「OSAKA 教職スタンダード」というものを作成しています。教職に就く前の準備段階を「第0期」としまして、キャリアの成熟期にあたる「第4期」まで、5段階のキャリアステージに位置付けて内容を説明してございます。これはかなり細かいので、教育センターのホームページ等をご覧いただければ参考になるかなと思います。

9ページをご覧ください。「働き方改革」についてです。大阪府では、これまでも「府立学校における働き方改革の取り組み」を進めておりますが、「制度構築等による負担軽減」や「外部人材の活用」、「部活動改革」などに取り組んでまいりました。一層の働き方改革が必要となっておりまして、これを推進するために、各学校で取り組んできた長時間勤務縮減の取り組みを収集したり、これらの中から効果が高いと考えられる「取り組み10項目」を取りまとめまして、各学校の取り組みを進めています。今年度からは、全教職員が少なくとも週1回、定時の終了後、速やかに退庁する、「全校一斉定時退庁日」等の取り組みを実施してまいります。これまでの取り組みを通じて、府立学校での教職員の有給休暇の平均取得日数は、令和3年度ですけれども、約16日となっております。

次に12ページをご覧ください。「併願制度」です。「小中いきいき連携」、「支援学校併願」、「中高併願」ということで3種類の併願制度を設けてございます。いずれの併願におきましても、3次選考において出願した校種の教科、科目で不合格となり、かつ、併願した校種教科、科目において、合格者が採用予定数に満たない場合に限り判定いたします。細かい内容は割愛させていただきます。

13ページをご覧ください。「今年度の教員採用選考のスケジュール」でございます。大阪府では第1次選考として「教職教養等の筆答テスト」を実施し、その後、第2次選考で「個人面接」、そして第3次選考では、「教科専門の筆答テスト」、「実技テスト」、「個人面接」、「模擬授業」を行っております。なお、図中の第2次選考、第3次選考の面接テスト等々におきましては、このうち1日ということになってございます。今年度の最終の3次選考結果、これは10月27日を予定しています。

次に16ページをご覧ください。「一般選考における加点区分」です。BからKまでの加点区分があり、さらに要件を満たす場合は、「特別支援学校教諭普通免許状所有に係る加点」、右端の「小学校・中学校教諭複数免許状所有に係る加点」というもので加点をさせていただきます。次の17ページについては、「英語資格所有者に関する加点」をお示ししていますのでご覧ください。

では、20ページをご覧ください。令和4年4月に「新しく教員になった方々のインタビュー」をホームページに掲載しています。また、大阪府のホームページでは、学校等紹介ムービーということで、9人の若手の先生方のご紹介等も載せてございます。

ここからは資料ございませんけれども、令和4年12月19日にまとめられた中教審の関係では、人材確保の難しさから、教育委員会へ2点、見直しが求められてございます。一つ目が、「採用選考の前倒し」。二つ目が、「優れた外部人材の起用」。特に「採用選考の前倒し」につきましては、府としては現在、他の動向を注意しながら、教員採用選考試験の在り方に関する協議会、こちらの議論を踏まえ、合格者決定時期の早期化も含め、優秀な教員の確保に資する教員採用選考の工夫・改善を検討中です。

なお、早期化によるデメリットとしては、問題作成業務や運営面等々の課題がかなり考えられる

という認識です。また、大学側も一緒かもしれませんが、受験者への影響、これが非常に懸念されます。優秀な教員の確保は、教員採用選考の早期化だけではなく、例えば、学校の働き方改革や勤務環境の改善、先日、一部報道でありましたように給特法等々、法的な制度の枠組みの変更や、教員養成大学、学部、教職大学院、連携、協働というのも重要と考えてございます。時間の関係上、非常に簡単な説明になりましたけども、以上でございます。ありがとうございました。

水谷：では、続きまして、大阪市のほうからお願いいたします。

川田：大阪市教育委員会の川田と申します。本日は、お時間いただきましてありがとうございます。続きまして、大阪市教育委員会は、『優秀な教員志望者の育成・確保にむけた取り組み』ということで、ご説明のほうをさせていただきたいと思っております。採用試験の詳しい内容等につきましては、ホームページ等にも記載させていただいておりますので、本日は時間も限られておりますので、教員確保の取り組みというところで、大阪市の取り組みについて、フォーカスしてご説明させていただけたらと考えております。

大阪市内においては、来年度の採用数につきましては、700名程度の採用人数を見込んでおります。大阪市内では、人口も引き続き減っていくという見込みは、今のところあまりありません。35人学級の増加等に従って、引き続き教員定数の増加を見込んでおまして、今後も採用数、引き続き同規模で採用していくことで考えておりますので、ぜひとも、ご検討いただけたらと考えてございます。

大阪市の教員確保の取り組みということで、4点ほどご紹介させていただけたらと考えております。1点目、「総合バックアップセンターの開設」、2点目、「特別免許状を活用した採用」、3点目、「働き方改革の推進」、4点目、「教師養成講座」ということでご紹介させていただきたいと思っております。

一つ目に、「総合バックアップセンターの開設」とありますけども、令和6年4月より、大阪教育大学の天王寺キャンパスの敷地内に新しい教育センターを開設する予定です。従来の教育センターとして、もちろん研修機能の充実というのも重要な内容として考えておるんですけども、ここにありますように、きめ細やかな指導力を備える、実践力に力点を置いた教員養成というものを目指したいと考えております。細かい内容は割愛させていただきたいと思っております。一つの売りとしておりますけども、「シナジースクエア」を開設する予定をしております。具体的な内容は、授業の支援とか、従来どおりの集合研修というのはもちろんさせていただくのですが、教員同士の交流支援というところに非常に重点を置いて考えております。

例えば、教員志願者向けの「教採Café」といって、教員を志望する方に気軽に寄っていただけて、教員の業務についてちょっと相談していただくとか。こちらは、産育休中の方も学べる機会、「IKU Café」とちょっとさせていただいております。あと、女性管理職のなり手がなかなかいないという問題があります。そういった方々が、気軽に寄っていただけて、先輩教員と交流していただく機能を充実させていくことで、「教員の総合バックアップセンター」ということで、授業支援だけではなくて、支援、交流というところにフォーカスして、機能を強化していきたいと考えております。

従来どおりですと、どうしても、採用して、学校に入ってきて、OJT中心というところがあったと思います。それだけではなくて、教育委員会として、若手教員の方も増えておりますので、横のつながり、縦のつながりを支援していくというところで、採用後もしっかりと教員をサポートしていきたいと考えております。

続きまして、「特別免許状を活用した教員採用」を検討してございます。これは、今年から始めている内容になるんですけども、国の方でも、教員免許状を所有していない方についても、専門的な経験のある方については、特別免許状を活用した教員採用というのを進めていくようなご意見をいただいております。人数については、かなり限定的には考えておるんですけども、免許状を持っていない方でも、特に博士課程など持たれてるような、専門的な知識を持たれてる方がおられましたら、新たな採用枠を検討しておりますので、ぜひ受験をご検討いただけたらと考えてございます。

続きまして、「働き方改革の推進」ということで、簡単にご紹介させていただきたいと思っております。全国的に、こういったさまざまなサポーターの活動が進んでおるかと思うんです。大阪市におきましても、こういった、さまざまなサポーターの職を各学校に配置させていただいております。特に、「スクールサポートスタッフ」など、非常にご好評いただいております。教員の方々がしっかり授業準備や子どもに向き合う時間を確保するためにも、事務負担の軽減、印刷業務の軽減等をしかりしていただくという人材を配置することが、教員の資質向上、負担軽減につながると考えています。本市では、こちらの採用に非常に力を入れておまして、おおむね全ての学校に1人は、職員室にスクールサポートスタッフを配置している状況になっております。こういったところも、安心して受験いただける一つの要素にさせていただくというふうに考えております。他にも、一つ一つはちょっと省略させていただきますけれども、今年度から「欠席連絡アプリ」ですとか、ICTを活用した自動採点の、「採点支援システム」の導入ですとか、あとは教頭先生が非常に多忙でございますので、特に課題のある学校ですとか、育児、介護事情のある教頭先生については、「ワークライフバランス支援員」を配置するなどといった取り組みを率先させていただいております。

一般論かもしれませんが、ちょっと大阪の学校、しんどそうだな、ちょっときつそうだなというようなイメージ、もしかしたら持たれているかもしれません。少しずつ、働き方改革の取り組みを進めて、教員の方々が授業に専念して、働きやすい職場環境を続けていきたいと考えております。大阪市においても、5年前と比べまして、年平均の時間外勤務を3.5時間削減しています。国等の調査では、指定都市の中でも20指定都市中、3番目に勤務時間が少ないというデータもいただいております。引き続き、こういった取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、受験の方をご検討いただけたらと考えてございます。

最後に、「教師養成講座」でございます。大学2回生、3回生の方を対象に、授業づくり講座や子ども理解の講座を通じて、卒業免許取得前にこういった講座を受けていただいて、指導力を持った教員を育成するという取り組みさせていただいております。こちらの方を受講していただいた方につきましては、1次試験の免除といった特例も行っておりまして、非常に合格率も高くいただいておりますので、興味のある方はぜひ、受講いただけたらと考えております。

こういった、ちょっとポイントを絞ったご説明になりますけども、さまざまな取り組みをしておりますので、ぜひとも受験の方、大学の方でご検討いただけたらと考えております。最後に、万博のキャラクターを使わせていただいておりますけど、脈々とこういった経験を伝えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ですが、大阪市、以上になります。ありがとうございました。

水谷：ありがとうございます。では続けて、兵庫県教育委員会さん、お願いいたします。

赤坂：皆さん、あらためまして、こんにちは。兵庫県教育委員会教職員人事課副課長の赤坂といい

ます。よろしく願いいたします。このような会に呼んでいただきましてありがとうございます。兵庫県も今回、このテーマにあるように、優秀な教員の志望者の育成、または確保というところ、本当に大きな課題だと受け止めております。そこに対して、兵庫県の取り組みとして、できることはやっぺいこうという形で、3年ぐらい前から課題意識を持って取り組んでいってるところであります。今回、教員採用試験のことについて少しお話をさせてもらおうと思います。兵庫県は、倍率の方も、年々、下降気味に他府県と同じようにはなっています。ただ、状況を見ますと、ここ5年とか10年見たところという、右肩下がりになっているということですので、どこかで歯止めを効かせないといけないと思っております。

そういうふうに考えるときに、倍率というのは受験者の数と合格者の数によって左右されると思います。私らが今、着目してるのは、免許の取得者の数です。教員免許の取得者数は、兵庫県の大学を見ても、年々減っていったる。絶対的な子どもの数が減っていることもありまして、教員免許の取得数も下がっている。取得率は変わらないんですけど、絶対数が下がっているの、それに合わせた形で少なくなっているところあります。そこに着目して、できることから取り組んでいます。今から簡単にはなりますが、説明をさせていただきたいと思っております。

採用試験については、特に今年、力を入れさせてもらったのは、「加点措置」のところ。今までも少し拡大させていただいております。受験しやすくなっていると。新卒の方は、なかなか、資格を取るの難しい部分があるかもしれませんけども。また、兵庫県を受ける際には、「こういう資格は加点される要素になる」ということを、学生の方々にお知らせさせていただいたらありがたいと思っております。2つ目になりますが、特に今回、力を入れてるところが、教員志望者の確保というところで、「教員の魅力発信」に力を入れてやっております。教育委員会の組織も、この人材確保に力を入れているというお話をさせていただきました。組織改編を行いまして、教職員人事課に「人材確保対策官」という特命の官を設置して、採用育成担当だったのを班に格上げして、人数も増やしています。

この魅力発信に力を入れておまして、先ほどお話ししたように「大学向けの説明会」、それから「一般受験生に対しての説明会」を実施しています。あと特に、何年かかるか分からないんですけども、高校に出向いて「進路ガイダンス」に参加させていただいて、教員の魅力を高校生に伝えようかなと今年考えております。そこがうまくいけば、皆さまの大学に入らせていただいで、教員免許取得していただいで、教員につながっていくかなと考えております。兵庫県に164校あるんですけども、高校に出向いて、進路ガイダンスをやっぺいこうと考えています。

それと、「PR動画」を作成しております。これは3年前に始めたのですが、自前でやっぺいたんで。それに予算を付けていただいで、今回、業者に入っぺいただいで、PR動画を作成しています。兵庫県教育委員会のホームページを開いていただいたら、教職員人事課の一番上に出きますので、また見ていただけたらと思います。動画の内容は、『ふたりの初任者の1日』や『ワーク・ライフ・バランス』についてなど、『兵庫県の教育』の特徴といった内容です。

加えて、新たにTwitterも開設しまして、受験者への発信をやっております。また見ていただければありがたいと思っております。学生は携帯を使って情報収集する習慣が身につけてると思っておりますので、各大学の学生にもお知らせしていただけたらありがたいと思っております。

それから「教員未配置の問題」なんですけども、兵庫県も若干名ではあるんですけども、未配置

の問題を抱えております。先ほども言いましたように、免許取得数が少なくなってきましたので、講師登録の数もどうしても少なくなっている状況であります。これも、ここに書いてあるように、できるだけ申請しやすいように、簡素化させていただいております。

あと、できることからということで、チラシを作ったり、校長先生方が人材探すのに手助けになるようにという、求人サイトも利用できるような手だてもやらせていただいております。また、「ReStart 支援講座」といって、学校現場で働いていて、家庭の事情等で離れて、もう一回という方に向けての支援講座。それから「ペーパーティーチャー支援講座」、免許は持っているけど、教員、学校現場で働いたことがない人たちの支援講座も昨年度から行っています。それと、教員のOBも約3万人おられるんですが、その方たちに向けて、教員免許の更新が、教特法の改正によってなくなったということもありますので、チラシを配布し講師登録への勧誘をさせていただいております。そして、産育休代替の「先読み加配」も今年から行っています。これらが人材確保についての取組です。

次に「教員の育成」につきましては、兵庫県も、教職員研修計画を作成したり、資質向上指標が兵庫県教育委員会のホームページに掲載しております。それを基に年次研修をはじめ、さまざまな研修をやっていきます。教特法が一部改正されて、免許更新制度がなくなって、研修履歴の方をきちんと確保して受講証明していくことが国から求められています。兵庫県としても、そのシステムを開発し、履歴をしっかりと把握した中で受講証明していくシステムを構築しています。今年4月から運用していますので、校長先生に教職員の面談で活用していただけたらと思っています。ご質問等ありましたら、このあと、いただけたらと思います。ありがとうございました。

水谷：ありがとうございました。では、神戸市教育委員会さん、よろしくお願いいたします。

濱田：神戸市教育委員会、教職員課の濱田と申します。よろしくお願いいたします。細かいデータ等が記載されたプリントという形ではないので、口頭でいろいろとお伝えさせてもらえたらなというふうに思います。最初に課題と現状というところになりますが、昨年度、令和4年度実施の採用試験、当初は260名採用の予定でしたが、実際450名の合格という形で、予定の1.7倍の採用数となりました。それで実際に、教員不足の部分がどういう変化を起こしているのかなのですが、2年前の令和3年は、5月段階で教員不足が2名だったところが、昨年26名ということになりました。今年度5月は、1.7倍を取ったにもかかわらず、20名の欠員ということになっています。

皆さんもご存じのとおり、この欠員ということに関してもいろいろなからくりがございまして、常勤を配置するべき枠に非常勤を配置して、そこが欠員とされないといった部分もあります。実際には、非常勤講師の増加が起こっております。中学校でいけば、非常勤講師が多いということになると、例えば、他の教職員への負担増、あるいは部活動が見られないというような現状が起こっているというのが実情かと思えます。また、他の自治体でもお話がありましたように、教員採用を増やした分、臨時講師が不足しています。そのため、特に中学校、高校の教科によっては、もう全く補充がゼロの状態、今もそれを待っているというような学校があるというのが現状です。

神戸市の人材確保の取り組みということで、3点挙げさせてもらっております。1点目は「ペーパーティーチャーの研修」ということで、昨年の8月に実施しました。実際にニュース等でも大きく取り上げていただいたのですが、20代から70代の23名が実際に参加をされました。5日間の研修ということで、「保護者対応」、「ICTの活用」という2本の柱で研修を行いました。この研修は、

会計年度任用職員として実施しましたので、参加者に5日間で6万8000円の給与を支払っています。その23名の中から実際に教員として活躍していただいている方は6名おります。この6名というのが、6万8000円掛ける23名分に値するのかどうかというところなのですが、神戸市としては、現状としては厳しいと受けとめております。

それから二つ目は、「採用前研修」です。これは、令和5年2月から3月にかけて行いました。4月から教壇に立つという全くの新規採用者、講師経験のない方150名、それから常勤講師として活躍するという見込みの方110名、合計260名を対象に、小学校は15回、中学校は9回、特別支援学校は5回ということで、「授業づくりと学級づくり」を基本の柱にした研修を行いました。この研修の一番のメインは、4月からの初めての先生の不安解消というところですが、そのため、授業と学級づくりを中心に行ったのですが、参加者の横の連携ができたということで一定の評価をいただいています。4月から、神戸で活躍するという先生同士での情報を共有できる機会、スタートになったという声がありました。

三つ目、「受験者対象セミナー」ということで、夏休み、昨年の7月に初めて実施しました。1次試験が終わって、2次試験の合格発表があるまでの間なのですが、実際に神戸がどういう先生を求めているのか。これは2次の面接対応等にもつながるところがあるのですが、それを発信することで、実際に受験をする際の注意点であったり、神戸の魅力再発見であったりを発信しました。午後の部と夜の部と2回実施したのですが、500名ほどの参加がありました。昨年の9月、2学期頃も欠員で大変な状況になっておりましたので、その場で、講師として9月から早速、力を貸していただけの人も募りました。少数ではありますが、そこで登録をしていただいた方が9月から、講師として活躍していただいたというようなこともありました。

あと、新卒者の合格というところで、昨年度実績にはなりますが、合格者数のうち、6割が本市の講師経験がある方の合格、全くの新卒者の合格は3割になっております。残りの1割は他都市からの方、あるいは社会人経験のある方の合格ということですが。新卒者の数が少し少ない感じをもたれるかもしれませんが、教科、校種によっては、この数字はもちろん変わってはまいります。

最後に、教員不足の要因というところまでは言及できないのですが、最近の傾向を見ていますと、例えば、子どもたちと会う前に既に退職を決めてしまうという方がおられます。あと4月当初に職員会議を行う際に、もう大量の情報がばっと入ってくるのが、自分の中でさばき切れないということに対する不安。こうした不安があって、子どもに会う前に他に変わりたいという意思を示される方もおられます。教員というのは子どもと対面して、そこで得るものでやっていく。私自身もそういう経験を通してここまで続いてきているのですが、そういう喜びを知る前に辞めてしまうことが、非常に残念というのが一つ。それと、これまでは退職等を考える際に、管理職に相談をする段階があったかと思います。こんな理由でちょっと苦しんでいる、あるいは、ちょっと辞めようと考えているというような相談があって、管理職の説得があって頑張るっていう流れもあったかと思います。しかし、今は、その段階がちょっと変わってきているように感じます。ご自身で、心療内科等に行くと、診断書が出てしまう。診断書が出ているので、もう、すみませんけど終わらせてもらいたってというようなことが実際に学校の中です。これは新卒の方だけではなくあります。こうしたことが、教員不足の一つの要因になっているのではないかと考えております。

あと「教員採用」についてですが、神戸市は、5月19日金曜日まで募集をしています。もちろん、

現状は昨年並みの応募状況だと聞いておりますので、また引き続き神戸の方でも、子どもたちのために力を発揮してくれる教員を、どうぞたくさん送っていただき、また神戸の方でも育てていきたいと思っています。長く教員を続ける魅力のある、仕事を続けられる教員をつくっていきたくて考えております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

水谷：ありがとうございました。では、ここから質疑応答、意見交換に入らせていただきたいと思います。後半の司会は杉浦先生に変わっていただきます。

<質疑応答>

杉浦：ご質問等ございましたら、ぜひ、積極的に挙手、発言をください。Zoom 参加の方もチャットの方に載せていただければと思います。

質問者：神戸市の市教の先生に教えていただければと思います。教員不足の要因というところで、採用されて勤務校がもう決まっているのに退職する人数は、それほど大きな数なんですか。もしそれが事実だったら、育成してるものとして、何らかの手だてを打つ必要はあるだろうなと思いますので、ちょっとそこを伺いたいと思います。

濱田：ありがとうございます。年によって、それが随分差があるというのは事実であります。今年度に関して、初任者で採用された者が退職を選んだというのはゼロです。昨年度に関していったら、この年度当初の早い段階で数名出てしまいました。実際に、退職された時期は、子どもに会う前という者が約半数おります。これが、教員不足の一番大きな要因かと言われたら、そうではないところもあるかとは思いますが、例えば常勤講師、非常勤講師で内定を出していた者が同じように辞めるというような数を含めれば、もっと多くなるというのは事実であります。ただ、個人的に強く思っているのは、人とのコミュニケーション力が低い教員が増えているのではないかと。学校によっては若手の教員の増加と言われている中でも、学校によっては配置される若手教員等が必ずしも多いというわけではない現状もあります。周囲のちょっと年齢差がある方に対して、うまく自分を表現することができない学生は、そういうところに陥りやすいのかなという印象を受けております。

杉浦：ありがとうございました。

質問者：このたびは、貴重なお話、ありがとうございました。大阪府教育委員会の方にご質問させていただきます。大阪市や堺市では教師養成講座や、ゆめ塾などあるかと思えます。大阪府の方でも教師セミナーというものが以前あったかと思うんですが、今後の手だてだったりだとか、また、1次試験の免除、こういった方向性など伺えたらと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

徳永：過去に教師セミナーを開いていました。現状、同じような形の開催の予定は考えてございません。ホームページに、教師志望の方については、QR コードを用いて情報提供させていただいております。来年度に向かっては、今年度の採用選考で既に周知済みなんですけども、府内の公立学校に常勤講師として勤めている方につきましては、1次選考を免除することについて既に広報させていただいております。

質問者 (Zoom)：オンラインで失礼いたします。本日は貴重なお話ありがとうございました。全ての方にお伺いしたいんですけども、東京都では3年次からの採用試験が行われるようになって、この近辺でいうと、和歌山県も3年次の大学推薦ですけども、3年次からの採用が行われるようになりました。今後、皆さんのところでは、3年次生を対象にした採用試験等を行うご予定はございま

すでしょうか。もし、お分かりになりましたら教えていただきたいと思います。お願いします。

徳永：大阪府でございます。あるか、ないかといわれれば、お答えようがないんですけども。メリット、デメリットについて考えたときに、かなりデメリットもあるのかなというところなんです。今週末、国の協議会の方も、ある程度の結論も出ますし、他府県でも、かなりそれを追従する形をしますけども。例えば、3年次に受けられて、1次選考まで免除。いろんな形を取られてますけど、本当にその人たちが卒業時にその自治体に来るのか。そういった面、ちょっと見極めないと難しいかなと思ってございます。ここはちょっと私的な見解かも分かりませんが、教員を目指す方っていうのは、例えば地元志向が強かったり、個人的な思い入れがかなりあるというところから、例えば、3年次で受けれるからというような形で受験される可能性がないとも言えません。いろいろと見極めた上で検討したいなと思ってるところでございます。

川田：大阪市においても、現在、そういった予定があるとかいうのは何も決まっていない状況です。先ほどご紹介させていただきました教師養成講座、こちらの方は2回生、3回生を対象にして、しっかり授業づくりを勉強していただきましたら、次の年、1次の免除というものがございまして、一定、似たような働きも果たしている部分があるかなと考えております。今ある、教師養成講座をとおして、受験者を増やしていけたらというふうに、今は考えてございます。

赤坂：兵庫県の方も今、どうのこうのというような議論がされているわけではありません。いろんな要素が含まれてくると思います。県教委側だけではなくて、大学側の実態のこともあると思いますし、まずは他府県の動向も含めて調整しながら、分析し、今後検討する機会が出てきましたら、検討していきたいと考えております。

濱田：神戸市です。皆さまと同じような形なのですが、現段階では、3年次生を対象にした採用試験等については考えていないというのが現状です。学生の受験の機会が増えるという面は理解できますが、そこでの合格者が、必ず採用につながるのか？というところの、実際の部分の心配も話題の中に上がっておりました。それから、そこで1次試験の部分の一つが合格をしたとしても、そこが採用につながるかどうかという不安の部分もありますので、すぐに踏み切るというところまでは難しいなというのが、現状かと思っております。

質問者 (Zoom)：今、3年次というお話でしたが、4年生の受験時期は、来年度どうなるのかと心配しております。準備等もありますので、今回、お見えの自治体の方につきましては、いかがかなということでございます。よろしく申し上げます。

徳永：大阪府でございます。現在、国の協議会や他府県の動向を見極めながら、検討をしているところです。大きな流れとしては、全国的に文科省が民間企業の内々示の時期、他公務員の試験実施時期等々と比べると、教員採用選考については1カ月から2カ月遅いという結論になるような感じと、ここは感じと言わせていただきますけども、避けられないのかなと。世の中の流れ的には、そういった結論が出るんじゃないかというところから考えると、それによるデメリット、メリット、いろいろあります。しかし、大阪府独自だけではなく、近隣、他府県、全国的な状況も見極めながら、そういった流れに乗り遅れないように、というのは、受験生の皆さん、特に新卒の皆さん等々については、同じ、近いスタートラインで受験していただくという中で、優秀な教員の採用というところを考えれば、今後、流れを見ながら、そういった早期化というのをきっちり決めていかなければならないのかなと考えてございます。

川田：大阪市です。同様に、ちょっと国の協議会の議論等を見据えながら、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

赤坂：兵庫県の方も、早期化については、さまざまな課題があると考えております。運営面の部分もあります。施設の面もありますし、また受験される方々の要素もあるということで、総合的に考えていけないといけない部分かなと思っております。大阪府の方が言われたように、どの県だけがやったから済むという話ではないと思いますので、全体の様子を見ながらというところの結論になるかと思われま。

濱田：神戸市のほうも同様な形になりますが、実際に、今のスケジュールを1カ月か2カ月という形で前倒しするということに対して、事務的な部分での対応ができないのではないかなというように不安は、すごく大きくあります。問題作成もそうですし、実際よりも1カ月、2カ月という単位であったとしても、なかなか、ハードルはたくさんあるのではないかなと考えております。

質問者 (Zoom)：ありがとうございました。今のお話ですと、いつ頃その結論が出るのかというのがちょっと見えなかったんですけども、まだ先になりますでしょうか。

徳永：大阪府でございます。いつ頃というご質問に明確にお応えはしかねますけども。今年度の採用選考、10月27日合格発表でございますので、大阪府でいいますと、この見直しというのは、庁内の意思決定等もありますので、例えば、議会等を考えれば、9月議会などにも議論になると思いますので、その前後になるかなというのが、一般的な考え方かなと思います。

川田：大阪市です。ちょっと時期については未定でございますが、できるだけ、受験者の負担にならないように努力させていただきたいと考えております。

赤坂：兵庫県です。兵庫県も時期については、言いにくい部分があります。ただ、決まりましたら、できるだけ早く公表したいと思っております。

濱田：神戸市の方も同様になります。

質問者：本日は、ありがとうございました。ICT活用について、小中とも整備が進んでということで、教員採用試験の2次の模擬授業も、兵庫県さんも年々、科目が増えていくというようなことになっていますが、その辺りは今後、どのようにお考えでしょうか。それから、2次の模擬試験、模擬授業にICTを課すかどうか、その辺り、議論がありますでしょうか。

徳永：大阪府においては、3次選考で模擬授業を行っていますが、現在のところICTを用いた模擬授業は考えてございません。

川田：大阪市では、模擬授業はやっておりませんでして、場面指導という形でやらしていただいております。今すぐICTを全面的にというよりは、都度、都度、どのような場面にするかというのは決定してまいりたいというふうに考えております。

赤坂：兵庫県は、ICTの模擬授業を早々と取り入れて、させていただいております。今年度の教科については拡大させていただいて、中学校・特別支援学校区分については、社会、それから数学、理科、技術という4教科になっております。高校については、地歴・公民、数学、理科で、年々、増やしている状況であります。兵庫県としましては、先ほども資質向上指標のお話しさせていただいたと思うのですが、その重点項目の一つとして、ICTの活用、指導力の向上というのを掲げております。使える、使えないというのは、問題としてはあるかもしれませんが、そのところに興味関心を持つ、または、それを用いた授業をするというようなきっかけになればと思っております。ま

た教科については、それが適してるか、適してないかという教科の特性もありますので、恐らく増やしていく方向にはなろうかと思いますが、全てになるかどうかというのは、今の段階では何とも言えません。

濱田：神戸市の方も、2次の個人面接で模擬授業、それから場面指導という形で二つ行っています。実際、模擬授業は非常に短い時間で行うということもあって、通常の板書スタイルの模擬授業を行ってもらおうということで今は実施しています。ICTの活用に関する部分については、面接官からの、面接の段階で、その点のスキルを含めて確認するというところはあると思いますが、現状として、模擬授業の方に反映するということは、なかなか難しいところがあるかなという様に思っています。

質問者：おそらく、ここにおられる先生方は、結構、経験してると思うんですけども、教育実習へ行ってから教員になりたくなかったという学生が結構います。こういう学生は、出願をしないで、取りあえず、教育実習に行かないと自分が先生になれるのか、なりたいかどうか分からないからっていうので教育実習へ行っ、教員になりたいけど内定が決まっているし、採用試験は受けられないし、もし、教員になるにしても講師だからっていうので、結局、企業へ行っちゃうってということが結構あったりします。可能か不可能かは別にして、結構、採用試験の後ろ倒しというか、秋にやるようなところも、なんかちょっと話を聞いたことがあるんですが、2次募集みたいなのがあってもいいのかなというのは、個人的な考え方です。これは、特にお答えしていただきたいわけではなくて、そういうふうな事例が結構あって。教育実習で、先生になりたいと思った子は大体、教員に向いてるので、そういう学生がいるということです。あともう一つは、これは新採に採用されてからの話なんですけども、山形県が小学校で、確か担任を持たせない、必ず副担任にするっていう、そういうニュースがありました。新採の大変さっていうのがすごく知られてきて、そこで尻ごみする学生が結構いるので、その辺りの、新採の負担軽減っていうので、どういうやり方があるかなっていうので考えてることがあれば、お知らせいただければというふうに思います。

徳永：採用の担当なので難しいところなんですけど。山形県の小学校が担任を持たせないということなんですけども、皆さん、ご存じかどうか分かりませんが、小学校、中学校の教員定数に対して、新採分については、数人に1名の常勤講師が付きます。皆さんが担任を持たれないということになると、いわゆる教員の不足というか、国からいただける教諭定数をさらに超えてしまうのかなと。山形県さんがどのような取り組みをしてるのか、すみません、勉強不足で分かりません。現状、大阪府で同じような取り組みをしようと思えば、今年度でいけば350名の新採を取る予定です。じゃあ、同じ350名を常勤講師で、お金の問題は別として、本当に払いますか、大阪府として、その予算を取れますかといわれれば、多分、ノーです。でするので、いろんな形で、現在でも国から、新採に関する常勤講師、もしくは非常勤講師の時間数についてはいただけますので、現状ではその範囲内。また、大阪府さんも言ったように、例えばスクールサポートスタッフとか、いろいろな形で応援する。当然、教諭経験の長い方からのご指導や、校内全体で応援するということかなと考えてございます。

川田：大阪市です。ご指摘ありました、その新規採用の方が、いきなり担任をされることに対する不安感があるというご意見と受け止めさせていただいてるんですけども。大阪市においては、内定者研修という形で、コロナ禍でなかなかできてなかったんですけども、教員の方がセンターのデータにアクセスして、教員の採用の研修ビデオを見たりとか、授業づくりの教材を内定者宛てに配信

して、事前に見ていただいたりというような取り組みさせていただいております。また、これは研究段階なんですけども、できれば、神戸市さんがやられているスタートアッププログラムのように、ちょっと不安のある方は採用前に集まっていたら研修するような取り組みも、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。担任の配置につきましては、校長先生がお決めになることなので、新規採用の方といっても一概に言えませんでして。長い間、講師経験を重ねられた方もおられましたら、大学出てすぐの方もおられます。大阪市の場合というと、大体3月の中旬に内定させていただいて、内定者の方、異動者の方、全て当該校に行っていたら、校長と面談していただくということになっております。そういった状況を見て、学校内の中でどういった方が担任するのか、また担任外の業務、特別支援担当という業務もたくさんありますので、それは実態に応じて運営をさせていただいているという状況ですので、一律、新規採用、担任を外すというふうには考えておりません。われわれとしては、採用を決めた方に対する不安感解消をできるだけ進めていくということに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

赤坂：兵庫県です。新採の方に対しての負担軽減というお話であります。先ほどもお話に出てきましたように、国からの初任研加配というのがあります。そこに頼るところがあります。それに合わせて、持ち時間数の軽減などがあります。ただ、初任研ということもありますので、初任者研修との兼ね合いもあると思います。兵庫県については、コロナ禍でもありましたが、オンラインでの研修もかなりしていましたので、教育研修所のほうに行つて研修するばかりではなく、その場でオンラインを使いながら併用した形での研修によつても負担軽減を図つていこうと考えています。また、先ほど少し、精神的な部分でというようなお話も初任者の方にあつたと思います。兵庫県に関しては、エルダー制度がありまして、ベテランの教師の方にいろいろと相談に乗つていただくことができます。そういう制度を活用して心の負担軽減もやつていく。初任の方だけではなくて、今年からは臨時講師の方も、エルダー制度を活用するというように拡大して、相談体制を構築しているところですよ。

濱田：神戸市の方は、先ほど言わせてもらいました、採用前研修というのを今後も、いろいろと実情に合った形で進めていくということと考えております。実際に先ほども言いましたように、横のつながりができるということだけでも、非常に安心ができる材料の一つになっているのかと思いますので、実際に今後、そこを充実させていきたいというのを考えています。それと、これは公的な見解ではなく、様々な実習生、大学の方々とお話の中で私自身が考えていることなのですが、教育実習をして実際に新規採用、合格が決まっている学生さんを、例えば2月、3月、採用前研修を行っている様な時期に、1週間ほど同じ学校にもう一度戻つて実習を行つてはどうかということです。子どもたちにとっては、先生が半年後ぐらいにやつてきたみたいな感じとか、先生にしてみても、実際に4月からは同じ教員としてやるという、さらに高まつた気持ちで対応ができたりしたら、少しは不安が減るのではないかと考えました。大学側がその時期に、例えば1週間というような形で抜けるとなると、大変なことなのかなとか、いろいろと思つていたのですが。そんなのは難しいものなのでしょうか。

杉浦：2月中旬ぐらいになれば、大学の方はほぼ終わつている、卒論も多分、終わつていると思いますので可能だと思います。

濱田：実際に子どもたちを中心に考えたら、すごくうれしいことだと思いますし、先生になるとい

う気持ちも、さらに高まるのかなと考えます。このときには、教育実習の際の指導案等の確認等は一切なく、いわゆるサポーター的に全ての学年にお手伝いじゃないですけど、そのような形で学校現場の実際に触れるというような、そんな取組が可能やったらなと考えて行けたらと思っています。

杉浦：お互い結構、本音に近い形で、それぞれ学生が教員を目指せるように、それに頑張っていきたいなという、そういう、ちょっとやる気が出るような研究会になったかなというふうに思います。先生方、今日は、ありがとうございました。これで課題研究会を終了したいと思います。

(了)

令和の若手教員育成について考える

—教育実習を振り返って—

校長 鎌原 輝 明
(尼崎市立小田中学校)

皆さん、こんにちは。尼崎市立小田中学校校長、鎌原です。よろしくお願いします。比較的、軽い気持ちでいいですよとお話をお受けしたのですが、ここへ来て研究協議会というのは分かっていたのですが、皆さま方を見ましてこれはちょっと恥ずかしいなという。パワーポイントの時代にレジュメ1枚で乗り込んでまいりました。よろしくお願いいたします。

1. はじめに (自己紹介)

レジュメの1番から4番のうち、この1番の『はじめに』という自己紹介のところが一番、盛りだくさんというか、肝心なところでございます。ここをなくしては話が語れないという部分なので、ちょっとお聞き苦しい部分もあるかもしれませんが、どうぞ聞いていただけたらと思います。

レジュメの1番に、①『企業経験』、②『教員免許』、③『教育実習(30歳)』と書いてありますが、もともと音楽で生きていくか、教師になるかという二つの選択肢の中で葛藤しながら生きてまいりました。ほぼ音楽で食べていくんやということで、この風体を見ていただいたら校長にふさわしくないような、何じゃこいつはというような感じがあると思いますが、決して学校でよそがやってない大改革をするんやとか、みんなついてこいの、そんな校長ではありません。教師のメンタルヘルスが一番大事、子どもが一番大事なのですが、教師が生き生きとストレスなく授業に専念できる環境が一番ということで地道にやっておりますので、決して変わった校長でも何でもありません。

経歴としましては、音楽で身を立てるということできっと音楽活動をやっておりました。最後は東京のほうにスカウトされ、デビューすることになったのですが、そのときに流行っていたのがTMネットワークで、小室哲哉を中心とするバブルの絶頂期のあの時期でございます。その小室哲哉、TMネットワークに対抗するバンドをつくるということで自分も呼ばれたわけです。そこでけんかして帰ってくるんですけども。けんかしてできたバンドが皆さん、ご存じのすごいスーパーバンドです。だから今、2人でやってるそのユニットですが、もめなくてそこへすんなり行っていたら自分もそのメンバーにおったんやろうなということをしてすごく後悔しておるんですけども。しまったなっていう。短気は損気やなというのを絵に描いたような人生でした...と言ったら大げさですけど。中3の子どもたちが卒業する前日に、自分はこういうことで、音楽で、という今のお話をするんです。そのバンドはこのバンドだと名前を出したら、みんな「うわあ」って、「先生、すごいな」ってなるんですが、お恥ずかしくて、なかなか笑い話でしか話せないんです。

それから困ったのは、じゃあ教師という道が残されていましてので教師を考えたのですが、ここがまた不勉強なところで、教師になるに当たり、大学で教職課程を取ったら教員免許がもらえるのだということを知らず、ろくにオリエンテーションも聞かず、知らなかったんです。教育委員会が

行う試験に通らないと免許がもらえないというふうに勝手に解釈しまして。自分は勉強に関する試験とは全く縁がない人間ですので、絶対に通らないということで教員は諦め、では、ということでテレビ番組の制作会社のほうへ入社しまして、アシスタントディレクターとしてごみのように扱われ、「あほ、ぼけ、かす」と言われ、殴られ、蹴られる中で...

アシスタントディレクターというものは、土曜も日曜も何にもないんです。そんな中で、じゃあ通信教育でスクーリングを受けレポートを出し、ということができるとかどうか、1年間考えたのですが、27歳から某通信教育を受けました。27歳、28歳、29歳、3年がかり、土日は大学に行き、400×8枚のレポート、1単位8枚、3200字の格闘をしまいにしました。3年かかって何とか取れたのですが、最後に教育実習が残ります。会社に隠れていくだけでもスクーリング、レポートはできるのですが、最後に教育実習、当時は2週間、これが残りました。2週間は企業人であれば年休、有給休暇を持っていますが、実際に2週間、休めるのかと言えば、それは、なめとんのかという話になります。会社を選ぶか実習を選ぶか、どっちかにしなさいということで、ポケットの中にも辞表を持っていましたので、分かりました、と。そこで辞表を提出しました。教育実習を2週間、自分の出身中学校に行き、めちゃくちゃ楽しい2週間でした。「先生」と言われ、自分は先生なのかか思いながら、過ごさせていただきました。

2週間が終わったのですが、そこから無職です。嫁さまがいるのに無職ということで。実習が6月でした。そこから全く何もなく、じっと家に引きこもる毎日を送っておりました。そんな中で米びつのコメが無くなる日が何回もあったのですが、最後に無くなったのが11月14日です。米びつのコメが無くなった日に大阪府松原市教育委員会より電話があり、「40日間の病休代替講師、いかがでしょうか」という話で。どこでも行きますよということで行かせてもらいました。行った学校でえらい目に遭いましたが、うれしくて、過ごさせてもらいました。

教育実習が終わって、そこまで行って、これが30歳のときです。30歳のときに、私は大阪府に住んでいたものですから大阪府の試験を受け始めるのですが、そのときの中学校国語の倍率が300倍ぐらいでした。最終合格2人のところに600人ぐらい受けるという、むちゃくちゃな倍率の中で通るわけありませんので、賢い人たちが通るんだろうなということで10年、講師を経験させていただきました。それは途切れずにずっと10年間つないでいただきましたので、非常にありがたかったです。

ところがその頃は40歳が試験の上限でした。だから30年前ぐらいですかね。もうあかんなど。10回受けてあかんのやったらもう通らんということで、11回目はなし。30歳から40歳になりますので、39歳で受けたとき、もうないなということで。企業に戻るにも戻れない、教師にもなれないということで39歳、最後の決断、どうしようかというところで嫁さまのお父さまが出てこられて、「姫路城の駐車場で待ってるから」と。行ってみましたら「11回目、受けてください」と私の前で頭を下げられました。これを見た瞬間、嫁さまのお父さまが頭を下げるなんてことはありえないので、こっちは泣きそうになりそうになりながら、「お父さん、申し訳ないんですけど、10回あかんもんが11回目、通るとは思えない」ということでお断りしたのですが、「じゃあ11回目は兵庫県を受けてください」と。「いや、大阪を10回落ちた人間が11回目、兵庫県、ありえないですわ」、「もう何も言わんと受けてくれ」とおっしゃったので、「じゃあ1回だけ」ということで、それであかんかったら諦めましょうということで、その翌年に11回目、兵庫県は初めてでしたが、一

発、受けてみましたら、なんと簡単な試験ということで一発で通りました。今までの10年間、何やったんやろうというのはありましたが、めでたく合格させていただきましたので兵庫県の教員として着任することになりました。

尼崎市です。このイメージ、皆さん、お持ちだと思いますが、やっぱりひどい時代でした。学校ってこういうことなのかという、むちゃくちゃな、尼崎市全体が大変な時代だったのでえらい人間はいるのですが、うれしくて。自分はそんな中で教師をスタートしました。1校、初任者6年、僕の場合は8年、校長先生が置いてくれましたので、10年の講師歴の後に8年間、初任者として尼崎の中学校で勤務させていただきました。1校だけ経験して、すぐに教育委員会に入れられまして。それは有能だからじゃなくて、なり手が無いということで入ったのですが、そのような経歴です。

2. 教育実習の現場から

講師のときからも教育実習の担当は何回かあったのですが、ここからレジメの2番に入ります。『教育実習の現場から』です。もちろん①『実習前打ち合わせ』があり、②『実習初日(集会挨拶)』があり、③『校長講話』、1時間目があり、④『放課後』とありますが、今まで何人も教育実習を見てきましたが、どの方も必ず「私の教えるページは何ページですか」と最初から言ってきます。「何にもそんなの、期待してないから、君らには」とか言いながら、自分の教えるところばかりを聞いてくる。それが気になってしまう。そんなことのために来るのか君は、というのが大半でした。全員とは言いませんけど、ほぼ7割、8割...

「教育実習生として皆さんと過ごしていただく先生方です」と紹介するのですが、大概、実習生の最初の挨拶は「気軽に声を掛けてくださいね」とか、そんなことばかり言っています。「気軽に声を掛けてくれるというのはよほどのイケメンか、かわいい人じゃないとないだよ、君らに何の興味もないから」と言うのですが、そういう挨拶をされます。プラス、先生方の大事な時間をいただくことに感謝してとか、そういう言葉もないというのが現実です。だからそこは礼儀として必要、本当に思っなくてもいいけれども礼儀ですよ、それは、ということなんです。

3番目に『校長講話』となっています。生徒の前での挨拶が終わったら校長室で校長講話、1時間目があるのですが、そのときに私は一言目に「申し訳ないけど教育実習の皆さん、迷惑なんですよ」と言います。はっきり言います。「なんで迷惑か分かるかな」と1人ずつに聞くのですが、「先生方に余分な仕事をつくらせてしまうから」とか、そのようなことをきちんと言える人たちはまだ見込みがありますが、首をかしげたりにやにや笑っているだけという方が結構いらっしゃいます。「迷惑なんだけど、ここにいる自分、校長も教育実習を経てここにいるんだから、みんな避けられない道ですからね」ということで迷惑と言いつつ、「全員が経験してることだから迷惑なんじゃないよ」ということで、ちょっと実習生のみんなの顔がほっとするという場面があります。放課後、見ていますと、指導案を必死で作っています。「始まったばかりやから、そんなことより部活、行ったり、廊下でうろうろしてる子を相手したったり、ちょっと関わって、そのほうが大事やから」と言うのですが、「自分の教えるところ」、そればかり気になってる方がいらっしゃるようです。中には指導教官、自分がしんどいときに自分の悪口を言っている。自分が「授業、ほな行っといてね」と言って実習生を行かせたら、僕の悪口を言っている実習生もいました。それは子どもたちが終わってから僕に必ず言いに行きますから。「〇〇先生、先生の悪口、言っとったで」みたいなね。そういう仕

組みも分からず実習生は要らんことを言っているのに、まだまだやなというようなことも感じております。

3. 実習生を送られる皆様へのお願い

三つ目です。『実習生を送られる皆様へのお願い』ということで、これは初任者にも関わることでありますが、①『大学で最新の授業法を学んでいる』ということで、まさにそのとおりです。現場にいるベテラン教師の古い指導法よりも、大学の先生方に教えられた新しい指導法、これは長けていますので。初任者になった先生方を見ている、やはり教え方とか指導法に関しては最新ですから、素晴らしいと思っています。逆にベテランの先生、これ、新任の指導法を学んでくださいよっていうぐらいの、なかなかのいい指導をされてる先生もいるのですが、自信満々過ぎて、逆にメンタルが弱い。だから、この子が分かっていないのはなぜかが分からないという、そんな初任者が結構います。高学歴の初任者が増えてきていますので、自分たちは失敗していない、自分たちは着々と進んできて試験に一発で合格してという方が大半ですので、なかなかできない子の気持ちが分からないという、それが面倒くさいのでこれで行っちゃおうという。要するに、採用後に初任者になってできない子を切り捨てるパターン、またはメンタルが弱くて先輩に注意され、怒られ、辞めていく方が尼崎で何人か出ております。初任者で1カ月以内で辞めている先生もいらっしゃいます。子どもに対応できなかった、先輩の指導が厳しかったと。別に厳しい言い方なんてしていないのですが、そのようなことが気になる方がいらっしゃいます。

二つ目に、②『ベテランをまねて』。ここはちょっと声を大にして言いたいところですが、実習が終わって初任者になって、ベテラン先生の職員室での保護者とのやりとりを見て、自分もできるといふ自信を持ちますので、例えばベテラン先生が電話で保護者に、例えばコウイチ君やったら、「コウイチがこんなん、今日しましたわ、ワハハ」と言って笑っている。それは保護者との信頼関係がもう構築されていますから、それで全然大丈夫なんですけど、それを見た初任者、若い先生たちは自分たちもできるといふ、「コウイチがこんなんやりましたわ」と言って笑います。保護者からしたら自分より若い担任が、試験に通った若い担任が、自分の手塩にかけて大事に育てた娘、息子呼び捨てしているというところで、まずそこからマイナスになってしまいます。「あの言い方、何...?」ということで、若い先生方にも指導はしております。

4. これからの教師に求められるもの

最後になりました。『これからの教師に求められるもの』ということで、教師不足、これは全国的に言われていますが、①『いわゆる BLACK』。業務過多、保護者クレーム、地域からのクレームということで、昨今、保護者クレームはご承知のとおりですが、地域からのクレームというのが非常に増えております。「あんたん所の生徒やろう、ちょっと注意しといて」とか、「こんなんしとったで。すぐ来てや」とか、そんなような。もちろんありがたいのですが、地域からの目があるというのは非常にありがたいのですが、そのようなクレームによる業務が増えている、対応が増えているということです。②『病気休暇』について。教員自身のメンタルも日々、忙しい中、多忙な中でメンタルが弱くなってる。教師の高齢化も原因になっています。教師自身の家族、例えば親が高齢化で介護で休まなくてはならないとか、「急に倒れたからごめん、先生」と言って、「ちょっと帰るわ」

とかいうことが非常に増えてます。これも教師不足につながる。結局、辞めていかれる方が多い。親の面倒を見なくてはならないということです。

③『ICT化』について。これは非常に業務の改善にはありがたいことなのですが、退職された先生で、今、欠員が出てから退職された先生に連絡して、「先生、臨時講師、頼みますわ」とか言う。すると「いや、もうICTで分からなくなってる」と。新学習指導要領も新しい評価が分からない。タブレットが使えない。「教えに行きたいんだけどタブレットとか分からんからやめとくわ」と言う先生方がむちゃくちゃ多いので、自分の知ってる先生方に何件も電話をしましたが、なかなか引き受けてもらえない。これも欠員を埋められない一つの理由にもなってるかなと思います。また四つ目になりますけども、④『従前の指導を通じない事案の増加』について。SNSの普及により教師から見えない部分での指導をしなくてはならないということが増えています。また直接、裁判で訴えられたり、とかいうようなことも出てきますので、教師のほうもそれはかなわないということで指導に消極的になる部分もありますし、また笑い話ですけど、これ、訴えられた場合の学校厚生会の保険もあると。私も入ってますけども、ひと月660円で補償も1億円ぐらいまで補償されます。損害賠償を訴えられたときの保険もある、というのが今の現状になります。

最後になりました。⑤昭和の常識 VS 令和の教育ということ。新しい先生方は権利意識が非常に強いので、「それは勤務ですか」という言い方を非常にしてきます。例えば「打ち上げ行こうぜ、体育大会の打ち上げや」と。「これは勤務じゃありませんので」。昔でしたら先輩から「行かなあかんのじゃ」とかよく言われ、引っ張られて行ったんですけども。「打ち上げやるで」、「それ、勤務ですか」という言葉が出るので、もうええわ、と。唯一の昭和的な情報交換の場ではあるのですが、またそういうのを鬱陶しがらる新しい先生方もどんどん増加しております。また逆に先輩がそこで武勇伝をしゃべるとか、「俺らの時代はな」とかいう、昔の自慢話をするのも原因にはなってると思います。それは今の人も「そんな昔のは要らないから」とよく言いますが、そんなこともひっくりめながら新しい先生方をどうこれから育成していくかについて、私なんかは自信満々やったら満々でええから、頭、打ったらええ、というふうなポリシーでやっていますので、実際にひどい目に遭って、保護者から突き上げられて、「どうしましょう」と言ってくるぐらいやったらまだ見込みがあるかなと。最後は管理職の責任だと思う。俺が謝ってしまえば、というようなところもそんなことも思いながら新しい先生方と関わっております。

最後になりますが、陰で支えられてるという。自分の手柄でも何でもない、生徒を怒鳴ったら怒鳴りっぱなしで、その後、学年の先生が「あんた、おいで」って言って、「陰で支えてくれている先生がいるんやで」ということを意識付けしないといけないなと。この意識が欠如しているというのが昨今の自分の考えです。ざっくばらんに、愚にもつかないお話ではありましたが、拙い話を聞いていただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

改めて教育実習のあり方を考える

—学生の立場から—

文芸学部文化歴史学科4年生 吉村悠司
(近畿大学)

ただ今、ご紹介にあずかりました、近畿大学文芸学部文化歴史学科4回生の吉村悠司と申します。今回、杉浦教授から「教育実習について話をしてくれないか」というお話をいただき、私自身の経験によって今後、教育実習を経験してさらに教員になりたいと思えるような学生が1人でも増えてほしい、そういった思いを持っていたため、参加させていただきました。本日はよろしくお願いたします。

まず、私が教育実習をさせていただいた実習校、実習の内容等の説明をさせていただきたいと思えます。私は大阪府の豊中市出身でして、現在も在住しております。私は大学4年生ではありますが、現在年齢は22歳ですが、23歳になる年齢にあります。これは後ほど説明させていただくのですが、昨年度9月に大学を休学しております、その分、1年、遅れているということになります。

私が教育実習に行かせていただいたのは昨年度で、大阪府豊中市立第十二中学校に行かせていただきました。期間としては9月7日から9月28日でした。本来は豊中市立第十二中学校は6月に実習を実施予定なのですが、私自身と市との調整もあり、9月に1人での参加となりました。冒頭にも学科を紹介させていただきましたが、私は中学校社会科、そして高校地理、歴史、公民の免許を卒業と同時に取得予定です。その中で私自身、現役大学生であることから、大学生の声というもの、同じく教職課程を取っている大学生から実際に聞いた声であったり、私自身が休学をして教育実習というもの、本当に人生のターニングポイントであったといった、その2点の観点からこの場で話すことがふさわしいと考えたため、お話を受けさせていただきました。

1. 実習前の周りの声

まず、私の教育実習は9月実施であったこともありまして、5月、6月に教育実習に行った大学生からたくさんの声を聞いていました。「子どもとの関係が難しいし、指導案大変やし」といった正直な声を漏らしてくれる大学生もいました。しかしそういった大学生は「教育実習」イコール「しんどい」といった現在の大学生が持つイメージを表していますが、教育実習を自分は頑張ったんだよということを表したいと、そういった思いがみんな強いと思っております。その中で「じゃあ実際どうだったんだ」と複数の学生に聞いたところ、「本当に学びになった、教員になりたい」と心を漏らしてくれる学生が多かったです。実際に子どもとの関わりの中で距離感であったり、自分が想像していた中で全く違う部分、そういった面が感じられる点で「教員になりたい」と言ってくれた学生も多かったです。教育実習一つにしても、感じ方というのは人それぞれであると思いました。

2. 私の実習後の気持ち

では私が実習に行った後、どういった気持ちになったかという、必ず教員になりたいと思うことができました。これは私自身、教育実習校に一步目、入った瞬間に学校はすごいと思いました。それは私自身が教育系企業、また私自身が通常、企業のインターン等、経験した中で、こんなにも人と人の思いがぶつかる場所があるのかと感じました。そんな中から学校、教育というのはいものすごい人と人の思いがぶつかる仕事だと感じました。それと同時に実習後には自分の力、自分の行動力であったりとか、また子どもに対して工夫できる力を子どもの成長に捧げたいといった思いになることができました。今、思い返してみても一瞬一瞬、全ての場面を思い出せます。それほど私にとって教育実習はすごく濃い時間だったなと感じております。私のような大学生も他の大学生も含めて、教育実習というのは大学生にとって教員に向いてるかというのを判断できる大きな材料だと私は確信しています。実際に子どもと触れてみて、自分自身は難しいと思う大学生もいますし、また子どもたちと関わることで自分は子どもたちのことを普段から考えられる人間だと、そういったことも思える、そういったような、向いてるか判断できる材料というのが教育実習であると確信しています。

3. 私の判断材料

では、私自身が教育実習の中でどういった教員になりたいと思えたのか。その判断材料が二つあります。まず一つ目が「空き時間の使い方」です。私が思う空き時間というのは休み時間、また空きコマのことです。実際に教育実習に行った際に感じました。かなりの自主性に任されているというか、空きコマの時間が多く、他の教科の先生の所を見に行っていよいよといったことだったり、職員室の先生とお話をする時間を取ってもいよいよといったように、空き時間というのはすごく多いと感じていました。こういったことで、やっぱり自分自身、教員になりたいんだなとあらためて再確認できる瞬間でもありました。

また二つ目は授業についてです。私は社会科の担当教官であった方に「授業をつくる際に、誰にどんなものを届けて、どんな力を付けさせたいのか、ということを考えるようにしよう」と助言をいただきました。その中で2週目から実際に授業を行っていく中で私自身、なかなか頑張れそうだけれども頑張っていない、そういった生徒のことがすごく頭に浮かびました。そういった生徒に対して、どうやったらその子どもたちは少しでも他の生徒と会話をしながら授業をすることができるかということであったり、ペンを持って、例えばその生徒が何か絵を描くことが好きだったら、ゆるキャラの授業、特産品を使ったゆるキャラ作りの授業というものを取り入れてみたりとか。なかなか頑張れそうだけれども頑張れない、そういった子どもたちを押し出したいといった、そういう授業をつくりたいと思ったことも私自身、教員になりたいかを考えた大きな判断材料かなと思っています。

4. 教育実習が私（大学生）にとって有益だった理由

今回のお題にもありましたとおり、実際、有益だったかどうかという、私自身、教育実習というのは有益だったと感じております。その中で授業のつくり方というものを教材の読み方から学ぶことができたということが大きいです。大学の中でも私自身、近畿大学の教員を目指す大学生サークル『教職ナビ』というサークルがあるのですが、そこでは毎月、模擬授業だったりとか、指導案

作り等、また社会科に関するアイスブレイクだったりとかを行っています。そこでつくった授業というのは結局、大学生に伝えるための授業になってしまうと私は感じております。そのため、中学生に対しての授業のつくり方と異なってしまう、また、大学生に対して発問をすればほとんど答えが返ってきます。しかし中学生はなかなか自分の思ったとおりに発問を出したとしても答えが出にくかったりといった部分で、実際に教育実習に行って、その生徒たちを見て授業を考える、そしてまた自分が教科書に対しても、なぜ東北地方ではお米が作られるのかといったように一文一文を、「なんで？」という視点を持つ、そこが生徒も「なんで？」と思うことであるといったような、大学では感じられない学びも得られました。

そして「教員」という仕事は、私からしたら謎に包まれているなという印象がすごく大きいです。企業であればインターンシップであったりとかOB訪問であったり、実際の方々とお話することができると、教員というとSNSでのさまざまな憶測であったりとか、正直、大学生になるとそういうものも目にします。声も入ってきます。その中で実際に実習に行って、学校教員はこういった仕事をしてるんだ、また校務分掌がすごくたくさんあるんだな、そして企画委員会であったりとか、委員会もたくさんあるんだなといったように、そういう教員としてのライフスタイルというのが正直、初めて明確になったというのも、教育実習でした。ここまで私自身、教育実習というのはものすごくさまざまな方から支援していただいている、本当に私にとっては充実したものでしたし、「すごく充実していた」と皆さん、答えていただきました。

5. 私が感じる教育実習の課題と大学生が感じる教育実習の課題

しかしながら、私がここにいる以上、私の経験がもっと教育実習を通して教員になりたいと思ってくれる学生が増えてほしいといったことから、教育実習の課題について、私の考えと他の大学生の考えというものを忖度なしに書かせていただきました。

まずは、大学生という価値をなかなか公立中学校の中で生かす部分が少ないのではないかという点です。大学生となると、中学生にとって近くて、どんな経験をしてどんな進路を選んでいくのかという面でもものすごく身近に感じられる、憧れにもなる存在だと感じています。その中で私も、ある生徒が野球部のキャプテンをやっている、その中でなかなかチームをまとめられないと、そういった中で私自身の中学校野球部であった経験を話し、このように一人一人、話していけば変わるかもというような、その生徒にとって何か一つ、きっかけになることができたというのも、このように思ったきっかけです。何か総合的な学習の時間等でそういった大学生というものを取り入れる、これはもちろん難しいことは分かっていますが、そういった時間もあつたらいいなと感じました。私自身、大学生自身から見て学校教員に対して、すごく忙しいのかなというイメージがあります。そのため自分から他の教員の空き時間に話づらいというのが正直なところあります。そういう中で交流の部分、大学生と学校教員の交流の部分をもっと私は欲しかったなと正直に感じております。

次に、これは6人の大学生に聞いた結果ですが、みんな、正直に言っていたのが退勤時間というのがばらばらであったと言っていました。ある公立学校の大学生では5時であったり、また逆に9時であったり、またある私立大学生は11時だとも正直な話、言ってくれました。

もう一つ、教員採用試験の早期化のことを私も目にしました。その中で5月、6月というのが就職活動の早期化に伴って、ものすごく過密スパンであると私自身、感じております。本人も実はし

てはいけないということは分かっているのですが、教育実習の間の土日に面接を入れることであったりとか、オンラインのインターンシップを入れるということがありました。その中で4回生の6月、7月、9月という時期はもちろん、ものすごく忙しいということはあるのかなと感じております。こういったことが教育志望の動向データ、さっき杉浦教授も冒頭でお話ししていただいたのですが、教育実習を経ても教員にならないという学生が増えてるというのも、そういう理由もあるのかなと感じています。

最後になりますが、教育実習は大学生にとってもものすごくキャリアであったりとか、自分の大学の中で学んできたことを発揮する、また実際に子どもたちに伝える場だと感じています。こういった私の大学生への思いを通して、教育実習を通して教員になりたいと思う学生が少しでも増えたらいいなと思い、お話をさせていただきました。以上になります。ありがとうございます。

教育実習の前に「やるべきこと」・「やれること」

—教職課程の立場から—

全学教育機構 教職支援センター・特任准教授 松浦 正典
(摂南大学)

摂南大学全学教育機構教職支援センターの松浦と申します。本日はよろしくお願いたします。本当にこういう機会を与えていただきましてありがとうございます。それでは、今日は「教育実習の前に『やるべきこと』『やれること』ということで、学生さんと私でいろいろ話しながら考えたことを皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。今日の予定は、大体このような感じですか。特別支援でずっとやってきたので、こうやって先に予定を出すのが大事だということを出させていたでいております。

1. はじめに

教育実習が終わりますと、学生が私の所に、「無事、終わりました。これからお礼状を書くんですけど見てもらっていいですか」みたいな感じで来るのですが、「(教員採用試験)受けてません」、「教育実習、どうだった?」、「教採、受ければよかったと思ひます」と、後になって思ってるっていう学生がいるんですね。そういうことが多いんですね。教育実習が終わって、やっぱり先生になればよかった。ですから、それを何とか少しでも減らすにはどうしたらいいかということをも基本的にも、今日はお話をさせていただこうと思ひます。

私の略歴ですが、実はずっと学校の教員をやっております、令和3年3月まで千葉県にあります野田市で小学校の教師、校長までやらせていただきました。令和3年4月から摂南大学でお世話になって2年目になります。ですから教育実習生を受け入れるほうと送り出すほう、両方やらせていただいているということになります。

2. ネット等にあふれる言葉

学生さんと話したり、あと新聞とかいろんなものを見たりしますと、学生に手に入る情報、ネット上にあふれる言葉なのですが、一つは『長時間労働』です。それから『働き方改革進まず』、『教員不足なのに講師がいない』、さらに『残業代なし』、『余暇に充てる時間もない』と。結局、土日仕事してるよってことですね。それから『仕事が多い割に給料が少ない』みたいなことが出ておまして。極め付けがこれですね、『定額働かせ放題』。これ、考えた人、すごいなと思ひました。まさに学生を不安にさせる言葉です。さらにその他にありましたよね、『校長先生のセクハラ問題』。結構、大きいのがありました、不祥事がですね。さらにネットで「教育実習」と検索すると、これが出てきます、『指導教諭の教育実習生へのパワハラ』。今も裁判をやっていると出ています。さらに『教員の不適切な指導による子供の自殺(指導死)』です。さらに『いじめを訴えて解決しないまま中学生が自殺した』等々ですね。このままのこの情報ではどう考えても学校の先生になるのは不安

だなど、先生にすぐになりたい人はまだしも、揺れている人にとってはこの仕事って本当、大丈夫なんだろうか、と思われるのは当たり前だと思います。

3. 学生が「教員になりたい」と思う時

学生に教育実習が終わった頃に研究室に来てもらったり、つかまえたりして、「どういうときに先生になりたいと思った？」ときくと、教育実習を通して「生徒の変化を感じたときだ」と言うんです。例えば、「生徒が自分から話しかけてくる」。変わる瞬間ってあるんですね。それを感じたとき。それから、ある数学の免許を取ろうとした学生の体験ですが、ある生徒がその学生の所に寄ってきて、「私はあてないで」とさかんに言っていた。「数学、苦手だからあてないで」と言っていた子が、教育実習の終わりぐらいになると、自分から手を挙げて発表しようとするようになったそうです。それから多分、集会とか何かで話をしたんだと思いますが、自分がしたスピーチを聞いて、「先生の話聞いて、僕、私、頑張ろうと思った」と話してくれた。そのときに先生っていいなって、つくづく思ったんだそうです。さらにこれは、「学校の素敵な話」を、先ほど言いました悪い話だけじゃなくて、「素敵な話を聞いた時」に学校の先生ってやっぱりいいなと、あらためて思うということをお答えしてくれました。

4. 教職課程でやるべきこと・やれること（摂南大学での実践を基に）

そこで教職課程、私たちの立場でやるべきこと、やれることって何だろう。ちょっと『やるべきこと』という言葉は強いですけど、やれることは何だろう。二つ考えました。一つ目が、そうやって教育実習に行くと子どもと触れ合うことで先生になりたいと思うのであれば、生徒と触れ合う機会を事前に作ってあげる、そして、教員採用試験を受ける。どうしても教員採用試験を申し込んでから教育実習というのが現実ですので、その前に子どもと出会って、いいなと思う機会を作ってあげる。それから通常の講義、授業を週に1回、講義をやる中で生の学校の様子を我々、教員のほうが伝えるというのは必要なのではないかと考えています。

『摂南大学の取り組み』について、4点、簡単に説明させていただきます。ちょっと摂南大学のPRにもなるかと思いますが、一つ目は講義においてです。ちょっと手前みその話ではあれですが、私のやってることを中心に話をさせていただきます。『自らの経験や教育実習生から聞いた「教師のやりがい・良さ」を授業の中で伝える』ということです。学校で先生をやっていたら、子どもたちが「やった」とか「できた」とかというような話をすることがよくあります。それ以外にこんな話をしました。

私は特別支援学校で教員をやっていました。小学校1年生の担任をやらせていただいたのです。自閉症の男の子。「クレーン現象」という言葉をご存じですか。自閉症の子で要求をうまく伝えられない子というのは、親の手、先生の手、こうやって持って、欲しい所を連れていくんです。手を離す。つまり親も教員もモノとして扱う。それによって要求を伝える。言葉も「ビー」とかぐらいいいかなんか言えない子ですからね。それで、その子なりの伝え方を教えてあげようということで、私のほうでまず「ちょうだい」から教えました。これをやったらほしいものを渡す。それを繰り返しました。何とか学校ではできるようになりました。こういう子たちは実は「般化」といって、学校でできることが必ずしも家でできるわけじゃない。家でできることが、いつも学校でできるわけでもな

いです。ある日、その子の保護者からすごい勢いで電話がかかってきました。何かというと、「うちの子、初めて、ちょうだいやったんです。私に「ください」って動作で伝えることをやってくれたんです。いろんな人に聞いたら松浦先生が教えてくれたというのが分かって、本当にうれしくて電話しました」ということをいただいた。特別支援ですからここに直接、関係ないかもしれませんが、子どもにとっては要求の手段が、親は初めて子どもの言葉を聞いて、そして我々は般化したとこのことを知ってすごい幸せだった。こんな話を特別支援教育論でさせていただきました。

それから『働き方改革について進んでいる都道府県の取り組みを伝える』。「進まない」という話になってしまいますので、そういうイメージしかないのですが、実はそんなことはない。それぞれがそれぞれなりにやってるんですね。これ、東京都教育委員会から配布された『保護者・地域の皆様へ』という文書です。これはネット上で見つけたら簡単にアップロードできたので、教職支援センターの先生方にお伝えするとともに、授業でちょっとこの話をさせていただきました。詳しいところは見ていただければと思いますが、決して働き方改革は進んでないわけではないんだと。教員のためにみんなが、先生方が働きやすいように少しずつは進んでるんだというようなことを話をさせていただいて、「皆さんが先生の頃はもうちょっと良くなってるかもよ」、という話をさせていただきました。「少し安心しました」というようなことの感想も書いてくれました。それから教員をやったので、『「学校あるある」として、学校の小ネタを伝える』と。例えば皆さんもご存じだとは思いますが、「給食には実は学校には毒味役というのいるの知ってる?」と。また、紅白帽の赤は使わなくなってきました。これ、ご存じですか。白い色と赤い色と温度は違うんです。3度から5度、違うんです。運動会の練習なんて大体、暑いときですから、今、白い帽子だけでやってたり、赤いはちまきを着けたりとかして、赤い帽子を直接かぶることはなくなっていますね。あと先生方、夏休みはそれなりにあります。また、退職金が一般の中小企業よりは多いんだよとか、そういうような話もぼろぼろと入れながら、学校の話の少しずつ講義の中ですと、どういう効果があるかは分かりませんが、そうことを意識してやっています。

これからは学校全体でやっている話です。『学校1日体験プログラム』をやっています。これは学生が教育実習より前に学校という職場に入って、教員として必要とされる力、やりがいなどを早期から学ぶ機会とするということで、学生にとっては夏休みの期間に、学生1人につき1日やっています。学生を受け入れてくれているのは常翔学園高等学校と常翔啓光学園高等学校です。これは2年生、3年生限定です。今年度は20名、これに参加させていただきました。一部は両校に参加している学生さんもいらっしゃいます。主な感想としては、教員という職業の大変さややりがいを知ることができたとか、来年度、教育実習への気持ちが変わったとか、それから、教員への志望が強くなったというような感想が寄せられています。

それから『地域連携教育活動Ⅰ・Ⅱ』ということで、これは摂南大学が独自で設定している教職科目です。これは地域の小学校、中学校の教育活動に参加します。単位修得に必要なのは90分×25回、2250分以上やる。その他にも一応、レポートを課すことをしています。今、履修者はボランティア3名を含む14名、ということで、寝屋川市の学校、今年度から枚方市の学校、そして系列校というのはさっきの2校ですが、それぞれ行かせていただいて1年間、体験をさせていただいています。昨年度の学生の感想としては、「小中学校の教育を系統的に捉えることができるようになったのではないか」、「今後の人生でも得難い経験ができたという気がする」、「教育実習にて更なる経

験を積みたかった」ということ、「教員の仕事が他の授業以外にもあるということも知れた」、「何よりも楽しかった」、多分、楽しかったっていうのは教員への志望につながってくるのかなと思っています。「知識だけではわからないものや不測の事態には経験に勝るものはないので活動してよかった」、やっぱりやってみてよかったと。頭の中だけじゃなくて、やってみて、「大学での教育のことについて学ぶのと、実際に現場に出て体験するのではかなり印象が違う」。

もう一つ、『教育 Lab』が今年度から始まっています。これは学生作成の資料からですので、ちょっと言葉が拙いかもしれませんが、何をやってるかという『教員採用試験に向き合う学生を支援する特別プロジェクト』であるということで、教職支援センターの教員と学生と一致団結して現役合格を目指していこうというものです。参加学生、人数は、今年度から始まりましたので4年生15名で、今、来年度に向けて希望をそれぞれ取っています。3年生向けの授業とか2年生向けの授業、1年生向けの授業に4年生が出てきてくれて説明をしてやるということで、1回目の説明会に向けて参加希望を取ったところ、15名から、今、70名ちょっとになろうとしています。50名ぐらいかなと予想してたところですので、本当にたくさんいて、やっぱり教員志望は実はたくさんいるんだなというのをつくづく感じています。

やってることですが、採用試験、突破に向けて必要なスキルを学ぶこととか、それから4年生や先生とつながって、より密なやりとりをしながらいろんな採用試験の情報やノウハウ・データの入手が可能です。それから、うちは教育学部がない総合大学ですので視野も広がったりとか、学生同士と一緒に、いわゆる1人で今まで教員採用試験に立ち向かっていたのをみんなで立ち向かおうというような考え方です。今年度、始めたので、やった内容は学生がまとめてくれたものですが、面接練習会。これは教員と学生の1対1で大体7回ぐらい。それから直前、本番対策には複数の教員、面接官でやります。9月以降ですが、今、ほぼできたのですが、今年度、受けた学生さんに教員採用試験の体験記を作って、A4用紙1枚ぐらいにまとめたものを集めています。来年度の受験生の方ですか、それから先ほど言いましたように1年から3年生に、教育 Lab に参加しない？っていうことで案内をしています。それから、もうこれは終わったのですが、「教員採用試験ご苦労さん会」というのを教員と一緒にやらせてもらいました。

一応、今、摂南大学でやっている4つの取り組みについて簡単に説明させていただきました。もちろん、これが完璧だというわけでは全然なくて、現実問題として1年生が学校に入るところがまだないので、そういった意味も含めて、さらにいいものにして、本当に1人でも多く現役合格する子どもたちを作っていきたいと思うし、教育実習前に教員採用試験を受けようと思う人たちを作りたいと思っています。

5. おわりに

私は学校にずっといましたので、やっぱり児童、生徒が学校というのはもともと大変、魅力的なものなんだと、本当に素晴らしい所なんだ、魅力的なものなのだとということを伝えたい。それから、そのためには学校と触れ合う機会を学生さんに準備してあげたいと思います。ただし、こっこの思いだけでは駄目ですので、相手校の理解、協力を得る、事前にきちんと話し合うところは話し合う。何より大事なのが良い経験にならなければ意味がない、失敗経験で終わらせたら意味がないので、相手校との話し合い、それから学生さんへの事前事後指導、必要によっては中間指導もあると

は思いますが、その充実を図って、これをより良いものにしていきたいなと思っています。では、
こころで終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

大阪市における教育実習の現状と今後の人材育成の方向性について

総務部教育政策課・次席指導主事 家田 志朗
(大阪市教育委員会事務局)

失礼いたします。大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課、次席指導主事の家田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。このような協議会にお招きいただきまして、こうやって報告することを非常にありがたいなというふうに思いつつも、今日の朝からすごく緊張して、他の方がしゃべっておられるときにもすごく緊張して、緊張の度合いを過ぎた、かなり疲れた状態にはなっておりますが、皆さん、いかがですか。皆さん、すごくペンを走らせて聞いておられる様子を見て、非常にどきどきして。僕の話、何かペン動くことあるのかなと思ひながら、ちょっとどきどきしてる状態です。非常に緊張しておりますが、拙い話になりますがどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、余談ですが、次席指導主事とは何者かというのは、あまりお聞きにならないようなワードかなと思うのですが、まず指導主事です。なので私自身も小学校の教員をしまして、今、教育委員会のほうで指導主事として仕事を行っているという状況です。指導主事にもいろんな肩書きありまして、首席指導主事というのが一番、偉いと言ったら変ですけども、一番、上の位になりまして、学校でいうと校長先生、また行政的という課長級になるのが首席指導主事です。その下が次席指導主事、私の立場ですが、現場でいうと副校長先生の辺り、行政でいうと課長代理級という形になります。大阪市の場合はその下にまた総括指導主事と、あと指導主事がいまして、四つの段階があるという、そのような状況です。そういう意味では次席指導主事という名前が付いてるけれどそんなに偉くないんだなというふうに思ひいただいて、お話、聞いていただけると非常にありがたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

いろんな数字を出しながら大阪市の様子を知っていただきたいと思いますが、約1万4475日、何の数字だと思いますか。想像つかないですよ。大体1年間365日で、1万4475日が一体、何年やねんという話ですが、答えはまだ言いません。この後、出てくるかなと思ひますので、1万4475日、これは頭の中に少し残していただくとありがたいなと思ひます。

『本日の流れ』ですが、『大阪市から見た教育実習のとらえについて』ということから始まって、『大学への要望』という形でお話を進めていきたいなと思ひます。

1. 大阪市から見た教育実習のとらえについて

まず『大阪市から見た教育実習のとらえについて』ということで、自治体の方、多分、皆さん、同じ考えではないかなと思ひますが、学生が大阪市、本市の学校園で実習をすることで、大阪市の教員って意外といいなと感じてもらって、大阪市の教員採用につなげたいと思ひているところです。『意外と』というところがポイントで、大阪市出身の方が大阪で教育実習、母校実習という形で

した場合については、多分、『やっぱり大阪市がいいな』と感じるんじゃないかなと思います。『意外と』にはならないと思っております。大阪市以外の出身者が大阪市で教育実習を行うことで、『地元もいいけど、大阪市も意外といいな』と思ってもらえるのではないかなと思います。できれば大阪市だけで教員採用、何とかなればいいんですが、皆さんもご存じのとおり、大阪市、なかなか倍率、大変な部分もありまして、できるだけたくさんの方に大阪市で受験していただいて、大阪市の先生になっていただきたいな、また講師にもなっていただきたいなというところです。そういった意味で大阪市の教育実習としては、大阪市出身者をしっかり取り込みながら、大阪市以外の出身者も教育実習をできる環境を整えることで、『意外といいな』と思って感じてもらって、そういう学生を増やしていきたいな、それが採用につながっていけば一番いいなと考えているところです。

2. 大阪市の教育実習の現状と課題

次ですが、令和3年度、ちょっと古いですが、教育実習の現状をお伝えしたいと思います。資料のほう、ちょっと細かくて見づらい部分ありますが、幼稚園で教育実習を令和3年度、行った方は300人です。小学校でいうと525人、中学校が398人の教育実習生の方を受け入れております。合わせて1223名の方を受け入れてると、こういう状況です。右側のほうの円グラフですが、その方がその後、教育実習が終わった後、どういうふうに学校に関わっているかというところですが、その後も学校につながっていただきたいなと思っております。特に学校はサポーターを募集していますが、なかなかサポーターも人が集まらない、そういう状況です。学生の方も、学校が助かるようにサポーターに登録していただけると非常にありがたいというところですが、現状は、10パーセントぐらいしかつながっていったいないという、そういう状況です。

次のページですが、先ほどの3名の方のお話にもありましたように、基本的には教育実習は、大学から送り出して、学校のほうで実習をしてという形になろうかと思っております。そういう意味では、行政はあまり関わりがないようなところもたくさんあるのではないかなと思っております。令和3年度までは大阪市もそうでした。その中でどんな課題が見られたかというところ、学校のほうで対応を、それぞれしていただいていた部分もありますので、母校出身者のみ受け入れる学校であったりとか、大学からの依頼が重なってたくさんの実習生を受け入れるような、そんな学校があったりとか、さまざまでした。また教育委員会で全体把握がしっかりできてなかったというところでございまして、施策への反映というか、より良い教育実習の受け入れというところが、全体像がしっかりシステムとしてできてなかったというところではあります。

そういうところもありまして、令和3年度に学校園にアンケートを取りました。その中で見えてきたこととしては、「A.『教育実習生』に関すること」、「B. 実習校園に関すること」、「C.『人材育成』に関すること」という課題、解決すべきところがあがってきました。

そういうところで新しいシステムを作ろうと考えて、他の自治体がどんなふうに教育実習を捉えておられるのかなというのを、いろんな自治体を調べていきますと、横浜市では『実習生への手厚い支援』ということでガイドブックを作成して、実習生に配っていました。これは大変いいシステムだなと思いましたので、大阪市でもこういうのを作ってみたいなと思いました。また京都市では『事前研修会の参加が必須』ということで、教育実習に行く前には事前研修会を受けるというような形でした。豊中市は教育委員会が一括して実習生を募集して、実習校を差配されているところで、

何とかいいものを大阪市も取り入れながら、われわれができるところという、実は教育実習に関係する人数としては、今日、ここで私が話していますが、私以外に後ろに座ってる有田総括と、今日は来ていないのですが椿本指導主事という、この3名が中心となって小学校、中学校の実習を回して回っている形になります。幼稚園は初等中学校教育担当というところで回している、ごく限られたメンバーで実際は動かしています。大阪市は先ほどもお伝えしたように1200人近くの実習生がいる中で、この人数で回すというのはなかなか大変な部分もあるので、人数でできるようなところで一番いいようなところを考えて、養成-採用-研修を一体として捉えて、人材育成システムを構築したいと考えております。

3. 課題解消のための方策

実際、どんなことをしたかという、教育実習生に関しては事前研修会だったり、ガイドブックを作成したりしています。実習校園については、学校は本当に大変だと思っているので、事前研修会の中で学校が指導するようなことを少しお話ししたりであったりとか、実習日誌もやっぱり学校にとっては、先生にとっても負担になる部分もあるので、できるだけ学校の先生の負担が少なくなるような実習日誌というのを大阪市版として作っています。担当教員も若手が増えてきている中で、どういふに実習生を教えたらいいのかが、分からないという方もいらっしゃる、サポートガイドを作るなど、いろいろ考えました。人材育成についても大阪市のホームページの中で、どんな人材募集をしているのかというのを分かりやすくするページを新たに作っています。

一つ一つ細かく説明していくと、事前研修会は、今年は1366名の方の申し込みがありまして、実際には1143名の方に参加していただいています。大学は110大学という、かなりのたくさんの方に来ていただいております、北は北海道、南は沖縄まで、かなり広い範囲から参加いただいております。事前研修会はオンラインでやっています。内容については右のほうにQRコードを載せていまして、これも学生の方が一度、参加しただけではなかなか全部、理解できないという方もいらっしゃると思うので、学び直しができるように事前研修会の内容をここに置いております。皆さんもしよければこのQRコードを読み取っていただくとYouTubeに流れてますので、またご確認いただければと思います。実習日誌も載せていますので、またご確認ください。

実施要綱も作成いたしました。この実施要綱についても、これまで対応がまちまちでいろいろ大変だったというお話もありましたので、教育実習の目的とか対象者とか、大学、学校園の役割とか、実習生のサービス等を明記しています。これも右上の所にはQRコードを用意していますので、またご確認いただければありがたいです。先ほどもお伝えしたように、本市のホームページの中で教育実習とか人材募集のページを作って、『大阪市教育実習』と調べたらこのページに飛ぶようになっていまして、その中でさまざまなボランティアであったりとかサポーターの募集も見れるし、教員採用選考のところも見れるというような形で、できるだけたくさんの方に教育実習が終わった後、先生の採用につなげていくということがひととおりつながるようにホームページを変えております。

4. 大阪市の教育実習に係る変更からみてきたこと

この事前研修会を行った中で、実習生の教育実習への意識の高まりについて、アンケートを今回初めて取らせてもらったのですが、「アドバイス等を聞いて、一層、教職に対して意欲が高まった」

であったりとか、教育実習をむかえるまでの意識の高まりについて、「教育実習への実感が増した」というようなご意見いただいています、本当にありがたいなと思ってます。この事前研修会は、実際に教育実習に行く1年前に受けていただき、そこから次年度に教育実習に行く一つのきっかけと言いますか、これから1年かけてしっかり勉強して学校に行っていただくようにと考えて行っております。この事前研修会ですが、大阪市の場合は事前研修会を受けた後に内諾を取りに行くという形にしております。学校については受け入れ人数枠をこちらから設けておまして、少規模の学校と大きな規模の学校では受け入れの人数の問題や一人一人の先生の負担の問題もあるかと思うので、学校の規模によって受け入れ人数枠を作っており、教育実習受入の偏りがないように、学校の負担を平準化できるようにと、システムを考えて行っております。また、そのことが一人一人、実習生の手厚い指導にもつながるのではないかと考えております。

令和3年度、中学校のグラフを見ていただければと思いますが、受け入れのあった学校が85%から90%になったということで、少し受け入れは増えています。受け入れ人数はちょっと見にくいのですが、グラフの一番左が受け入れ人数0人の学校です（受入0人の学校は令和3年度19校から令和5年度13校に減少）。令和5年度に10人受け入れた学校が1校ありましたが、そういう学校は少し減っていて、令和3年度の3校から1校に減っているの、少し平準化できたのかなと考えております。

また大学によっては教育実習の依頼の期間がまちまちで、3年生の秋で実習に行くことを例にすると、1年生の後期に内諾をお願いできませんかと依頼される大学があったりとか、3年生の春に依頼される大学など、すごくまちまちでした。この事前研修会することで、事前研修会が終わったら初めて内諾に行きよとしたので、期間がごく限られた期間になっています。8月の終わりから9月の最後までにしており、この中で内諾を取りに行くことになるので、学校からするとこのタイミングで来なければ、もう実習生は来ないと分かるので、非常に学校としてもメリットがあったのかなと考えております。

5. 大学への要望

ここからは大学の方への要望です。ただ先ほど近畿大学の吉村さんからの話もあったところで、なかなか心苦しい部分というか、ここはまたいろいろ教えていただきたい部分もありますが、『実習時期』です。小学校は実際のところ8月から9月の秋にほとんどの実習生が集中しています。中学校については春の5月から6月と、8月から9月ということでパターンがあります。学校としては、我々の聞いているニーズでいうと、小学校の場合は秋実習を希望されている学校が多いです。なぜかという、いろんな行事が秋にあつてそういうことを体験していただきたい、運動会等は最たるところで、やっぱり人手がたくさん欲しいというところで秋実習を希望している学校が多いです。中学校については春を希望されてる学校が多くて。なぜかという、秋になると高校入試の関係もありまして、どうしても学校としては集中して勉強を教えていきたいんだというところがあるようで。鍬原先生の所もどうか分からない部分はまた教えていただきたいところですが、秋実施を希望されてる大学があり、2回、時期をずらして受け入れるというようなところがあつて。学校からはどうしても負担を感じておられるようなところもあります。ここは何かなったらいいなというところで、『大学への要望』と言わせてもらいますが、大学のほうもいろんなところもあつてなかなか難し

い部分があり、こういうところをまた一緒にディスカッションできたらいいなと思っているところです。

もう一点が『学校支援について』ということで、先ほどもお話したように、実習後も学校のサポート人材になっていただきたいということが本音です。先ほど少しインターンシップであったりとか、学校体験活動の話も少しあったかと思いますが、大阪市としても事前のそういうインターンシップであったりとか、学校体験活動、非常にありがたいなと思ってるところです。ただ、それが教育実習につながらないと言いますか、別の学校に行ってしまうと結局、そこでしっかり子どもたちと関係を作ったところがいったんまたリセットされて、別の所でまた実習をするというふうになると、学校からすればせっかく育てたところがまた流れていく形になってしまうのもあるかと思います。これはできるだけ大阪市としても防ぎたいな、自分たちが育てた子はちゃんと実習も見て、その後、学校を手助けしてもらったらありがたいという、この一連の流れになると学校としても教育実習を受け入れるだけではなくて、人材としても非常にありがたい人材になるんじゃないかと思っています。こういうところも大学のほうでまた少し議論していただけると非常にありがたいと思っています。

今のは学生の話でしたが、『学校支援について』ということで大学の方へのお話になりますが、一番、最初に冒頭、お話しした「約1万4475日」とありましたが、この答えは大阪市で教育実習をされた方の合計日数なのです。今年1年間、令和5年度で受け入れた方が、ざっくりですが1060人ぐらいいらっしゃいます。大体、小学校でいうと4週間程度、中学校でいうと3週間、幼稚園でいうと2週間から4週間の実習がメインになりますが、その人たちの日数を全部、足すとさっきの日になります。大阪市全体でいうと、これだけのたくさんの時間、学生の皆さんに時間を費やしている形になるのです。皆さん、大阪市を受験していただいて大阪市の先生になってくれたら、多分Win-Winでお互いいいなとなると思います。いかんせん、そうならないのもあると思います。大学の先生方からしても、送り出すけれど実はごめんなさい、違う自治体を受けてるんですという方もいらっしゃると思います。そこはある程度、仕方がないなとも思いながら、では逆に何ができるのかと考えたときに、我々が今、考えているのは、学校の教育研究活動とか困り感を大学の専門的な知見でもって解決していただける、そういう大学の先生方が学校をサポートしていただけるようなになれば、学校の立場からいうと、育てたけれども、その人が大阪市を受けなくてもそこは仕方がない。ただ大学の先生からサポートをもらえたらこれでよかったよねとなれば、大阪市としてはWin-Winになるのかなと考えてるところです。

6. 最後に

最後ですが、これも事前研修会で聞いたアンケートですが、教職を含めたキャリアプランということで事前研修会を受けに来られた方に聞くと、グラフの一番左、教職のみを今考えていますという方が250名、教職は第1志望だが他の職種も考えているという方が205名、他の職種が第1希望だが教職も考えているという方が105名になってます。採用を希望する自治体も、大阪市が70%ですが、大阪市以外が28%、未定が2%という、これは、リアルな数字だと思います。これまで考えていたのは、「教職のみ」で「大阪市のみ」というところが、一番ありがたい存在だとは思いますが、そうではないところでも今のところ大阪市は門戸を広げるようにして、大阪市以外や未定の方にも

大阪市の魅力を知っていただいて、やっぱり大阪市、意外といいなって思ってもらえたら採用にもつながっていくのではないかなと思っているところです。ただそうは言いながらも現場からしたら、そんな大阪市を受けない人、また教職になるか分からないようなそんな人を受け入れるのはしんどいですというところだと思います。そこを学校現場の受け入れ負担と採用につながる割合のバランスというところが非常に大事になってきているのではないかなというところです。

しんどいけれども受け入れることでメリットがあったよねというふうに学校としてはなっほしいなというところもありますので、ここからはちょっと宣伝なのですが、令和6年度に「大阪市総合教育センター」というのを開設いたします。これまで教育センターというのは教員の研修が中心に行われていた所ですが、それだけではなくて、大学の方々や学生も行きたくなる教育センターを目指して、さまざまな取り組みを進める予定です。また、大阪市の教育方針に沿った協力をいただける大学・大学院、企業、研究者などによるネットワークとして、「支援していただく、応援していただく」の『おうえん』と、Osaka City Education Network、『OEN（オーエン）』を掛けているのですが、大阪市らしいでしょう、というのをつくろうと思っています。その中で学校園で行う研修とか、研究とか、保育授業の支援であったりとか、現場視察や、さっきも少し話があったと思いますが、学校の様子をちょっと知りたいんですとか、実習の場の提供であったりとか、教員向けのイベントの実施ということで、先ほど吉村さんから話がありましたが、現場の先生と実際に話してみたいというところをうまくマッチングできたら『行きたくなる教育センター』にもなるだろうし、大阪市にもメリットもあったりするのではないかなというので、今、総合教育センターはこんなことを考えています。できましたら、この『OEN』という仕組み、今、制度設計中なのでまだはつきりしたことをなかなか言えない部分もありますが、この仕組みにまた参画いただきながら、お互いが、大学のいろんな大変さもあると思いますが、学生がたくさんいる中で母校実習じゃないと受け入れてくれないという方、多分、地方から来られた人でその間地元に戻らないといけないという、そういう経済的な負担とかもいろいろあるかと思うので、そういうところをお互い、ここは大阪は受け入れるのでこういうことをサポートしてください、というような形で Win-Win になればいいなと考えているところです。以上、説明はすごく長くなりましたが、大阪市からの報告は以上です。ありがとうございました。

質疑応答の記録

小 松 佐穂子
(桃山学院大学)

日 時：2023年10月18日(水) 14時30分～17時20分
場 所：神戸学院大学・神戸三宮サテライトキャンパス(対面)、オンライン(Zoom)
テーマ：「改めて教育実習のあり方を考える」
発表者：鋤原 輝明 氏(尼崎市立小田中学校・校長)
吉村 悠司 氏(近畿大学・4年生)
松浦 正典 氏(摂南大学・特任准教授)
家田 志朗 氏(大阪市教育委員会事務局・次席指導主事)
司 会：水谷 勇 氏(神戸学院大学)、杉浦 健 氏(近畿大学)
記 録：白銀 夏樹 氏(関西学院大学)

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

<鋤原 輝明氏への質疑応答>

質問者 A：今回のテーマとはそれてしまうかもしれませんが、個人的な話ではありますが、先生が30歳で教育実習をされた後、10年間、講師でという話でしたけれども、その期間でどのように自分の教師としての授業など、そういったものを高めるためにどういったことをしていたのかというのを伺いたくて。というのも今、正規で、大学卒業して一発で採用できなくて講師をしている学生が多いのですが、そうなったときに研修もできない、時間講師だったら学校、研究授業とかに参加しない、で、なかなか自分の授業を高める機会がないというときに、ずっと講師をやられていた先生はどういうふうに自分の力を高めたりとか、どういったふうに学んでいったのかという経験について、もしよければお伺いしたいと思います。

鋤原：自分は30歳のときの学校の状況、大阪府も兵庫県もですが、荒れまくっている部分がありましたので、ここを何とかしなければということで職員室内が一体になってたというのがありましたね。権利だから俺は参加しないと、そんな人はいなかったんですよ、当時。だからみんなで何とかしようって、学年を中心に、学校を中心にという部分があったので、それが自分の原動力になってましたし、自分一人で闘っているわけじゃないというのがすごくありましたから、心強かったです。ベテラン先生がめちゃくちゃ支えてくれましたので、それでどんどん、企業も経験していて、非常に心強かったので、それが自分の根本、支えになってました。でもその分、試験勉強なんて全然できてなかったんで、結局、全然、通らずでした。

質問者 A: ありがとうございます。もう一個、いいですか。今校長先生をされてる中で、先輩からのバックアップというか、支援するという体制を整えるのをどういうふうにされてるかとか、もし何かあれば。

鋤原: 今ですか。

質問者 A: 今、そうですね。校長先生をされていて、学校全体として、今の若い先生たちにもし何かされてることがあれば。

鋤原: 特に学校としてこういうやり方で、こんな研修をとか、もちろん小さい研修はあるんですが、校長として職員室で若い先生たちでどんな表情をしてるかというのを捉えていき、寄って行って冗談を言い、それでもだめなときは校長室で2人でしゃべってみたり。「何にもしてあげられへんけど何でも言うみや」と言って。そんな泥くさい、昔ながらのやり方でやっていますね。結構、今の先生方、校長室に来たら、そうやって「どうなん」と言った時点で男の先生でも泣き出す場面とか結構、ありました。今、校長で2校目になるんですけど、そんな感じが多いということはやっぱり先生方はメンタル的に追い詰められているんだろうなとすごく感じております。

質問者 A: ありがとうございます。

<吉村 悠司氏への質疑応答>

質問者 B: 実習を終えて、引き続き教員を目指したいかというのは思われていたんでしょうか。

吉村: はい。目指してしまして、僕も採用試験も受けまして受かっていますね。言っていたのは、「それはもう分かっている」と言っていましたね。間違ったイメージかもしれないですけど、教員である以上、そういった時間の制限というのはなかなか厳しいというのも分かっているとは言っていましたね。

質問者 B: もし吉村さんがその立場だったら、どう思われてますか。変わらずにやっぱり教員を目指して、ちょっと大変かな、と正直、思うところはありますか。

吉村: 私も実は「する」という選択を取るんですけども、実習ですごく感じたのは行事だったりとか、授業一つ一つに、子どもたちにどんなことを与えて、どんな力を付けさせるっていう価値付けをしていたら、やっぱりそういった時間がかかってしまうなというのが正直なところです。でも私自身がしたい教育はそういうものですし、という選択をするので、私はすると思います。

質問者 B: ありがとうございました。

家田 (質問者として): すみません、この後、話をする家田と申します。大阪市教育委員会です。貴重な話、ありがとうございました。学生の方のお話を聞くと、なかなか貴重な経験なので非常にありがたく聞かせていただいたところですが、質問というか、この後の私の発表の中でも出てきますのでお聞きしたいことがありまして、すみません、手を上げました。内容としましては、教育実習の実施時期の見直しをっていうところでご提言いただいてたかなと思うのですが、5月から6月が過密スパンであるというお話だったと思います。この5月、6月が忙しいというのをもう少し具体的に教えていただければなと思います。行政のほうからするとあんまり、教員を目指す人しか対象としてないというところがあるので、学生の人が5月、6月、どんなふうに忙しいのか。学年というんですかね、3年生のときにこうなんですとか、4年生のときにこうなんですということを具体的に教えていただけると非常にありがたいなと思います。よろしくお願いします。

吉村：実際に3年生の大学生と4年生の大学生の方と関わらせていただいておりますが、3年生というのは10月、12月と、だんだんと自分の就職、何にしようか、業界、人材にしようか、メーカーにしようか等を考え始める時期で、今、ちょうどあるなと感じています。その中で3、4月ぐらいには選考等もスタートをし始めてる中で、そういった時期から大学生は焦り始めているという、私の感触があります。その中で就活の面接解禁日というのが6月1日なのですが、それ以前に5月、6月から選考をスタート、そこから6月、7月、8月と。私の聞いた大学生の感覚によると8割ぐらいは8月ぐらいに就活を終えてるかなというイメージですが、この期間っていうのはかなり教育実習と重なる部分あるかなと感じています。

家田：ありがとうございます。

杉浦 (質問者として)：すみません、司会から杉浦です。5月、6月が過密スパンということですが、そうすると、例えばですけど教育実習、いつやればいいのかというふうに考えますか。

吉村：3年生の8月、9月、3年生にやりたいなと私の希望はありまして。実際に教育大学では、恐らく3年生で6月、7月なのかなと認識を持っているのですが。

杉浦：3年生の後期、夏休み明けてからというイメージでしょうかね。

吉村：1年前倒しというイメージを持っていたのですが、私としては。今、4年生の6月等に行っているのを3年生の6月に…。

杉浦：そこで教育実習へ行って、自分の教員の志望とか、向いてるかどうかっていうのを確かめたいという、そんなイメージですかね。

吉村：そうですね、個人的なイメージでは。

杉浦：ありがとうございます。

<松浦 正典氏への質疑応答>

質問者 C：本日はありがとうございました。1点、お聞かせ願いたいのですが、本学で、今、教育ボランティアを単位とするという話が出ておまして、摂南大学さんの「地域連携教育活動Ⅰ・Ⅱ」、こちらがそれに似てるのかなと感じたのですが。その中で「地域の小中学校の教育活動に参加し」というところがありますが、この小中学校の選定先といいますか、これに関して、例えば、学校側である程度、指定した中で行っておいでと言うのか、学生さんのほうから地元の小学校であったりとか、そういう感じで自ら選んできて、それを採用して認定してあげるのか、その辺はどのようにされているのでしょうか。お聞かせ願ってもよろしいでしょうか。

松浦：私より詳しい方がたくさんいらっしゃいますが、授業の空き時間を利用して動く、ということが基本になっていますので、学校の近場でないと現実問題としては難しいですね。本人の自宅の近くか、もしくは学校の近くという。小学校の数も中学校の数もあんまり多くなかったと思いますが、それで通えるという所で、学校のほうでまず教育委員会を通してご挨拶をして、学校に協力をご依頼して、という形を取っています。

質問者 C：ありがとうございました。

杉浦 (質問者として)：他にいかがでしょうか。そうしたら司会のほうから。この「地域連携教育活動Ⅰ・Ⅱ」ですが、教職科目というふうになっていますけども、どこの領域というか、どういう単位になりますでしょうか。

摂南大学担当者：よろしいでしょうか。

杉浦：はい。

摂南大学担当者：代わりまして、ちょっとお答えします。まず先ほどの話ですが、実はこの地域連携教育活動そのものはかなり昔から、10年以上前からの取り組みでありまして。最初、寝屋川市に本学はございますが、寝屋川市の教育委員会と大学との連携の下で教職の学生に限らず、広く学生の、サービス・ラーニングの一つとして始まった科目でございます。連携で最初のところは私、まだ摂南大学におりませんでしたので始まりは分かりませんが、もともと大学としての連携という、まさに地域協力というところから始まった科目でございます。その後、教職科目に変わりました。それ以前は、いわゆる教養科目として取れるという科目でした。5、6年、もうちょっと前かな、に教職科目のほうへ、要するに教職支援センターのほうが引き受けまして、学生も教職課程の学生に限るようにいたしました。今の科目群ですが独自科目に設定しております。いわゆる教科に関する科目と、教職科目で独自科目の部分が埋められるようにはカリキュラムを組んでいますが、ですから本当にプラスアルファの、取らなくても、履修しなくても学生は免許が取れるような、そういう位置付けの科目なのです。ですからある意味で、とてもやりたいという学生が集まっている、意欲的な学生の集まりかなと思っております。よろしく申し上げます。

杉浦：ありがとうございました。

<家田 志朗氏への質疑応答>

質問者 D：今日は貴重なお話をいただきありがとうございました。ここの最後のスライド辺りにありました、大阪市で教員のみを目指しての学生が250名で、それと同数以上で他業種も検討しているデータがあったかと思いますが、私が少し感じているところですが、教員を目指している学生で恐らく教育大学ではない場合、通常の他の国家試験を有するような資格を取る職業と違って、2つを目指しながらだったりとかというのが一つ、教員免許の特徴としてあり得ると思います。その辺りを考えたときに、先ほど松浦様がお話しされておりました、学校の体験プログラムなどが2年生とか3年生で行われていて、一つ、すごくいいなと思いました。学校を実際に見れる、教育実習に行く4年生で、教員に向いているのか向いていないのかという判断をしないといけなと考えたときに、少し早い段階、例えば1年生、2年生辺りに教職を目指すというところをもっと考えてもらう機会を設けるのが一つ、手じゃないのかなというふうに考えております。例えば企業であれば合同説明会などがあるように、早い段階の学生に対して、教員の良さをアピールすることに関して何かお考えであったりとか、今後の展望だったりとかがもしあれば、お教えてください。

家田：ありがとうございました。先ほどお伝えしたように、大阪市総合教育センターではできるだけたくさんの方に大阪市の魅力を知っていただきたいというところがありまして、大学生向けのいろんなイベントを開こうと考えているところです。そこは教育実習とは全然関係ないところで募集もかけますし。何なら実はこの事前研修のアンケートのときに、いつから教員を目指すようになったのかというアンケートも取ってまして、一番、多かったのは中学生ぐらいなんですよね。結構、若いタイミング、早いタイミングで先生になってもいいな、なろうかなと思ったというところもあるので、高校生を対象にしたりとかも考えながら、できるだけ教職の魅力伝えていきたいというところです。

先ほどお話のあった教育実習のタイミングですが、こちらの実は調べていまして。小中学校だけですが、今年、教育実習に行った学生の392名が4年生で、324名の方が3年生です。41名の方が2年生。科目等履修生とかがあるので、39名の方が「その他」になります。そういった意味では、半数が大体4年生です。今日、ここに来られてる方、今のお話を聞いていると総合大学の方が多いかないとお見受けしたのですが、教育学部とかでいうと3年生が多いので、大阪市の場合は大体、半々ぐらい、そんなイメージです。3年生だからいいとか4年生だからいいというのは多分ないと思います。ただ、ちょっと違うのは教職課程でプラスアルファの部分になっているところが、ここでおられる方の難しい部分なんだろうなというところが、ここをうまく解決しないと、誰にとってもうまくいかないといえますか。学生にとっても大学にとっても自治体にとっても、大変な部分になるんだろうなと思います。そういうところでは教育実習に行って早めに考えてもらうことが学生にとっても、多分負担も軽減されるんだろうなと思います。

質問者D: ありがとうございます。

質問者E: 貴重なお話をありがとうございました。スライドの最後のページに関するのですが、うちの大学でも、卒業して教員になる気はあるのですが、卒業してすぐにではなく、一般企業で働いてから社会に出てから教員になりたいという学生が毎年、何名かいます。そういう学生をどういうふうにしたらいいのかなというのが非常に悩ましいところでもあります。例えば母校だとか実習校に行くと、すぐに教員にならないから、というと急に先生に態度を変えられたりだとかする学生もいますし、逆に一回、社会に出てる先生に限って「社会に出たほうがいいよ」というようなことを勧める先生もいて、非常にどうしていいか困っているところです。そういう社会を経験して教員になることについて、教育委員会や現場の先生はどうお考えになっているのかということと、それから、そういう学生を在学中に教育実習に行かせることについて、どうお考えかということをお聞かせいただきたいです。よろしく願いいたします。

家田: ありがとうございます。今、大学によっては様々な大学ありまして、そういう社会人の方を中心に受け入れてる大学も実際あるのは確かかなと思っています。私自身も現場にいたときに、社会人の方を受け入れたこともあります。社会人の方のほうがしっかり教員になりたいんだと思って、教育実習に来られる方のほうが実は多いかなというのが実感と言いますか。統計を取ったわけではないので分からないのですが、そんな感じの方が多いいかなと思っています。また大体、大阪府で教育実習される方は、大阪府を受験したいから大阪府を知りたいんです、という目的がはっきりした方が多いいかなというところかというと、そういう方は逆に大阪府からするとありがたいと思います。ただ現場によっては当然、考え方も違ってくるとは思いますし、いろいろあるかと思いますが、一般的にはそういう方が多いいかなと思っています。

なので先ほどの事前研修会をしっかり受けていただいて、内諾をしっかり取っていただければ、大阪府では門戸を広げるような形にしていますし、実習校選びは相当、大学の学生からしたら難しい部分があると思うんですね。母校に行ったら一番分かりやすいけどなかなか母校に行けないとなったときに、どこ選んだらいいのとなっているのが正直なところかなと思います。大阪府の場合は今、事前研修会を受けて、内諾期間に1校、お願いしました、駄目でした、2校目、お願いしたけど駄目でした、3校目、お願いしたけど駄目でしたという場合、3校、断られた場合は我々のほうで調整するという形を取っています。3校はチャレンジしていただきたいのですが、その後、実習

校が見つからない場合はこちらで学校の受け入れ状況等を見ながら、少ない学校にお願いするか、そういうところも考えながら配慮してる部分もありますので、そういったところで大阪市を目指す方についてはそうやって、ぜひ積極的にチャレンジしてほしいなと思っています。ごめんなさい、お答えになってるかどうかわからないのですが、以上です。

質問者 E: ありがとうございます。

<全発表者への質疑応答>

杉浦: それでは4人の方々の話題提供がございましたが、どなたに対してでも結構ですし、全員に答えていただきたいということでも結構なので、何か質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

もともと実はこの、教育実習のあり方について改めて考えるという企画を考えたのは、中教審のほうで『大学3年生後期か4年生前期に学校現場で行う現在の教育実習を取りやめ、学校体験活動の活用を通じて、学生が学校現場での教育実践を段階的に経験する方向性を打ち出した』という、この表現から、果たしてそんなことができるのかとか、それがいいのかとか、そういうことを考えたからというのが実はあります。もう一つ、こういうことも書かれていますが、『「教職課程の終盤に長期間まとめて教育実習を履修するこれまでの履修スタイルから、学校体験活動を効果的に活用して学校現場での教育実践を段階的に経験する学びへと転換を図る」と明示した』と。もちろん、これ自体は否定するところではないのですが、先ほどの教育実習の時期というのも含めて、これからの教育実習というか、どうあるべきかなのか、先生方の私的なご意見でも構わないのでいただけたらというふうに思っています。これが、我々が今後考えるヒントになったらいいなと思っています。

鋤原: 中教審の話と変わりますので、自分らの立場ではどうだとは言えないのですが、振り返って見たらいろんな教育課題が今まで降りかかってきましたけれど、結局、教師というのは真面目ですから、与えられた課題に対してどれだけ負担が増えても解決していくというのが教師ですので、こうしましょうか、と言われたら分かりました、という形になるというのが目に見えてるんですけど。以前に自分はそんな、教育実習は4年生だけだと思っていたのですが、3年か前から来た学生さんが「3年生です」とか言っている子がいたので、いつの間にかそんなことになってるんだということも感じました。別に3年、4年でどっちでもいいかなと現場としては思いますが、ただ先ほど家田さんから話があったように、「3年生です」と言われたときにやっぱり、じゃあ来年になったら気が変わるかもしれないというのがあって、こっちは全てを教えてあげようと思うけれども、ちょっと力が抜けるところがあるのは確かに現実としてはあるなと思います。ただ大学側の事情とか、学生さんの事情とか、企業のこととか全部ひっくるめると、時代に応じて変えていかないと、いつまでたっても学校ってこうなんだ、みたいなことを思われたままではマイナスになりますので、こういう制度が時代に応じた変化をしていかないといけないかなど。答えになったかどうか分からないですが。

吉村: 3回生か4回生かっていう、自分自身のスライドでも説明させていただいたのですが、自分も振り返ったときに、3回生のときにそこまで本気で進路を考えているかと言われたら、考えてなかったなと正直、思うことがあって。そういった時期に行くというよりも、本気で進路を考えだし、それで固まってきた4回生に行くというのもすごく謎だなと私も感じています。自分は今、箕面市

の中学校でサポーターを週3回程度やらせていただいているのですが、そういったサポーターと教育実習で何が違うんだろうと考えたときに、やっぱり授業ができることというのが違うなと感じました。何か授業ができるという機会がもし実習以外にもあれば、そういった教員になったときの大学生のハードルだったりとかというのも下がっていくのではないかなというのは個人的に思ったりしています。

松浦：あくまで個人的な意見としては、やはり教育実習の時期を早めるというのは一つの考え方かな。ただ、今、お話があったように、4年生になって本気になって仕事について考える学生もいるということであるので、一長一短あるのかな。ただ先ほどもちょっと話を入れましたが、教育実習をした後で教員採用試験を受ければよかったなという子がある程度の数いる、ということ考えたときには、やっぱり3年生にやるというのはある意味、大きなメリットがあるのかなと思っています。段階的にやるという、摂南大学がやっていることをもうちょっと意味付けを変えて行っていけば実際に希望者が増えているので、個人的には必要かなと思っています。教育実習自体をなくすかという話になった場合には、私は実習の日数がある程度、必要だと思う。1日、2日とか3日ぐらい参加したからこれでOK、とかというのは違うと思います。教員は1年、まずやり遂げるという意味で考えたら、生活を整えるとか体力とかいろんなことを考えたときに、やっぱり2週間3週間、それでも短いと思っていますが、そういう期間をちゃんと取ってあげるというのも実際問題として必要なのではないかと思います。ですから教育実習をなくすということに関してはちょっと疑問を感じています。以上です。

家田：失礼します。大阪市の実情をまずお伝えしたいと思いますが、教育実習の前にインターンシップであったりとか、学校体験という形で事前にプログラムが組まれてるという、そういう大学もありまして。大阪市が把握してる部分でいうと7大学、ごめんなさい、詳しい数字、今日持ってきていないのであれですが、100名程度の方が教育実習よりも前にインターンシップを単位化されて行って、そのままの流れで教育実習に行くというようなプログラムを組んでいる所があります。ここは多分、教育学部だからできることなんだろうなということを、今日、改めて感じた部分ではありますが、実際はそういう方もいらっしゃるんで、学校からすると別に3年生だろうが4年生だろうがあまり関係ないのかな。その人のしっかりとしたモチベーションであったり、先生になろうという気持ちがあれば大丈夫なのかなと思ってます。

なぜかという、短大の方もいらっしゃるんですね。短大の方は極端な話、幼稚園実習は1年生の5月から行かれるような短大もありまして。そんなところでも実習に行くと、幼稚園をしっかり知り知ること、やっぱり幼稚園の先生になりたいなという、そこでしっかり固めた上でもう一回、実習に行くというようなことをプログラムとして考えられてる方もいらっしゃるんで、もし興味があるんだったら早目に体験できるプログラムというのは非常に有効なんだろうなと思ってるところでした。多分、大学の先生方はそうですね、とならないのは大学が忙しいんだろうなというところが感想です。以上です。

家田：逆にまた話題提供をしてもいいですか。今、文科省から教員採用試験の早期化という話も出ているかと思いますが、もし仮に早めた場合、大学の受け止めとか、学生の受け止めとしては、それだったらやろうかと思われるのかどうかというところを、聞かせていただきたいなと。せっかくこういうたくさんの方がいらっしゃる場なんで、一回、率直なところを聞かせていただきたいなと

と思いますが、いかがでしょうか。

学生の場合、採用選考が早まったら、じゃあ先生を先にやろうかなとなるのかどうかというところを教えていただきたいのですが、いかがですか。

吉村：率直な気持ち、それじゃならないのほうが高いかなと僕は思っているのですが、そこまでに教員になりたいという人たちは多分、そこへ早めたとしても遅かろうと、受けるとは思いますが。なので、そこまでに恐らく固まってる方が一般企業の方も多し。一般企業も5月だったりとかはこの業種に行きたいと固まる人も多しかなと思いますし、それはすごく難しいのですが、僕は個人的にはあまり変わらないのかなと思っております。

杉浦：司会からですが、文科省が定めた基準日が確か6月16日だったと思うのですが、うちの大学のいうと教育実習の真っ最中なんですね。先ほどから5月、6月、いろいろ学生が忙しいところへ、そんなに早めて大丈夫かというのが正直なところでした。

話の流れの中で、先ほど、松浦先生が教育実習が4年生で終わってから、出願が大体4月ぐらいなのでその時点ではまだ決めてなくて、教育実習が終わりました、すごいよかった、採用試験を受けたい、もう出願は終わってる、企業のほうはまだ受けられる、じゃあ企業に行くという子が一定数いると思いますが、いっそのこと、定例の2次募集みたいな形で、教育実習が終わりました、先生になりたいという子がもう内定ももらってるけれど、もう一回…。

家田：確か佐賀県がそれをしようとしていたのではなかったでしょうか。2回やろうという話があったかと思いますが。ただ大阪市の場合でいうと、取りあえず倍率は2倍強、小学校の場合があるので、そこで一定数は確保できてるというところですね。後で受けたらよかったという方については、講師登録をしていただくことが一番いいのかな、何もデメリットになることはないのかなと思っています。なぜかという、講師をすることが前職の経験につながっていて給料としてもプラスになるということもありますし、大阪市の場合は講師経験は特例として扱っていただけるので。確か1次の中の筆記試験はなしで、面接からスタートになってたのではないかなと思います。そういう意味では講師をすることがすごくメリットがないわけではないので、そんな方にはぜひ講師を紹介していただくと非常にありがたいなと思ってます。

杉浦：その他にもさまざまな視点から、せっかくの機会ですので、いかがでしょうか。

質問者 F：本日は貴重なお話をありがとうございました。本当に私個人の質問になりますが、先ほど、教育大学の学生は別としまして、やはり総合大学だったり教育大学以外の大学の学生であれば、資格として教員免許を取っておきたいとか、社会人と教員になるはざまに揺れてる学生がいると思います。基本的には、神戸市の場合は教員を目指している学生のみ、実習に行くように指導してくださいというお話がありますが、ただ先ほどお話もありましたが、行くことによって教員になりたい学生もいますし、一度、社会人になって社会の厳しさを知ってから、教員としてその力を生かしたいという学生もいると思います。私も大学職員の前は一般の企業で働いていて温度差というのを感じているのですが、そういう迷っている学生に対して、教育実習に行くときに必ず教員を目指させないといけないという指導をするのが正しいのか、そうじゃなくて社会人になってから行くことも選択肢だから、その気持ちで教育実習に行っても構わないよという指導をするのが正しいのか、現場の先生と本部の先生、両方のご意見を今いただけたら学生に対して正しい指導をできるのかなと思いますので、率直なご意見をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

鋤原：失礼します。自分が企業出身ですので、企業に行って世間の厳しさを知ってこいというのはすごく感じています。現場で見てたら、今年も美術で新任の先生が来ているのですが、3月までは大学生でしたが4月から一発で通ってるので、4月から「先生」と呼ばれ。その子は一生懸命、頑張ってるのですが。一般論になりますけれど、やっぱり企業を経験して教師になってる人の必死さと、このまま大学生から教師になってる人の甘さは全然違うなというのを感じます。だから僕は自分が教員採用試験の資格のところに『企業歴3年』とか書いてくれないかなとすごく感じております。ただ学生から上がったけれども本当に教師で頑張っていくんだという人ももちろんいますので一概には言えないですけど、でも生き残ってる人たちを見たら、やっぱり企業経験者。辞めていく人を見たら、4月から大学を出てすぐ教師になった人というのははっきり出てきています。どっちやって言われたら人柄にもよるんで、どっちとは言えないですけど。

吉村：子どもの大学、教員を本当に目指すかどうかで大学を休学をしたので、一般企業にするか。いろいろ、NPO等もございますので、といったもので迷っていた中で、箕面市の子どもたちから聞くのは「失敗の話とか面白い」だとか、「先生たちが企業に入って、お金の話だったりとか、そういったのはすごく面白い」という子どもたちの声は聞いたりしています。

松浦：私は先ほどの経歴の中には入れてなかったのですが、実は教員になる前に肢体不自由児者の通所訓練所という所で2年ほど働いていましたので、それでもやっぱり教員になりたかったということで、ずっと働きながら教員採用試験を受けたという立場ですので、当然、企業を一回出てからやるというのはむしろいいと思っています。ただ、先ほど言っていた教育実習、受けないならなるなっていうことは、教員の人数が足りてるのかという問題があって、講師さえも集まらない状況で、そんなに悠長なことを言っていていいのか。それよりは、もし取りたいと思ってる人は行っていただいて、何年後かにもしなりたいたいと思ったりとか、あと定年後になるかもしれないけど講師で学校を支えてあげようという気になれば来てくださって、そういう気持ちのほうが僕は大事じゃないかと思っています。以上です。

家田：その後しゃべりにくいのですが。例えば大学の先生方でいうと、ご自身の大学に別に行きたくないんです、でも行きますと言われたときに、じゃあ喜んで、となるのかどうかだと思うんですよね。もちろん大学は筆答試験をしたりとかすると思うんですけど、面接しかなかったとしたときに、私は第1希望ではありません、本当はそもそも…、というように、そんな方が学位だけ取りに来たんですと言われたときを想像してください。そのモチベーションで学校として本当に耐えられるのかなといったときに、大阪市では先ほど要綱のほうで第3条、第1項の第1号の所で、教職に就く意思があることということを経験していることを条件にしています。自治体からすると、教育実習というのが必ずしも受けなければならないものではないと思うんですね。そういう規定ではなかったはずですよ。なので自治体によってはその市の出身者で、かつ受験をする人しか受け入れませんという自治体もあるのを我々も確認しています。そういうふうに自治体のほう、先ほど一番、最初にもお伝えしたように、採用につなげたいというところが一番、大きなところで、そのためにも人材育成を広いところではしますが、一番、自治体として考えているのは、採用につなげてほしいのです。その思いが多分、人材育成というところと現実のところのはざまだと思えます。ここを埋めていかないと恐らく、なかなか大変な部分あると思います。先ほど松浦先生からもあったように、そんなことを言っている場合ではないとなるとは思いますが、ただ現場として、さっきの1万4475日、費

やしてる重みなんだろうなと思っているところです。ごめんなさい、大学の先生方からするとすごく耳の痛い話かなと思いますが、大阪市は教職に就く意思がある方というふうにしています。

杉浦：時間もそろそろ予定の時間になりましたので、最後、水谷先生のほうから評価のほうをいただきたいと思います。

水谷：文科省のほうからとにかく早期化ということが言われていて、複数の大学でお考えだと思えますが、学生のほうからも3年の後期にやるというのも一つの案だということで、今は教職課程を履修した集大成として4年の前期もしくは後期に行くということになってはいますが、教育実習に行つて、本学でもそうですが、本当に教師になる決意をより高めたとき、先ほどありましたが、普通の、我々の大学の中では、教職を単なる免許ではなくて、教師になる可能性というか希望がある人ということで限っていましたが、グローバルコミュニケーションというビジネス英語もやってる所だと就職も非常にいいものですが、さっきの工業大学じゃないですけど、免許を取っていく人がいてその指導をどうしようかという、自分が直接やってるわけではないですが、悩んでいたところでした。先ほどその子たちもむしろ社会経験があるほうが教師としていいので、何年か企業で経験したことを基に中学や高校で英語の先生になったほうがいいんだよというので。とにかく先生になる気持ちはある子でないといけないけれど、逆に最初から先生にならずに企業経験を持つてる人をむしろこっちが励まして、教育実習に行かせたりなどして、先生がいわゆる免許だけではなく、資格として取るだけじゃなくて、希望があるんだからというので指導をしています。あくまで文科省のほうからそういう指導も来てますので、それぞれの大学で考えているとは思いますが、今日のお話を聞いて、それぞれの大学で本当に教育実習やら科目の配置をどうしていくのかに関わる充実したお話を聞かせていただけたと思っています。最後にお忙しい中、来ていただいた4人の先生方に拍手をして終わりたいと思います。

課程認定申請大学からの事例報告

—指摘事項を中心に—

波多朋美

(大阪経済大学)

1. 大学紹介

本学は大阪市東淀川区に位置しておりまして、阪急京都線上新庄駅と、地下鉄今里筋線瑞光四丁目駅の、二つの駅から通える立地となっております。設置学部および取得可能教員免許種についてですが、以下の通りとなります。少し先になりますが、本学は2032年に創立100周年を迎える形になります。

学部	取得可能教員免許種
経済学部 経済学科	中一種（社会） 高一種（地理歴史、公民、商業）
経営学部 経営学科	中一種（社会） 高一種（公民、商業）
ビジネス法学科	中一種（社会） 高一種（公民、商業）
2部経営学部 経営学科	高一種（商業）
情報社会学部 情報社会学科	高一種（商業、情報）
人間科学部 人間科学科	中一種（社会、保健体育） 高一種（公民、保健体育）

2. 課程認定申請について

本学は昨年度も課程認定申請を行いました。2023年度に経済学部の2学科から1学科へ移行することに伴って、募集停止する学科のみにあった高一種の「地理歴史」を、存続する経済学科に残すための課程認定申請ということを行いました。今回、2024年度につきましては、国際共創学部を設置するという事に併せまして、新学部の国際共創学部の中一種「英語」、高一種「英語」の申請を行いました。

3. 書類作成の役割分担

今回は学部設置と同時に行うために学部設置の担当者と、教職の事務担当者で相互に確認をしながら進めていくという形を取りました。教科専門に関しましては、学部設置の担当者に書類の作成や修正の窓口という形で対応していただきまして、文科省から教職課程に関する指摘があった際には、教職課程担当事務者を通して学部設置の担当者が対応を検討していく、という流れで対応いたしました。教職専門科目につきましては、1つ前の年に「地理歴史」で申請したのもございましたので、教職事務担当者が昨年、使用したものをほぼ使って対応をしていくという形で進めてまいりました。

4. 事前相談

事前相談については、1年前のものと重ねてお話しさせていただきます。「地理歴史」の申請の際は、事前相談に行って、学部教育との相当性、特に教科専門と学部専門科目の具体的な量、配当、ならびに関連科目についてかなり指摘を受けた印象です。同じ学部で認定を受けていたものを付け替えるイメージだったのですが、思っていた以上に相当性については厳しく指摘された印象です。本学の経済学部経済学科は「地理歴史」以外にも、「社会」、「公民」、「商業」の免許種は既に設置されている状態であったところに、この「地理歴史」を追加するということで、どれだけの科目が関連科目として設定できるかどうか、また、免許を取らない学生がどれだけ「地理歴史」の科目を修得して卒業するのかといった点でも指摘を受けた感じがします。その指摘を1回目で受けましたので、学則、履修規程等、再度確認して、関連科目を増やし、2回目で感触を確かめるという形で、「地理歴史」の申請は始まりました。

今回の「英語」の申請に関しましては、相当性の確認はほぼない状態です。様式、記載方法の確認のみで終了しております。2回目も申請、事前相談の申し込みはしたのですが、特に様式の確認のみということであれば他の大学さんでも申し込みがあるということで、1回で本学は終了という形になりました。

5. 申請スケジュール

事前相談

申請のスケジュールですが、事前相談が1月に始まり行いまして、事務局指摘、審査会指摘、と続きまして、認可の通知は12月4日に届く形になります。ちなみに2023年の「地理歴史」の際は、同じように1月の事前相談から始まりまして、認可の通知は11月25日付けでいただいております。今年度はちょっと認可の通知が遅かったなという印象です。

事務局指摘	メール	回答期限	回答日	備考
1回目	7/3	7/18	7/17	
2回目	7/19	7/21	7/20	事前に電話連絡
3回目	7/23	-	7/24	すべて「了」

審査会	メール	回答期限	回答日	備考
一次書類提出	7/26	8/4	8/2	
1回目意見	8/10	9/1 12:00	8/28	事務的指摘4件含む
上記追加指摘	9/5	9/8	9/8	事務的指摘1件のみ
二次資料提出	9/25	10/2 15:00	9/29	
2回目指摘	10/16	10/31 12:00	10/27	
上記追加指摘	10/30	-	10/31	事務的な指摘

事務的指摘

1回目の事務的指摘は7月3日に届きましてメールにて連絡があり、7月18日が回答期限となっております。申請書類に対する指摘、大学設置申請に対する大学設置分科会からの指摘という形

で、分かれて指摘が入っております。指摘内容は以下の通りとなります。

●事務的指摘 第2号(教育課程)

- ・教科及び教科に関する指導法
必修・選択必修・選択科目の単位数と最低修得単位数との
カウントに相違
- ・複数回登場する教員の括弧の位置の修正

●外国語(英語) コアカリキュラム一覧表

「各科目に含めることが必要な事項」のうち「英語学」は必修のみ、「英語文学」「英語コミュニケーション」は選択必修のみ「異文化理解」は必修と残りが選択必修となっており選択科目がなかったにもかかわらず、「対応授業科目(1)」のみに全科目を表記していた。

⇒どの修得方法でもコアカリを満たすよう全パターンを表記

「対応授業科目(1)」～「対応授業科目(8)」

●シラバス

教科教育法の講義内容が判然としない⇒追記

担当形態が「オムニバス」となっている為、3号、4号も修正すること

科目に「大学が独自に設定する科目」を追記すること

●第3号

- ・前年度の高地歴の申請時のまま作成していた最新の書式へ修正 すること(専任⇒教職専任)
- ・教職専門で中で必修、高で選択としているが、
「道德教育の理論と実践」の書き分けができていなかった。

●第7号ア・ウ

- ・「(2) 具体的な履修カリキュラム」が旧様式であった。
- ・大学設置分科会からの指摘への対応として、回答したもののうち本課程認定申請に関連する科目名の修正

●第4号(履歴書)(業績書)

- ・全体の通し番号と各教員のインデックスごとの
ページ数の振り方の修正
- ・学術論文の発行年月の記載漏れ
- ・平成25年度以前の業績の削除ならびに追加業績の確認
- ・教員名のフリガナ漏れ
- ・開設形態の記入漏れ
- ・研究業績の区分記入漏れ

審査会

審査会意見の一次審査ですが、8月10日に通知がありまして、9月1日締め切りという形になっておりました。

【教育課程】

教職専門科目でコアカリの内容がわかるように授業計画において明確化すること

⇒「授業計画」との対応関係を見直したうえで、そのシラバスに該当する授業回の内容を修正した。
(コアカリキュラム対応表およびシラバス添付)

【教員組織審査】

教科教育法Ⅰ・Ⅱの担当教員の業績が判然としない

⇒10年以上前の業績追加可との意見であったのでそれに対応

+「教育上の能力に関する事項」にも教科教育法に関連する翻訳の業績の記載を追加

審査会意見での追加の事務的指摘に関しましては、2号の下線の位置に誤りがないかどうか、教科教育法の必修選択科目の書き分けを正しく記載するようにということ、学術論文等に掲載されているものについて、手引きを確認の上、正しく区分が合っているかどうかという確認の指摘が入りました。最初の段階ではこちら、「国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等に学術論文として発表したもの」という形で再度確認して回答したのですが、もう一度追加で指摘が入りまして、ホームページのほうを確認されて、学術論文のように見えませんと指摘を受けましたので、「教育実践記録等」としてという形で最終修正をして、回答をいたしました。

審査会の二次指摘ですが以下の通りとなっております。

【教員組織】

・教科教育法Ⅰ・Ⅱ担当教員の10年以上前の業績追加でもなお、判然としないため、関連業績を有する者に変更すること（全く想定外の指摘であった）

⇒教科教育法Ⅲ・Ⅳ担当者は指摘がなかったので、その担当者にⅠ・Ⅱの担当者とすることで対応。

教科教育法Ⅲ・Ⅳ担当者のシラバス・外国語（英語）コアカリをそのまま流用

教員組織のほうで教科教育法Ⅰ、Ⅱの担当の教員について、10年以上前のものの業績も追加したのですが、判然としないため関連業績を有する者に変更すること、という指摘を受けました。今回のこの教科教育法Ⅰ、Ⅱを担当していただく予定の先生に関しましては、業績としては十分確認した上で申請でしたので、まさかこのような、別の方に、という指摘を受けるとは思っていなかったのが、正直なところです。ただ、今回は中学校、高校、両方とも申請するということだったので、教科教育法がⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと担当者が分かれている状態でしたので、Ⅲ、Ⅳの担当者につきましては指摘がなかったため、この担当者にⅠ、Ⅱをそのまま担当いただくということで対応いたしました。シラバス、コアカリに関しましては指摘がなかったので、Ⅰ、Ⅱのときに提出したものをそ

のまま流用するという形で対応いたしました。

6. 今後に向けて

今後に向けてですが、課程認定申請に関しまして、関係者にあらかじめスケジュール感を伝えておいて、役割や準備する書類を明確にしていくことが大切かと思います。文科省から指摘を、正直いつ来るか分からないものを待っている状態で、指摘をされたらそこからすぐに返事をしなければいけないという形になってきます。ある程度のこの頃に来るだろうなという予想はつくのですが、指摘が来て回答を話し合う時間もちろん必要ですし、学内で連携して進めていくことが必要かなと思います。

また 12 月の課程認定申請の説明会より前に、資料の準備を進めていくと思います。昨年度のもの参考に準備を進めていくのですが、最終的には 12 月の説明会を聞いて、手引きをよく確認して、様式の相違がないかどうかだけではなくて、書き方が変わっていたりとか、今回でしたら業績書の共著の全体と担当者の概要の書き分け方とか、ちょっとしたところが変わっていたりもするので、手引きをもう一回しっかり読まなきゃいけないなというところは感じました。

履歴書、業績書は早めに依頼するということはもちろんのことですが、先生方に記入漏れがないかということをごちやでもしっかり確認していく必要があるかなということですね。業績がちょっと少ないかな、不安だなという場合、本学で対応できる紀要など何か発表する機会というものをご提供して、活字業績を一つでも増やすということも、もしかしたら必要になるかもしれないということもあります。それでも見つからないという場合、早めに業績がある他の方というのを目を付けておいたほうがいいのかということですね。あと、博士論文、修士論文も公開しているかどうか、ウェブで公開されているかどうかということをご再度確認して、業績が本当はないかどうかということをしつこく調べていったほうがいいのかと思います。

事務局からの業績追加の指摘について、共著であったり抽出不可であったり、そういったものが多い先生もいらっしゃるのですね、その場合には指摘を受ける可能性はあるかなということですね。何度も確認するように本当はないかどうか、増えていないかどうかということをご確認していくこと。追加業績があれば、せめて概要欄の書き方で工夫し、指摘を受けてしまったら概要欄で書き足す、もしくは下線部分の工夫という形で努力の跡を見せるということも必要だと思います。

審査会意見につきましては、事務局指摘でもし指摘を受けて業績追加がなければ、ほぼ同じ形で意見が付けてくるかなということを感じました。事務局指摘があった段階で次の候補者がある程度目星を付けておいたほうがいいのかと感じました。審査会のほうで指摘を初めて受けて、10 年以上前の業績を追加しても今回、本学では担当者変更という形での結果になりました。

本学では 2 年連続の課程認定申請となりましたが、既存の学部で付け替えを行った 1 年前の「地理歴史」であれば、履修規程、学則等もう既にできているものを調整していくという形だったので、比較的その後の学生の指導に関しまして、想像しやすかったのですが、今回は学部の設置ということで、私があまり全体のイメージをつかんでない「英語」の免許の認可をいただくことになっているので、新入生を迎えるに当たって、細かな点、漏れのないように準備を進めていきたいなと思います。また、既に「英語」の免許をお持ちの大学さまにおかれましては、いろいろとお教えいただければ幸いです。

課程認定申請大学からの事例報告

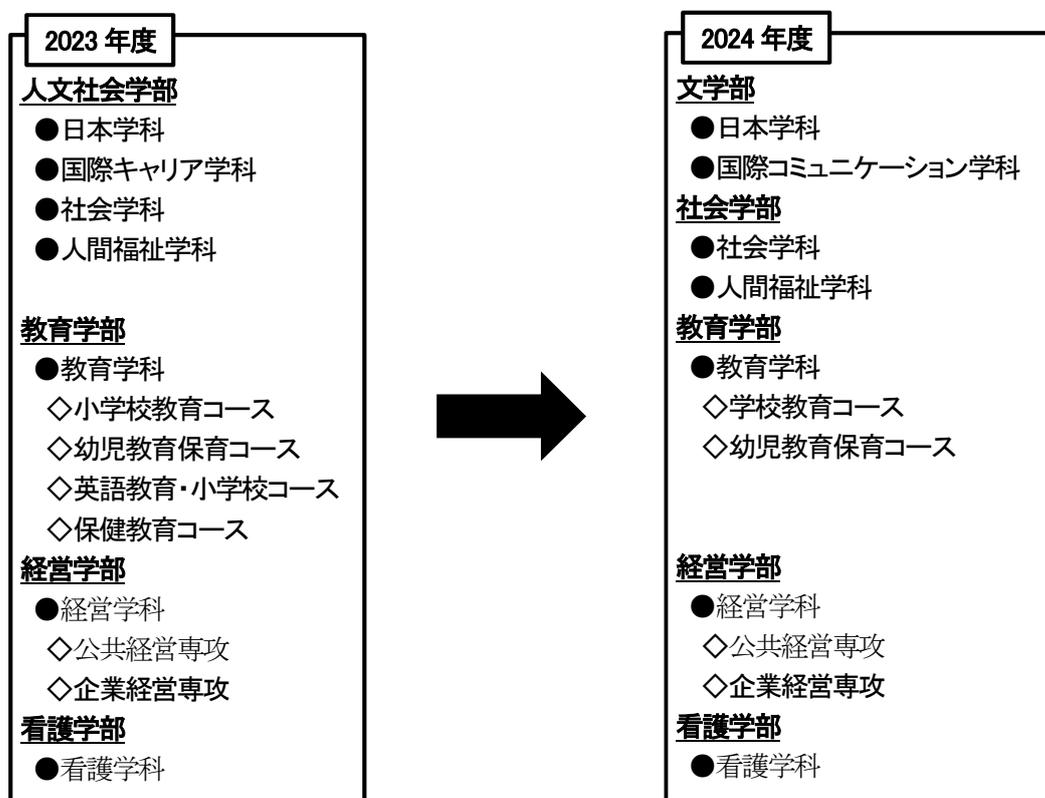
佐 沢 明 子
(四天王寺大学)

四天王寺大学教務課の佐沢と申します。本年度課程認定申請をした大学としまして、事例報告をさせていただきます。皆さんのお役に立てる情報を十分にご提供できるかわかりませんが、近い将来に課程認定をお考えの大学さんに、少しでも手引きにないような情報をご提供できればと思っています。どうぞよろしく願いいたします。本日お話をさせていただき内容としましては、大きく分けて七つの項目とさせていただきます。

1. 大学紹介

学校法人四天王寺学園四天王寺大学は、大阪府南部の羽曳野市にキャンパスを置いており、同キャンパス内には、大学院と短期大学部を併設しております。同一法人の併設校としましては、大阪市天王寺区にある四天王寺中学校・高等学校、そして羽曳野市の隣の藤井寺市にある四天王寺東中学校・高等学校、その中学校・高等学校と同敷地内にある四天王寺小学校があります。また、本学園は2022年に創立100周年を迎えました。

本学、四天王寺大学の学部等の組織は以下のとおりです。



2024年度に学部、学科、コース等の再編を予定しており、現在2023年度の編成としましては、4学部を設置しております。そして2024年度は5学部となる予定です。その中で学部設置、学部の名称変更等を行っており、今回、課程認定申請の対象である教育学部につきましては、教育学科内のコースの再編を行い、現在の4コース制が次年度より2コース制となる予定です。

本学の教職課程については、以下とおりです。こちら全て令和6年度以降の学部学科編成です。今回新たに申請をした教職課程は、教育学部教育学科の中学校・高等学校一種免許状の理科となります。また、教育学部教育学科につきましては、次年度、入学定員を現在の240名から260名、20名増としております。

学部	学科	入学定員	教職課程
文学部	日本学科	100	中・高一種(国語) 高一種(書道)
	国際コミュニケーション学科	90	中・高一種(英語)
社会学部	社会学科	160	中一種(社会) 高一種(地理歴史) 高一種(公民)
	人間福祉学科	70	高一種(公民) 高一種(福祉)
教育学部	教育学科	<u>260</u>	小一種 幼一種 中・高一種(英語) 中・高一種(数学) 特支一種(知・肢・病) 養護一種 <u>中・高一種(理科)</u>
看護学部	看護学科	80	養護一種

2. 課程認定申請スケジュール

まず認定までの全体のスケジュールとしましては、以下のとおりです。★の内容（事務的指摘・委員会指摘（一次審査）・追加指摘（一次審査）・委員会指摘（二次審査））については、文科省からの指摘の部分となっております。この指摘への対応が認定への大きな鍵となるかと思えます。

日程	内容(文科省からの依頼等)	対応
2月7日	事前相談(オンライン)	
3月20日	申請書提出	申請書提出用 Box へアップロード
5月2日	★事務的指摘(回答期限:5月24日)	5/24 メール回答
7月7日	「申請課程一覧」の確認(提出期限:7月12日)	7/11 Forms にて提出
7月14日	教職課程認定申請書の差替版提出 (提出期限:7月24日)	7/21 申請書提出用 Box へアップロード
7月19日	収容定員増の取下げ等に伴う申請書類修正	メール送信
8月10日	★委員会指摘(一次審査)(回答期限:9月1日)	9/1 メール回答
9月11日	★追加指摘(一次審査)(回答期限:9月15日)	9/15 メール回答
9月25日	二次審査資料提出(提出期限:10月2日)	9/29 申請書提出用 Box へアップロード
10月16日	★委員会指摘(二次審査)(回答期限:10月31日)	10/30 メール回答
11月10日	三次審査資料提出(提出期限:11月15日)	11/15 申請書提出用 Box へアップロード
11月21日	課程認定申請の確認(提出期限:11月27日)	11/22 Forms にて提出
12月4日	課程の認定	12/4 メールにて通知

3. 事前相談 (オンライン)

まずは、申請書提出前の必須の手続きである事前相談です。こちらは基本的に手引きにあるとおりの手順で予約をし、事前に必要な資料を送った上でオンラインにて相談となります。事前相談の時期としましては、手引きに1月中旬から3月上旬とありますが、本学は2月7日の相談で予約をし、Zoomにて行いました。本学が事前相談の際に挙げていた項目は以下のとおり、6点について相談を致しました。

【相談内容】

①様式第2号 (概要)

学部名欄、学科等名欄、入学定員欄、備考欄の記入方法
(教育研究組織の改組・再編の検討を進めているため)

②様式第2号 (教育課程及び教育研究実施組織)

大学が独自に設定する科目の「他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計」の計算方法

③様式第3号

教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目設置における記載方法

④様式第7号ア

「(2) 教員養成の目標・計画」の記載方法

⑤様式第7号ウ (具体的な履修カリキュラム)

教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目設置における記載方法

⑥今後のスケジュール

審査意見伝達の際の教員審査結果について

基本的には、申請書類の様式の記載方法や、単位の計算方法等についてで、当然ではありますが、申請書を作成する上で事務的な内容が中心であるかと思えます。また、申請書類を提出するまでで唯一、文科省の方に直接書類をチェックしてもらえる良い機会でもあると思えますので、全体の書きぶりも含め、不安のある書類様式については、当たり障りのないような質問をした上で、確認してもらおうというのも一つの手かと思えます。その上で文科省の方が「特に問題ない」、「こうしたらどうでしょう」などのアドバイスをくださることがあるので、最終の申請書類作成に役立てることができます。

その他、事前に挙げていない内容についても、口頭で確認することもできますので、その相談内容を有効に使うべき大切な機会ではあると思えます。本学は、今回1回のみでの事前相談ということとさせていただきます。そして事前相談を経て、質問確認等をした箇所を再度、整えた上で申請書類を完成させて、3月20日に申請書類を提出いたしました。

4. 事務的指摘事項

ここから指摘事項等の対応になります。最初の指摘としましては、5月2日のゴールデンウィーク直前に、文科省から事務的指摘のメールが届きました。事務的指摘の事項等につきましては、以下のとおりです。本学では、分類としては6つ、そして全部で件数としては7件の指摘をいただきました。大半が書類作成時の凡ミスというようなもので、反省すべき点の指摘になりますが、一通り紹介いたします。

事務的指摘

○文科省よりメール連絡：5月2日(火) ➡ 回答期限：5月24日(水) < 5月24日(水) 回答 >

No.	指摘分類	件数
①	第1号	1件
②	第2号(教育課程)	1件
③	シラバス	2件
④	第4号(履歴書)	1件
⑤	第5号	1件
⑥	学則等	1件

<指摘内容と対応>

① 第1号

「申請者」を削除すること。

➡ 「申請者 学校法人 四天王寺学園」 → 「申請者 学校法人 四天王寺学園」

② 第2号（教育課程）<確認のみ>

「道徳教育の理論と方法（小・中・養）」について、科目名のとおり小・中・養免取得者向けで、高免のみ取得者には「大学が独自に設定する科目」にも当たらないということで間違いないか。独自科目の単位として使用する予定であれば、本ページに当該科目を記載すること。

➡ 高免のみ取得者には「大学が独自に設定する科目」に当たらないということで間違いない。

③ シラバス

● 「教育原論」について、授業計画の第15回がテストのみとなっている。試験等のみの授業回は認められないため、修正を行うこと。

➡ 授業計画において第15回の内容を修正した。これに伴い、学生に対する評価欄についても一部修正した。

● 施行規則に定める科目区分又は事項等の名称が一致していないため確認のうえ修正すること。「総合的な学習（探究）の時間の指導法」

➡ 施行規則に定める科目区分又は事項等の欄において「総合的な学習（探究）の時間の指導法」に修正した。

④ 第4号（履歴書）

職歴の貴学への就任予定時期について、「令和6年4月」と思われるところ、「平成6年4月」との記載になっているため、確認、修正を行うこと。

➡ 就任年月を修正した。

⑤ 第5号<確認のみ>

「5 実習校」について、高校は34学級の確保が見込まれているが、中学校については、「中学校、義務教育学校」が6校とある。羽曳野市の中学校、義務教育学校が26学級以上であることを貴学で確認済みか、状況を説明すること。

➡ 羽曳野市の中学校、義務教育学校6校について、羽曳野市ホームページにて令和4年度の学級数が72学級であることを確認済みである。（URL 添付）

⑥ 学則等

学則別表の単位の塗り分けについて、34頁に凡例があることは理解したが、特に青の塗り分けについて色の違いが分かりにくい。教職課程認定の手引き（令和6年度開設用）97-98頁を参考に、再度分かりやすい塗り分けを行うこと。

➡ 学則別表の単位の塗り分けについて、色の違いが明確となるよう修正した。これに伴い、四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部単位の修得および試験に関する規程についても同様に修正した。

そして事務的指摘の回答後、7月7日に様式第2号概要と申請課程一覧に齟齬がないかとの確認の『申請課程一覧の確認』依頼があり、その後、7月14日に事務的指摘で修正した最新の申請書を提出する『教職課程認定申請書の差替版の提出』依頼がありました。この提出前に、本学では通常以外の手続きの対応がありました。本学は次年度に看護学部の収容定員増や学部等の設置届け出を予定しており、手続き等が同時進行しておりました。その中で、収容定員増の申請の取り下げがあり、学部等の設置届け出の書類再提出等が生じたため、それに伴い、課程認定申請書類においても一部修正が必要となりました。そのため、差し替え版提出前にそれらの申請書類の修正案をまず提出し、その後、通常手続きの一環である、差し替え版の提出を行いました。

5. 委員会指摘

一次審査

○文科省よりメール連絡：8月10日（木） ➡ 回答期限：9月1日（金）12時
 < 9月1日（金）回答 >

最初の審査意見は、本学のお盆休みに入るとほぼ同時の8月10日に一次審査の委員会指摘が届きました。まず、「教員組織」と「教育課程」についての指摘があり、本学それぞれ2件の審査意見が付されました。

それぞれの指摘内容と本学の対応は以下のとおりです。

【教員組織】

審査意見	対応
担当授業科目「教育相談の理論と方法(小・中・高・養)」の関連業績が判然としないため、業績を追加(追加する業績は10年以上前のものでも構わない。)するか、追加する業績がない場合は関連業績を有する者とのオムニバス担当とすること。	関連業績(授業科目「教育相談の理論と方法(小・中・高・養)」に関するもの)を追加した。
※「教育相談の理論と方法(小・中・高・養)」(クラス分け・単独)担当教員2名へ同内容の審査意見が付された。	

対象の2名の教員のうち1名の教員については、平成31年度開設の本学の「数学」免許の課程認定時に同科目で「可」となっている教員でした。今回提出した業績書は、当時提出した業績内容とは多少変えていましたが、一度「可」となっている安心感があったかとは思いますが。今回の指摘されたポイントとしましては、提出した業績の内容とシラバスの整合性でした。シラバスに記載されている内容が、担当教員の業績書にあるか、ということが重要視されていると思います。

【教育課程】

審査意見	対応
授業科目「特別支援教育」について、コアカリキュラム「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」(2)-2)に対応しているか判然としないため、取り扱っていることが明確となるようシラバスについて見直すこと。	「特別支援教育」のシラバスについて、教職課程コアカリキュラム「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」(2)-2)の内容を取り扱っていることが明確となるよう修正した。
授業科目「生徒指導論(進路指導を含む)(小・中・高)」について、コアカリキュラム対応表では進路指導・キャリア教育に関する内容を第2回、第8回、第9回、第15回で取り扱うと記載があるが、シラバス上では判然としないため、取り扱っていることが明確になるようシラバスの記載について見直すこと。	「生徒指導論(進路指導を含む)(小・中・高)」のシラバスについて、第2回、第8回、第9回、第15回で進路指導・キャリア教育に関する内容を取り扱っていることが明確となるよう修正した。 併せて、教職課程コアカリキュラム対応表の内容を見直し、修正した。

一次審査(追加指摘)

○文科省よりメール連絡：9月11日(月) ➡ 回答期限：9月15日(金)

< 9月15日(金) 回答 >

【教育課程】

	審査意見	対応
前回の指摘	授業科目「生徒指導論(進路指導を含む)(小・中・高)」について、コアカリキュラム対応表では進路指導・キャリア教育に関する内容を第2回、第8回、第9回、第15回で取り扱うと記載があるが、シラバス上では判然としないため、取り扱っていることが明確になるようシラバスの記載について見直すこと。	対応済み
追加指摘	第8回、第9回の授業計画について、当該回は生徒指導・教育相談を中心とした授業内容と推察するが、進路指導及びキャリア教育についても取り扱うという認識で良いか。 コアカリキュラムと対応していることが各回のタイトルからは判然としないため、記載内容について修正してください。	

前回の指摘の際に修正した第8回、第9回の授業計画について再度の指摘でした。前回修正したかつこ書きで追加をした内容を、さらにコアカリキュラムの言葉を使用して追記し、対応をいたしました。

二次審査

○文科省よりメール連絡：10月16日（月） ➡ 回答期限：10月31日（火）
< 10月30日（月）回答 >

【教育課程】

審査意見	対応
授業科目「生徒指導論（進路指導を含む）（小・中・高）」のシラバスについて、前回の指摘を踏まえ、コアカリキュラムの内容を（ ）書きで追記しているが、単にコアカリキュラムの文言を追加したのみであり、十分に検討されたシラバスとは見受けられないため、再考すること。	「生徒指導論（進路指導を含む）（小・中・高）」のシラバスについて、内容を見直し、教育職員免許法施行規則の区分「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含んでいることが明確となるよう修正した。併せて、教職課程コアカリキュラム対応表の内容を見直し、修正した。

前回までの指摘の際には、指摘のあった回のみを見直していたという形だったのですが、シラバスの授業計画の15回分全ての回について見直しをいたしました。そこで、生徒指導、進路指導をそれぞれ分けて、さらに再度コアカリ対応表まで見直した上で、指導内容がしっかりと明確となるように修正をし、提出いたしました。

6. 指摘対応後&認定後

<委員会指摘（二次審査）回答後>

○三次審査資料提出（11/15（水）15時〆切：11/15（水）提出）

↓

○教職課程認定申請の確認（11/27（月）17時〆切：11/22（水）提出）

↓

●認定の通知（12/4（月））

- ・通知書
- ・認定書
- ・認定後の計画変更手続きに関する様式
（かがみ文作成例、新旧対照表様式、計画変更内容一覧表）

↓

●教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出依頼（12/5（火））

※令和6年2月16日（金）までに「変更（案）」提出

【その他提出物】（詳細別途連絡）

- ・審査の過程で生じた各書類の差替
- ・学則・履修規程の確定版の差替

【情報公表】（適宜）

教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく情報の更新

追加指摘を含む3回の委員会指摘への対応を終え、あとは待つのみとなります。二次審査の委員会指摘の後には、三次審査資料の提出が求められ、その後、教職課程認定申請の確認としまして、申請している課程の内容で間違いがないか、最終確認があります。11月27日締めで提出し、12月4日にメールにて通知書、認定書、認定後の計画変更手続きに関する様式が添付されて届きました。その中で学則、履修規程の確定版の差替など、今後、必要な提出物がある旨メールに書かれてありました。そちらについては別途、連絡があるとのことで、現時点ではまだその連絡がないので、今後、対応をしていくことになると思っています。

また、本学は今回、中・高一種免許状「理科」の課程認定のため、免許法施行規則の一部改正に伴う変更届が生じます。こちらについては、別途連絡があり、2月16日までに提出との指示でした。

7. 課程認定申請を終えて

今回、課程認定申請を終え、以下のような感想を持ちました。

- ✓ 「教職課程認定の手引き」を熟読し、内容を理解したうえで、申請書類を作成する。
- ✓ 教職員間のコミュニケーションを十分にとり、協働して書類を作成する。
- ✓ 委員会指摘での教員変更を避けるためにも、申請時に教員の業績精査をしっかりとしておく。
(委員会指摘の対応期間は短い。)

改めて感じたこととしまして、まず、当然のことではありますが、「教職課程認定申請の手引き」が基本中の基本となるため、申請書類作成や提出等、全ての手続きの際に手引きを熟読して、しっかりと内容を理解した上で申請書類を提出するということが重要であることを痛感しました。特に申請書類の中では、教員への書類作成の依頼があります。依頼の際には、手引きの該当ページを抜粋し、さらに枠囲いをして、注意点の説明もしていますが、なかなかうまくいかないことも多々あります。

そこで、2つ目に教職員間のコミュニケーションを十分に取り、共同して書類作成、とあります。きれいな事かもしれませんが、事務職員の立場だからこそ分かることをしっかり先生方とも共有しつつ、申請書類としてきちんと成立しているか、手引きに基づいて目的どおりの書類になっているかということを、教職員間にずれがないよう、うまくコントロールしながら進めていくことが重要だと思います。

最後は、事前相談の際に文科省の方からアドバイスもありましたが、委員会指摘の対応期間は、短いです。委員会指摘で教員変更による新たな教員探し等というのはできるだけ避けるためにも、申請時に教員の業績、精査はしっかりとしておくべきということも重要となります。これは、事前相談の際に文科省の方もおっしゃっていました。また、本学の指摘でもあったのですが、業績とシラバスの整合性はしっかりと確認した上で、業績書、シラバス両方の作成をというところもポイントであると感じました。業績書、シラバス作成については教員にさせていただく部分となるため、冷静にポイントを押さえて確認するというのが事務職での重要な役割だと思っています。

以上、四天王寺大学の課程認定申請の事例報告とさせていただきます。ありがとうございました。

課程認定申請大学からの事例報告

—指摘事項を中心に—

小 森 華 穂
(武庫川女子大学)

1. はじめに

本学は、令和5年4月現在で、大学院6研究科に41免許、大学8学部19免許、短期大学5学科に5免許の課程を有しており、今回文学部歴史文化学科の新設に伴い、中一種(社会)、高一種(地理歴史)の課程認定申請をおこないました。

2. 教職課程

大学で取得可能な教員免許状はこの表のとおりです。令和5年度入学生のデータとなります。入学定員の合計は1,585名で、各教科の指導法および教育の基礎的理解に関する科目等に配置する必要教職専任教員数は最大の4人以上となっています。

学部	学科	入学定員	教職課程
文学部	日本語日本文学科	150	中一種(国語)、高一種(国語)(書道)
	歴史文化学科	80	中一種(社会)、高一種(地理歴史)
	英語グローバル学科	200	中一種(英語)、高一種(英語)
教育学部	教育学科	240	幼一種、小一種、 中一種(国語)(英語)、特支一種(知・肢・病)
健康・スポーツ科学部	健康・スポーツ科学科	180	中一種(保健体育)、高一種(保健体育)
	スポーツマネジメント学科	100	
生活環境学部	生活環境学科	165	中一種(家庭)、高一種(家庭)
食物栄養科学科	食物栄養学科	200	栄教一種
社会情報学部	社会情報学科	180	高一種(情報)
音楽学部	演奏学科	30	中一種(音楽)、高一種(音楽)
	応用音楽学科	20	
薬学部	健康生命薬科学科	40	中一種(理科)、高一種(理科)

入学定員合計：1,585名

3. 課程認定申請のスケジュール

～申請書提出まで～

新学科設置で10月に文科省との事前相談があり、9月にはカリキュラムや科目担当者等が確定するということでしたので、教職課程認定申請の本格的な準備は令和5年10月から始めました。申請業務は学科の担当教員2名、学校教育センター教員1名、教職支援課員2名、課長1名が中心となっておこないました。教員の役割分担はざっくり、「教科および教科の指導法」に関することは学科の担当教員、「教育の基礎的理解に関する科目」のことは、学校教育センターの担当教員として進めました。12月に事務担当者説明会、2月に文科省との事前相談を経て、3月13日に申請書を提出しております。

～申請書提出後～

表のとおり、7月3日に初めての事務的指摘が届き、一次審査、二次審査と続き、12月4日付けで認定書を受領しております。例年に比べて、本学は指摘の連絡を受けたのが少し遅かったように思います。

審査の種類	指摘の種類	伝達日	回答期日(期間)
	事務的指摘	7月3日	7月18日(2週間)
	一次審査用資料 提出依頼	7月26日	8月4日(10日間)
第一次審査	委員会指摘	9月15日	10月2日(2週間)
	事務的指摘	10月2日	10月6日(5日間)
	二次審査用資料 提出依頼	10月10日	10月16日(6日間)
第二次審査	委員会指摘	10月20日	11月6日(2週間)
	事務的指摘(電話で)	11月8日	至急
	三次審査用資料 提出依頼	11月14日	11月15日(1日間)
第三次審査	—	—	—
	審査結果報告資料 確認依頼	11月21日	11月27日(1週間)

4. 指摘事項と内容

◆ 2月6日: 事前相談(1/30 資料締切)

Zoom で人数制限もないことから、学科の担当教員2名と学校教育センター教員1名、事務の3名で臨みました。今回から必ず事前相談をすることになり、2件相談することにしました。

<相談内容>

- ① 教科に関する専門的事項の区分のうち、「 」内のすべての事項に対応する科目を開設しなければいけないか。
⇒ 全て開設する必要はない、具体的には、「哲学、倫理学、宗教学」のうち、哲学の科目のみ開講し、倫理学や宗教学の科目は開設しなくても問題はない。
- ② 66条の6の科目で、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」として認定を受けた科目を修得させる方針ですが、令和6年度開設の課程認定申請においても、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度の認定を証明する書類の添付が必要で間違いはないか。
⇒ 必要

準備した相談内容のほかは、提出していた資料について事務官から指摘を受けたりと結局用意された45分間相談をし終了しました。

◆ 7月3日: 事務的指摘(7/18 対応締切)

3月に申請書提出後、初めての事務的指摘が届きました。内容としては、3号1件、シラバス9件、4号5件、6号1件ですべて事務的に対応しました。

<指摘内容>

- ・ 施行規則に定める科目区分、または備考等の欄に記載された名称に誤りがあるため、確認の上、

修正すること

- ・ 当該授業はオムニバス形式での実施であるが、第5回の担当教員名の記載がないため、確認の上、追記すること
- ・ 「社会・地歴科指導法」I～IIに関して、コアカリキュラム対応表ではコアカリ2(4)の模擬授業について取り扱うことになっているが、シラバス上では判然としないため明確化すること
- ・ 第4号の著書について「出版社又は発行雑誌等の名称」の欄に記載の内容は、著作物の名称ではないか
- ・ 6号⑤欄に情報機器の活用に関する施設・設備及び機器の設置状況について記載が必要

◆ 9月15日: 委員会 (一次) 指摘 (10/2 対応締切)

<指摘内容>

【教育課程】

- ・ 授業科目「総合的な学習の時間の指導法」のシラバスについて、「総合的な探究の時間」について取り扱われていることが分かるよう、授業計画において明確化すること
- ・ 授業科目「社会・地歴科指導法 I～IV」について、教職課程認定基準 4-8 (2) vii) ②より、中学校「社会」の教科の指導法の一部で「地理歴史」と高校「地理歴史」の教科の指導法については共通開設可能だが、中学校「社会」の教科の指導法の一部で「公民」と高等学校「地理歴史」の教科の指導法について、共通開設不可であるため、授業科目の内容と開設方法について見直すこと

【教員組織】

- ・ 担当授業科目「道徳教育指導論」「教育方法の理論と実践」に関する業績が判然としないため、業績を追加または追加する業績がない場合は関連業績を有する者とオムニバス担当とすること

◆ 10月20日: 委員会 (二次) 指摘 (11/6 対応締切)

委員会 (一次) 指摘の際に対応していましたが、委員会二次でも同様の【教員組織】の指摘が届き、今度は業績追加ではなく業績を有する者とオムニバス担当にするように指摘を受けました。

<指摘内容>

【教員組織】

- ・ 担当授業科目「道徳教育指導論」「教育方法の理論と実践」の追加業績においても関連する業績が判然としないため、当該業績を有する者とのオムニバス担当とすること
- ⇒ 学校教育センターの担当教員を中心に、追加する教員を探し対応しました。入っていただく先生が本学の教員でないこともあり、シラバスの擦り合わせや、担当回を決めるのに大変苦慮しました。

<対応提出2日後>

事務官より直接大学に電話があり「次回の課程認定委員会において事前に委員に確認をしたところ、委員よりオムニバス担当のAについて、授業回のうち第12回、第13回のみ限定するように」という内容でした。

その際にご参考までにとすることで「追加された教員には業績が十分にあるので、その教員単独の担当にされてはどうかという意見もありました」とお教えいただき、対応としては最終的にその意見を受け入れ、当初、担当予定であった教員を外し、追加した教員の単独担当として対応することにしました。

この提案をいただくまでは「業績が判然としない」という内容の指摘しかなく、どこを補うどこを担当できる教員を探したらいいのか分かりませんでした。教員業績についての指摘では、今回の例はよくあることで、事務はもちろんのことながら、先生方もどこの業績が足りないことが分からず、対応には毎回苦慮しております。

以上で委員会指摘の対応は全てになります。

5. 課程認定申請を終えて

良かった点は、先生方に担当していただく部分を初めに明確にお伝えしておいたことです。「教科及び教科の指導法」に関することについては学科の教員の担当としていました。具体的には第4号、シラバスは、学科の担当教員から各科目担当者に依頼してもらい、一通り教員のほうで確認していただいた後、出そろった状態で事務が受け取るようにしました。そうすることで、先生方の申請についての理解もより深まったようで、協力体制の強化につなげることができました。何と云っても、提出後に届く【教員組織】の指摘が減り、ある程度、予想の範囲のものばかりになりました。反面、今回「教育の基礎的理解に関する科目」の指摘が多くあり、最後まで対応した【教員組織】については、これで通らなければどうしようということで、学科の先生方には申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。

反省すべき点としては、第4号の事務的確認が不十分ということで、何度やっても業績書は事務的確認が不十分で指摘を多く受けてしまいました。マニュアルを工夫して、先生方にはお渡ししたのですが、概要欄の書き方、特に共著業績が多い先生方には指定通りに書いていただくのに苦慮しました。具体的には全体の概要、本人執筆部分の概要、本人が果たした役割、ここの書き分けをお願いすることがとても難しかったです。

そして、科目担当者変更の際は課程認定申請を想定して業績を厳密に確認することです。普段から「教育の基礎的理解に関する科目」の担当者は、変更があれば事務でも気を付けて見ているのですが、やはり知らないうちに科目担当者を変更されているということが今回もありました。課程認定審査を想定して採用していただければ問題ないのですが、なかなかそういうわけにはいかず申請の際にはトラブルのもとになります。今後は科目担当者を変更する場合は、変更届の必要がなくても、学校教育センターに確認してもらいたいと考えております。

また、教員変更の候補探しについては、文科省のホームページに申請内容が公表されることになりましたので、近隣の大学さんを参考にさせていただいております。

以上で本学の事例報告を終わります。ご清聴いただきありがとうございました。

質疑応答の記録

小 松 佐穂子
(桃山学院大学)

日 時：2023年12月13日(水) 14時00分～17時00分
場 所：神戸学院大学・神戸三宮サテライトキャンパス(対面)、オンライン(Zoom)
テーマ：「課程認定申請大学からの事例報告」
発表者：波多 朋美 氏(大阪経済大学)
佐沢 明子 氏(四天王寺大学)
小森 華穂 氏(武庫川女子大学)
司 会：阿蘇 さやか 氏(関西大学)、野田 浩二 氏(神戸女子大学)
記 録：樋口 太郎 氏(大阪経済大学)

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

<波多 朋美 氏への質疑応答>

阿蘇(質問者として)：今回、大阪経済大学様では、教科教育法のⅠ、Ⅱのご担当者は10年以上前の業績を追加しても、なおその先生では駄目というご指摘があったということで、非常にご苦勞をされたことが伺えたのですが、あらかじめその先生の業績等も十分に確認された上での申請だったということなのですが、差し支えない範囲で、教科教育法Ⅲ、Ⅳの先生とⅠ、Ⅱの先生の業績の違いというところはどんなところにございましたでしょうか。

大阪経済大学担当者：大阪経済大学の太谷と申します。今のご質問につきまして、代わりにお答えさせていただきます。私も専門的なところまで十分、承知しているわけではないのですが、まず教科教育法Ⅰ、Ⅱのご担当の先生、この先生は非常にベテランの先生で、いわゆる英語学と言われてる区分の、具体的な科目で言うと「英語学概論」であるとか「英語音声学」とか、そのような科目も担当いただいた上で、さらに教科教育法でⅠ、Ⅱを担当されてる。それに対して、Ⅲ、Ⅳの先生は、どちらかというところ、高校あるいは中学校で実際に教員をされて、その中で業績をある程度付けられた、という先生になります。

最初のⅠ、Ⅱの先生というのが、いわゆる新学部のほうで、「英語」の免許も設置しようといったときに、非常に頼りになるというか、よくご経験持って十分よくその周辺のことが分かっておられるという先生でしたので、どちらかというところその先生がリードしながら、そのⅢ、Ⅳの先生、その先生とすみ分けというところ、Ⅰ、ⅡとⅢ、Ⅳの科目的な脈絡でのすみ分けみたいなものをうまくコンビネーションされて申請をしたというところでした。

これはあくまで個人的な印象でしかないのですが、III、IVの現場のご経験がどちらかという豊
富な先生のほうに関しては、いわゆるテキストに当たるようなものを、執筆に近いようなものが業
績のほうに、比較的数は少ないのですが挙げられるかなという印象でした。それに対して、I、
IIの先生はやはりいわゆるアカデミックというか、専門領域に近いような業績、それをたくさんお
持ちで、先ほど申し上げた「英語学概論」、あるいは音声学にプラスして、現場教育に資するような
業績をお持ちだなという印象でした。

その先生に対して、10年以上の業績もプラスしているしということで、文科省のほうからの審査
のときに、追加の注文というかそれもあったので、再度確認してそれに類するようなものがあるか
というところで、素人目でしかないのですが、ややテキスト寄りのベーシックなものも業績を持っ
ておられたということで、それも追加し、かつ、先ほど波多の報告であったとおり、翻訳書もあっ
たりしたので、教育上の別の欄にはなりますけれど、そこに追加してできるなというところで、新
学部の設置の担当者も一緒にいろいろ話しする中で、これでばっちりだろうと感触を持っていたので
すが、そういう展開で。

ちょっと余談にはなりますが、過去の1回前の事例というときも同じような指摘がちょっとあり
まして、追加をそれなりにしたので、これはいわゆる、文科省、あるいは審査会のほうからの助け
舟だろうということで、それに乗って、それに近いかどうかともかく、出せば何とかなるだろう
というぐらいの感覚を持っていたのですが、そんな甘くなかったという。

ですので、今、重ねたことにはなりますが、いわゆる教科教育法の先生というのが、現場の教育
を中心にされてる先生がいいなという一方で、業績がなかなかない。逆にアカデミックのほうで
ご業績をたくさん豊富に持っておられてるのですが、現場教育のほうでの類するところにやや踏み
込められていない。そのジレンマっていうのがありまして、それをどんなふうにバランスよく対応
していったらいいのかなというのは、課題かなとは思っています。以上です。

阿蘇：ありがとうございました。教科教育法の教員の審査というのは、いずれの大学でもご苦労さ
れてるところかとは思いますが、今のお話をお聞きしまして、やっぱり英語学とか音声学とか、
そういうアカデミックな業績をいくらたくさんお持ちであっても、やはり教科教育法というところ
に関わる実践的なご経験とか、あるいはテキストを作成してるとか、そういうところが審査では見
られているのかなということは大変よく分かりました。ありがとうございました。では、野田さん
のほうから質問があります。

野田（質問者として）：発表どうもありがとうございました。同じ教科教育法のところの担当の先生
のところですが、ちなみにですが、この先生が過去の審査会で、教科もしくは教職で可をもらって
らっしゃる先生だったのか、もしくは、そうではなかったのか。もし可があったら、過去の業績で
持っている、10年以上前の業績OKとなりやすかったんだろうなと思うのですが、もしかしたら
教科のほうだけだったのかなという気もちょっとしたのですが、もしお分かりでしたら。

波多：過去の申請、多分なかったかなと思いますが、すぐには確認できてないですね。

野田：分かりました。ありがとうございます。

阿蘇（質問者として）：大阪経済大学様では、昨年も高校「地理歴史」が申請されたということで、
2年連続ということで本当にお疲れ様です。昨年のこの地歴の申請というのは、やはり学部教育と
の相当関係のところ、まず第一のハードルだったというお話ですが、その教科の専門と学部専門

の科目の具体的な量の辺り、いろいろとやりとりがあったというところ、もう少しお聞きできればと思いますが、最終的に教職を取らない学生さんがどのぐらい専門科目を取るかというような辺り、結果的にどれぐらいの科目をご用意されたのかというところをお伺いできればと思います。お願いいたします。

大阪経済大学担当者：すみません、再び、大谷です。今のご質問に対して、具体的な数まで今、持ち合わせてないので、お答えづらい面々あります。先ほど報告にありましたとおり、地歴に関しては事前相談、1回、2回とさせていただいて、メインテーマはどちらもやっぱり相当性の部分でした。1回目のときというのは、私、個人的によく分かってない部分も正直ありましたので、確かいわゆる2号様式に載ってる科目と、あと「商業」、あるいは中学「社会」、「公民」の科目に着色だけしてたんじゃないかなと思ってますので、それ以外に申請する科目の関連する科目にも着色するように、というようなことがあって、どんなふうにしたらいいのかというようなことを、確かその1回目ではやりとりしたと。手引きをよく見返してみると、そのことが確かに書いてありまして、これはちゃんと見てなかったという反省をして、2回目のときに担当の学部の先生とも相談しながら、再度、地歴に関連する科目、それに着色をするようにしました。

2回目でもこれでは、というような反応だったので、本番で申請するときにはさらにまた検討して、対応はして、結局、指摘が具体的には本番ではなかったのですが、メインになる科目、いわゆる必修、あるいは選択必修になる科目の自体にコースが3コースほどありまして、最初の3コースの中で分かりやすく申し上げると、2割は“歴史”に寄ったコースとか、あるいはちょっと“地理”も入ってるというコースもあります。その一方で、やっぱり“商業”寄りかなとか、そうではない、どこにも入らないようなコースみたいなのがざっくりありまして。とはいえ、先ほど申し上げた、関連する科目ですので、どんぴしゃでなかったとしても、ある程度こじつけ含めて、ちょっと科目名がいわゆる“地歴”の法令区分に寄ったような内容をおおわせるようなものがあつたら、塗っていいだろうというようなところで着色をして。コースは一応、配当表の作りとしましては、選択はするのですが、絶対そのコース以外の学生が履修できないという作りにはなってなかったの、それをちりばめるといふ言い方がいいかどうかはあるんですが、それなりに類するコースを各コースの科目に線が引いた状態が出したら、何とかあった感覚です。

地歴に関連する科目に関して、これはあくまでも想像でしかないのですが、当然シラバスが見ようがまだ検索してできないことないの、そこまで見て一種の確認作業されたのかどうか、分からないのですが、そこまでされてないのかな。要するに、学則、あるいは特に履修規程ですが、履修規程にそのコースの枠組みというのをしっかり書かれていますので、そちらの見せ方という意味で、それなりにバランスが取れてて、かつ担当者が見たら、他の免許、あるいはもう免許取らない学生もそれなりに満遍なく取るだろう、ちょっとマイルドな形で相当性はあるだろうという見せ方ができたのかなというところかと思えます。

これは1回目のやりとりの中で、どちらかという、履修規程の中の配当表の作り、そこがなかなかうまくご理解いただけなかった。局内の文科省の担当の方の一言として、複雑ですね、と本当、言われてしまひまして、それが実はこのA区分というのがありまして、B区分があつて、C区分がコースでとかというのをいろいろご説明するのを理解していただくのに、非常に苦労したなど。それは学部の担当の先生のほうがうまく説明していただいて、そこそこ、そこはクリアできたと思う

のですが、2回目、3回目にしてやっと、その相当性というものがご理解いただけたのかなという印象でした。以上です。

阿蘇：ありがとうございました。本学でも同じ経済学部で、現状、「社会」、「地理歴史」、「公民」という教職課程を持っている学部があるのですが、認定を受けたのはもう随分前のことで、もしその再申請しなければならないとなったときに、正直、「地理歴史」は厳しいんじゃないかなと思っている学部が複数ありますので、今回よく大阪経済大学様で経済学部で「地理歴史」の課程の認定を受けられたということです。ありがとうございました。

<佐沢 明子 氏への質疑応答>

質問者 A：教育学科の中のコース、今回は「理科」をつくられたんですね。これ、基本的に理科のところの課程認定申請してるわけだと思うんですが、今、コースを4つ持っていらっしやいましたよね。幼児教育のところだけそのままにしておいて、さっきの中・高のいろんな教科は全部一緒のコースにしておこうということでしたよね。当然、今回の申請のときは、他の希望のやつは全く関係ないじゃないですか。そのときに結構、既存の科目を触ったりしました？

佐沢：学則変更の際に、基本的に教職課程に関わる科目は触らない、というようなところで進めてまいりました。

質問者 A：学内的に？

佐沢：学内的に。

質問者 A：前回のここ、触らないよと。

佐沢：はい。他の課程については特に変わりがありませんので。

質問者 A：これ、以前は免許種ごとに結構コースで分けてくださいよという話があって、多分、四天王寺大学さんはそういう形で分けてこられたんだと思うですよ。これ、一つのコースに進むの本来、全然、課程認定とあんまり関係ないかもしれませんが、それ文科省の人、学則、これ、案を出しますよね。何か言われました？

佐沢：課程認定上は学科単位でしているのですが、そこまではなかったのかなというところなんですけど、学則には確かにコースを載せています。課程認定は教育学科として、というところで、中の書きぶりもちろん、コースというのが7号のアなどに登場はするんですが、そこについては特に指摘はなかったと思います。

質問者 A：当然、学科ですから、個々のコースでは受けないから、学科で人数、受けるんですが、ここまで細かくコースごとで、このコースでこの免許進むんですよ、みたいな勝手になってるはずだと思うんですけど、それを一つにぎゅうっとするのが、そういうことについてなんか言われたかなと思ったんですけど。

佐沢：いわゆる履修規程の中にも、免許の取り方というところは、もちろん登場はしてくるのですが、今の小学校教育コース、英語教育・小学校コース、保健教育コースを1つにすることにより、入ってから選択が広くできますよというのが大きな目的としています。最初の入試の段階で免許種をある程度、見越した上で入ってくるというのではなく、他大学さんでもそうされているところは多いかと思うのですが、入学後に選択をしていこうというようになっています。回答になってるか分かりませんが、どうでしょう。

質問者 A：分かったです。そういうことですね。

阿蘇 (質問者として)：ありがとうございます。私も今の関連でお聞きしたいなと思ったのが、この学校教育方針は今、小学校のコースと英語のコースと保健体育のコースがあって、さらに理科をこのコースが追加になったという感じですか？

佐沢：申請上は教育学科なので、教育学科であれば取れるとなっているのですが、便宜上と言いますか、どの免許が取れるかというところは、4 ページにあります。この免許種は、学校教育コースでは全て取得は可能ということにはなっています。

阿蘇：お一人の方がこの別々の教科でも取得するというのも可能？

佐沢：そこに関しましては、ある程度、学内で制限と言いますか、規程上である程度、縛っています。少し文科省からも指摘はあったのですが、規程だけを見ると、複数免許取れないような書き方になっているんですね。ただ、実際には一つしか取れないというわけではなく、いくらでも取れるようになったら、時間割の関係もあるため、保証ができないという書きぶりをしているまでです。あとは、ホームページ等では出していますが、運用上、選修というのを設け、そこで入学後からどの免許を取得したいかによって専修という分け方をしていく予定でして、その中である程度人数を把握した上で、授業開講ができるようにし、希望する免許で学生を分けていって、指導するというような形になっていく予定です。

阿蘇：ありがとうございます。

佐沢：免許は通常、二つ、取っている学生は多いと思われます。

阿蘇：ありがとうございます。なかなか1 学科でいろんなコースのいろんな免許、教科で認定を受けるとというのが、なかなか難しいのではないかなと思ってましたので。ただ、申請上はきっちり分けた形で伺ってるという形になっているというそれで。大変よく分かりました。ありがとうございます。その他、ご質問、会場のほうからいかがですか。

質問者 B：本学も、1 学部1 学科で複数免許を取れるという仕組みで、その中で中・高の「国語」と「英語」を21 年に申請したのですが、そのときに言われたのが、先ほどのお二人のほうから質問あったような内容に近いんですが、最小単位は学科ということなので、定員は設ける必要はないとは思いますが、見た目上は文科省のほうからは言われているのは、全ての免許が取れるように見込みをしておかないといけないという指摘が確かあったので、そのときに相当関係的なことを本学のほうもしていて、取れるような仕組みはしているのですが、コントロールのほうでは履修規程のほうで取れない、みたいなことをやったという記憶がちょっとあります。そういったようなことで指摘としてあったのは、実習先のことで数が足りているのかというのがそのところに当たるのかなと私、ちょっと思ったんですけども。学内のほうで想定してるのは、それほどめちゃくちゃ多い数ではないかもしれないのですが、文科省の指摘としては、結構な数をいけるような実習先を確保しとけよという意思なのかなというところはちょっと感じました。そういう感じの指摘だったのでしょうかということと、すみません、もう一つだけ聞きたかったのが、共通開設なんですが、教職関係の部分というのは、というところがちょっと気になったんですが、この二つ、分かればお願いいたします。

佐沢：ありがとうございます。実習のところというのが、すみません、あまりそこまでは私のほうが把握できていないのですが、少なくとも事前相談の中で、そういったところの指摘はなくて、申

請書類提出後も特にはありませんでした。一応、相談のときに、様式7号のAのところで、履修上のコースというので二つにしている、その中で免許取得のプログラム化を行っているというような内容にしていまして、それでいいですかという確認はしていました。私はそこには関わっていなかったため把握をしていなくて申し訳ないのですが、以前の「数学」免許の課程認定のときに、その書き方についてご指導いただいたということがあったので、もしかしたら、今、おっしゃってるような内容だったのかもしれませんが。そこであらためて確認をした際には、特に問題はない、これでいいというようなところでした。ただ、この実際のところの履修上コースで、これでいいですかという聞き方をしたのですが、実際に本当に聞きたかったのは、その部分ではなく、書きぶり全体を見てほしかったので、何かしらの理由を付けて見てもらったというのが正直なところにはなりません。

実習先については、書類上でおそらく大丈夫だろうというところにはなっていたと思うのですが、教職教育推進センターというところで実習を扱っており、実習に関しては、コロナで特支などでも行けないというようなことを阪神教協の集まりのときにも皆さん、おっしゃっていたときに、本学では結構、実際に行っているというような、その確保はできているのかなと思っています。

阿蘇：もう一点は共通開設といったところですかね。いろんな共通する教科、小・中・高とあるので、その部分を共通開設されてるものかというご質問で。

質問者 B：教職の科目ですけども、この今回の申請の前から共通開設というそういう形…。

佐沢：そうですね、基本的には。なので、今回、指摘をもらった科目名のところにも、後ろに括弧で小・中・高や小・中・高・養と書いてると思いますが、そういった書き方を基本的にしておりまして、例えば、一次審査の委員会指摘の最初のところの「教育相談の理論と方法」、【教員組織】のところの指摘ですよ。ここは小・中・高・養とあります。これがこの免許を取る学生たちのために開いているというようなところになっているので、基本的に小・中・高とか小・中・高・養としているものがほとんどかなと思います。

質問者 B：ありがとうございます。あと、すみません、学部をまたいでの共通開設みたいになってる感じ…。

佐沢：教育学部に関しましては、基本的に教育学部のみとなっておりまして、最初に本学の教職課程を提示いたしましたが、このいわゆる次年度の文学部、社会学部と看護学部というところは学科をまたいで、共通開設ではなく同時開講という形です。そこは共通ではないですけど、一緒に開講して同時開講というものになっているところで共通開設ではないですね。

質問者 B：ありがとうございます。

阿蘇(質問者として)：ちなみに教科、教育学部の英語とか数学、理科という教科の科目というのは、小学校とかと共通に開設されてるものはありますか？

佐沢：教科は、今、すみません、すぐに科目名が浮かんで来ないのですが、基本的に教育学部は専門科目の中に置いてありますので、それが取れる状態であれば、いわゆる共通になるのか、小学校と英語の共通があるかどうかというのが、すみません、今すぐに浮かばないです。

阿蘇：以前は中・高と小の教科の共通開設ができなかったのが、最近それができるようになったので、そういう取り組みもされてるのかなというように思っています。

佐沢：それでしたら、すみません。私が最近の、ここ2年ぐらいで教務課に異動したので、そこまで把握できていないというのが、大変申し訳ないのですが、この小学校とか英語というのは結構前に課程認定を受けて、認定をもらっている免許種ですので、大きく変えたりはしていないんですね。なので、もしかしたら、そういった共通ではなく、それぞれのというようなところではないかと思えます。

質問者C：教科に関する専門的事項について教えてほしいのですが、教科専門科目については指摘がなかったということなんですよね、多分。指摘の中になかったの。それで、あと、教科の指導法ですね。理科教育法みたいなやつ。それについても、今回、指摘がなかったような感じなので、さっきの共通開設みたいな話と関わるのかもしれませんが、理科の教科の専門の科目の担当の先生というのは、もともと教育学部にいらっしゃる理科を教えられる先生が担当されているのか、それは指導法も一緒なんですけれども、それとも非常勤講師の方を探してきてされているのかというのを、ちょっと教えていただけたらと思います。教科の指導法と教科専門科目と。

佐沢：今回、新たに採用となった、専門科目の「理科」の科目についてはもともとの教員もいましたが、新たな専任教員というところもありまして、すみません、今すぐ手元に置いておけばよかったのですが、第3号をちょっと確認させていただきます。

質問者C：もともといらっしゃった専任の先生もいらっしゃるし、採用されたかもしれないという感じですね。

佐沢：はい。それぞれの科目にどんな貼り付き方をしていたかというのが、今、ぱっと浮かばないので、確認できればと思ったのですが。また後ほど、確認できればこんな形です、と。

質問者C：分かりました。さっきの大阪経済大学さんもそうですけれども、あんまり、さっきは指導法の先生、指摘されたとはいうことですけど、教科に関する専門的事項のところは科目だったり、先生のところはあんまり引っ掛からない感じですかね。ですね。ちゃんとしているからなんだなと思ってんですけれども。本学も来年ぐらいに申請を1個、「理科」でというのがあるので、また教えていただけたらうれしいなと思ってます。どうもありがとうございました。

<小森 華穂 氏への質疑応答>

阿蘇 (質問者として)：では、また私のほうからちょっとだけお聞きさせてください。7月3日の事務的指摘の中で、第6号のところでは施設、設備のところですね。備え付けられてないけど、随時、教員や学生に貸し出しを行ってる情報機器等があれば記載してくださいというのは、これは具体的にどんなものを記載されたのか、お伺いできますでしょうか。

小森：結局、本学では随時教員や学生に貸し出しを行っている情報機器はあまりありませんので、コンピュータ演習室11室、学生が利用可能な端末を740台設置と記載しました。

阿蘇：このご指摘を受けて、施設、設備の備え付けているものを付記されたっていうご対応が…。

小森：はい。

阿蘇 (質問者として)：なるほど。分かりました。ありがとうございます。あと、10月20日の委員会指摘で、先生の業績のところいろいろご指摘があって、ご苦勞されたということですが、最終的にオムニバスで追加された、もともとの先生は外れていただいて追加した先生を担当の教員にされたということかと思いますが、もともとご担当されていた先生は、持てるとしたら12回と13回

だけじゃないですか、というご指摘なのですが、逆にこの12回、13回というのはどういう内容を扱っておられたかはお分かりですか。

小森：すみません、具体的にどのような内容だったかは覚えておりません。申し訳ありません。

阿蘇：いいえ。もともと申請書類出されるに当たって、先生が同席というところ、先生方とも協力されて確認されていた中で、こういうご指摘もあるんだなということで、お伺いさせていただきました。今回、「社会」と「地理歴史」の申請ということだったのですが、教員採用試験が「地理歴史」と「公民」、両方免許取ってないと受けられないという自治体もある中で、「公民」の申請というのはご検討されたのか、検討された結果、断念されたのかという辺りでお伺いできますでしょうか。

小森：ありがとうございます。今回のご質問、既にたくさん受けておりました。検討はしたのですが、学科の目的・性格と公民の免許との相当関係が薄いと判断し、文科省に相談するまでもなく公民の申請は考えられませんでした。その後、やはり質問もたくさんいただきますので、教育課程設計を再考する段階で公民科免許課程の設置について建設的に考えたいと上層部は考えているようです。

阿蘇：ありがとうございました。

<全発表者への質疑応答>

野田：取りあえず、1部、2部通しまして、三大学のかたがたに今回はご発表、報告いただきましたけども、三大学様を通しまして、これを聞いておきたかったなということがございましたら、どの学校様でも結構ですので、ご質問、ご意見ございます方は、挙手いただけますでしょうか。

質問者 A：さっき四天王寺大学さんのときに私が、今いろいろあるコースをぴしゃっと一つにまとめてしまっていけるのかなという質問したのは、本学も5年ぐらい前に教育学科、幼・小の課程のところに「英語」を付けるということで申請をすることで事前相談に行ったときに、教科の専門科目のところ、そこそこの科目を立てて持って行ったのですが、神戸女子大学さんは開放制の中での教員養成を主たる目的とする学科なので、中・高の課程を置く場合は学位との相当関係ということで、学位は教育学なんだけれども、英語の課程を置くのであれば、英語の学位が出せるぐらいの専門科目を置いてくださいよと言われて、かなり科目を追加していった経験があるので、先ほどの四天王寺大学さんの話でしたら、四天王寺大学さんの教育学科でどれだけ科目を置いていらっしゃるんだろうということもあって、それを一つにまとめてしまうというのは、どんなことなのかと考えて、それができるのだったら、それをしたほうが学科もコンパクトにできるなあとちょっと考えたもので、さっき質問したんですが、どうもやはりそうだったかというのが、後、休憩時間に1個お尋ねしたのですが、四天王寺大学さんの教育学科は、教員養成を主たる目的とする学科ではなくて、目的養成だったんですかね。

佐沢：主たる目的、教員養成を主たる目的だと…。

質問者 A：英語とか理科とか数学とか立てたときに、学位との相当関係のことはあまり言われなかったのではないですか？

佐沢：多分さっきおっしゃっていた科目数とか、あと、教員の人数とかというところが、私は本来こうしないといけないと、学位が取れるぐらいに、と言われるところを経験したことがないので、

何人置かないといけないのかなというところは…。

質問者 A：人数は一緒かも知れませんが、科目の単位数とか。

佐沢：すみません、教員養成を主たる目的で、というところの言葉尻だけで、さっき私、それですね、と言ったんですが、教員養成を主たる目的にする学科って…。そこで大きく違うってこと…。

質問者 A：そう。大きく違うと思うんですよ。それでうちがやったときは、神戸女子大学さんは主たる目的の学科ですよ。目的養成ではないですよって。

質問者 A：それだったら、開放制の中でのあれやと、いくら教育学科に作るんであっても、英語の学位が取れるぐらいの専門科目を置いてくださいよというのが中・高は原則ですよ、と言われたんで。だからそこがどうかと思う感じだったので。

佐沢：はい。そうだなというところで、先ほどのお話をしていたんですが、今いろいろ見えていますと、自信がちょっとなくなってきました。

質問者 A：最低限そうでないと認定されませんからね。

佐沢：一度再確認したほうがいいのかなと思っています。

質問者 A：ありがとうございます。

質問者 D：さっきの三つ目の武庫川女子大学さんに簡単な質問ですが、さっき何度かあった二次の指摘で、担当の先生の指摘があって、業績が足りないというのが道德の科目と教育方法の二つ書かれていますけど、二つともが指摘されて、二つともがオムニバスにしようとしたけど、二つともが1人になったのか、どっちかの科目だけなのか。さっきのお話では、それぞれの必要な科目というか区分の中で含めなきゃいけないその分野のところ、どこの部分が足りないというのは教えてくれなかったということですが、この道德と教育方法と両方な感じですか。そこ、ちょっと教えていただけたらうれしいです。

小森：ありがとうございます。分かりにくくて失礼いたしました。結局は、「道德教育指導論」がオムニバスでも駄目と言われまして、もともと予定していた教員を外して、追加した教員単独で担当していただきました。「教育方法の理論と実践」のほうについては、オムニバスで対応するようになると言われ、オムニバスで追加した教員で OK ということなので、「教育方法の理論と実践」はオムニバスで、「道德教育指導論」のほうは追加した教員1名で、最終は提出しました。

質問者 D：どうもありがとうございます。道德って一人で教えるのかなと思ったけど、そうでもない感じなんですかね。なかなか奥が深いですね。研究しなきゃいけないですね。ありがとうございました。

野田：ありがとうございます。それでは、他、いかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。オンラインの方もよろしいですか。それでは、本日も報告いただきました波多様、佐沢様、小森様にはお忙しい中、本日も報告をいただきまして、どうもありがとうございました。感謝の気持ちを含めまして、いま一度3名の皆様に大きな拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【活動報告】

2023 年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告

教職課程事務検討委員会・委員長 阿 蘇 さやか
(関西大学)

阪神教協では、教員免許事務セミナーを取りまとめていた委員を 2016 年度より「教職課程事務検討委員会」として正式に組織化し、加盟大学における教職課程事務を円滑に推進することを目的に各種活動の企画・運営を行っています。

ここでは 2023 年度に実施した「教職課程事務検討委員会」と、委員会で企画内容を検討し実施した「教員免許事務セミナー」・「第 3 回課題研究会」、加盟大学のみなさまに回答いただいたアンケート結果から作成する「教職課程に関するデータベース」の 4 つの取り組みについて報告します。

1. 教職課程事務検討委員会

教員免許事務セミナーや 12 月の課題研究会の開催準備のため、また幹事校会での審議事項の検討や報告事項の共有を行うため、必要に応じて開催しています。2023 年度は、以下のとおり 5 回の委員会を開催しました。

(1) 第 1 回 (通算第 40 回) 委員会

日 時 2023 年 6 月 13 日 (火) 17 時 00 分～18 時 15 分

会 場 Web 会議 (Zoom)

議 題 ①年間行事予定について

②第 1 回教員免許事務セミナーの企画について

③セミナー終了後の情報交換会の開催について

④教職課程事務検討委員会委員の任期について

⑤その他

(2) 第 2 回 (通算第 41 回) 委員会

日 時 2023 年 9 月 4 日 (月)

会 場 メール審議

議 題 ①第 1 回教員免許事務セミナーの運営について

②その他

(3) 第 3 回 (通算第 42 回) 委員会

日 時 2023 年 10 月 10 日 (火) 17 時 00 分～18 時 40 分

会 場 Web 会議 (Zoom)

議 題 ①第 1 回教員免許事務セミナーアンケート結果について

②第 3 回課題研究会の企画について

- ③「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて
- ④その他

(4) 第4回（通算第43回）委員会

日 時 2023年12月5日（火）17時00分～18時00分

会 場 Web会議（Zoom）

議 題 ①第3回課題研究会の運営について

②「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて

③2021・2022年度「教職課程データベース」の設問7・13のまとめについて

④第2回教員免許事務セミナーの企画について

⑤その他

(5) 第5回（通算第44回）委員会

日 時 2024年2月2日（金）

会 場 メール審議

議 題 ①第2回教員免許事務セミナーの運営について

②その他

2. 教員免許事務セミナーについて

年2回の開催を基本に、日常業務のサポート、加盟大学間のネットワーク作りを主たる目的とし情報交換の場として開催しています。今年度は「教職課程に関して他大学に聞きたいこと」をテーマに2回開催し、対面形式で各大学の取り組み状況や課題を幅広く共有することができました。各セミナーの概要は以下のとおりです。

(1) 第1回セミナー

日 時 2023年9月16日（土）14時00分～17時00分（受付13時30分から）

場 所 関西大学梅田キャンパス

出席者 30大学 53名（3グループ）

テーマ 『教職課程に関して他大学に聞きたいこと』

■主な情報交換内容

【教育実習に関すること】

- 教育実習の履修条件、資格試験の活用等
- 各教育委員会への手続き内容把握の方法
- 教育実習に係る費用（交通費、事務経費等）の補助
- 教育実習辞退の取り扱い
- 出向指導対象校の選定基準

【履修・授業に関すること】

- コロナ禍以降の教職ガイダンスの実施方法
- ICT事項に係る情報通信機器の整備・活用
- CAP制の取り扱い
- 編入学・転入学生の単位認定基準

【教職課程自己点検・評価に関すること】

- 自己点検・評価の実施体制、実施間隔、点検・評価項目
- 報告書作成の進捗状況

【その他】

- 大学設置基準改正への対応
- 教員採用試験の早期化、複線化への対応
- 教職課程履修学生（卒業生含む）の交流
- 麻疹・風疹の抗体検査実施状況
- 介護等体験の実施状況



(2) 第2回セミナー

- 日 時 2024年2月17日（土）14時00分～17時00分（受付13時30分から）
場 所 西宮市大学交流センター
出席者 28大学 41名（3グループ）
テーマ 教職課程に関して他大学に聞きたいこと

■主な情報交換内容

【教育実習に関すること】

- 教育実習の履修条件、資格試験の活用等
- 各教育委員会への手続き内容把握の方法
- 教育実習簿の電子化
- 教育実習が配当不可となった事例と対応
- 教育実習や介護等体験の送り出しに不安がある学生への対応
- 学校体験活動等の取り扱い

【介護等体験に関すること】

- 学生が介護等体験証明書を紛失した場合の対応
- 次年度の介護等体験の実施予定

【履修・授業に関すること】

- 在学期間が4年を超える学生の「教職実践演習」の履修
- 教員免許取得判定の時期、頻度、対象者、不足単位がある場合の対応
- 再試験制度の導入事例

【課程認定申請に関すること】

- 学位プログラムとの相当関係
- 「教育実習」を中高共通開設とする場合の科目の開設事例

【その他】

- 教職に関するセミナーやガイダンスの実施状況
- 学力に関する証明書の作成担当部署、チェック体制
- 基幹教員制度の導入に係る教職センター所属教員や他大学教員の活用状況



3. 第3回課題研究会について

阪神教協では例年3回課題研究会を行っており、第3回目は教職課程事務を担当する職員向けの内容で開催しています。本年度の企画内容は以下のとおりです。

- 日時 2023年12月13日(水) 14時00分～17時00分
- 会場 【対面】神戸学院大学 神戸三宮サテライト 【オンライン】Web (Zoom)
- 出席者 【対面】21大学34名(申込者基準、当日欠席未反映) 【オンライン】35大学54名
- テーマ 「課程認定申請大学からの事例報告」
- 登壇者
- 波多 朋美 氏 (大阪経済大学)
 - 佐沢 明子 氏 (四天王寺大学)
 - 小森 華穂 氏 (武庫川女子大学)

4. 教職課程に関するデータベースについて

2009年度から実施している教職課程に関するデータベースは、加盟大学から集めたアンケート結果をまとめたもので、基本設問、3年ごとに設定する設問、臨時設問の3構成となっています。本データベースはアンケート回答校に配付され、加盟大学における円滑な教職課程運営に活用されています。2023年度のアンケート実施項目は以下のとおりです。

【設問】

1. 大学名、教職課程担当者名(=記入者名)、連絡先、URL等をご記入下さい。
2. 課程認定を受けている教員免許状の学校種および教科名をすべてご記入下さい。
3. 教職課程履修(登録)者数をご記入下さい。
4. 教育実習に参加した学生数をご記入下さい。
5. 教育実習に参加した学生数を実習開始の月別にご記入下さい。
6. 2023年度教育実習や介護等体験などの実施にあたって生じた問題となる諸事例がありましたら、差し支えない範囲でその概要をご記入下さい。

7. 教育実習や介護等体験などの実施に関して、関係諸機関（教育委員会、社会福祉協議会）への申入れが必要と思われる事項がありましたら、差し支えない範囲でその概要をご記入下さい。
8. 教育職員免許状一括申請の授与件数をご記入下さい。
9. 教育職員免許状一括申請による全教育職員免許状取得者数をご記入下さい。
10. (2023年4月採用)校種別教員就職者数(常勤・非常勤講師を含む)およびその調査方法をご記入下さい。
11. 本協議会に対するご意見、ご要望がありましたら、ご記入下さい(含、本協議会の総会・課題研究会で希望される討議事項・研究テーマ、本アンケートに対するご意見、ご要望)。

<介護等体験・教職実践演習に関する設問>

*介護等体験については、代替措置を講じた場合も例年の状況をご記入下さい。

12. 介護等体験費の金額と徴収時期をご記入下さい。
13. 介護等体験に参加するための条件についてご記入下さい。
14. 介護等体験の実施学年(学期)をご記入下さい。
15. 介護等体験ガイダンスの概要(実施時期・対象・内容等)をご記入下さい。
16. 介護等体験は単位化していますか。単位化している場合は授業科目名(単位数・配当年次)をご記入下さい。また、単位化している場合、当該科目の教育職員免許法上の「科目区分」(「大学が独自に設定する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「その他()」の区別)をご記入下さい。
17. 介護等体験期間中の授業の取り扱いをご記入下さい。
18. 介護等体験期間中の損害賠償保険(学研災付帯賠償責任保険等)に大学として加入されていますか。加入している場合は保険料の負担者をご記入下さい。
19. 「教職実践演習」受講のための条件についてご記入下さい。
20. 「教職実践演習」の授業計画等で工夫している点があれば、その概要をご記入下さい。
21. 履修カルテの管理方法および掲載内容(項目)についてご記入下さい。
22. 履修カルテに掲載する内容のうち、担当教員による「必要な資質能力」に関する評価等、学生本人以外が記載する内容を学生に開示していますか。

【設問(臨時)】

23. 教員採用試験の早期化・複線化にあたり、見直した事項(もしくは検討している事項)はありますか。

5. まとめ

今年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受けて、セミナーや課題研究会終了後には、飲食を伴った情報交換会を複数回にわたり開催することができました。最近では、各種セミナーや勉強会にオンラインで参加する機会も増えてきましたが、日常業務で抱えるちょっとした悩みや課題を相談できる担当者間のつながりは、対面の場でしか得られないものと改めて実感しています。ご参加いただいたみなさまにとっても、セミナー等への参加が、その後の自大学の教職課程の見直しや、日常的な情報交換の活性化に繋がれば幸いです。

これからも本委員会は、阪神教協加盟大学の日常業務における問題解決や加盟大学間のネットワーク構築に貢献していきたいと考えております。今後ともみなさまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【会員大学自己紹介】

甲子園短期大学の教職課程

早坂三郎
(甲子園短期大学)

甲子園短期大学は、昭和39(1964)年4月に兵庫県西宮市に開学し、現在は幼児教育保育学科と生活環境学科を擁する女子短期大学です。

本学では、学校法人甲子園学院の校祖(創立者)久米長八が教育の基本理念として掲げた校訓三綱領である「艱勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」を「建学の精神」に据え、三つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を策定しています。

幼児教育保育学科の教育課程は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得を中心に置き、実習や演習科目等の教育と保育の場での実践への学びに向けたカリキュラムを編成しています。その他の資格として、認定絵本土、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格、初級園芸福祉士等の取得にも対応しています。特色ある科目として、I回生の全学共通科目「特別演習」では、1グループ5・6人の少人数編成による基礎演習「スタディ・スキルズ」において、グループディスカッションやグループワーク、プレゼンテーション等、大学での学びの基礎的技能と理解を深める学習を取り入れています。さらに多様性社会での学びを深める「グローバルスタディⅠ」、自ら課題を探求していく「グローバルスタディⅡ・Ⅲ」の科目を設け、アクティブ・ラーニングの教育方法も活用しています。

一方で、イネーブルガーデン(園芸実習場)や宿泊実習が出来る生活実習ハウスなどを活用し、より現場に即した体験学習を行っています。また、教育・保育実習以外でも同一法人の甲子園学院幼稚園への見学、参観をはじめ、実践的な学びを深めることをねらいとして様々な現場に出かけるフィールドワークを通じて、幼稚園や保育所(園)、認定こども園において子どもたちを園外保育で引率するための体験学習の実施等の実践的な授業も行っています。さらには、クラス担任制などによるきめ細かな学生支援体制をとっており、多様化しグローバル化するこれからの社会に対応できる質の高い人材養成を意識した教育を行っています。

尚、令和2(2020)年度の甲子園学院中期事業計画に基づき、令和3(2021)年度に本学「中期教育改善計画」を策定・公表し、教育内容の充実と発展及び魅力度向上、そして経営改善に資することを目的に定員変更、カリキュラム改編、教務システムの構築、ICT教育に向けた教育環境整備、丁寧な学生支援と多様な学生への合理的配慮、修学支援、就職・進学支援、寮生活への支援、教員の教育と研究活動への支援と評価等の活動に取り組んでいます。

教育実習・保育実習に関しては、「甲子園短期大学保育実習・教育実習の履修に関する審査要綱」を定め、定期的に点検し、必要に応じて改訂し運用し、また、教育・保育実習の前にはこの審査要綱に基づき実習審査を行っています。基準を満たしていない学生には事前指導を個々に対応して行い、実習後は実習先からの評価を参考に事後指導を行い、学習成果の向上に努めています。

また実習期間中において巡回教員は、実習園の実習指導者と密接に連携を図り、個別の対応と指導により、実習成果の向上を支援しています。

さらに本学ではこれからの教育現場でも加速するデジタル社会に対応できる ICT 活用に向けた多くの科目を設けています。学生がコンピュータリテラシーを習得しておくことは重要で、総合教養科目の中に「情報処理論」「IT 技術Ⅰ」「IT 技術Ⅱ」「映像とデジタル表現」の授業を開講し、Microsoft Office の活用方法や動画編集スキル等の習得を図っています。そのための施設・設備として、令和 3 (2022) 年度には大講義室及び各教室にプロジェクター、電子黒板等を導入し ICT 教育の充実をめざして情報教育環境を整備しました。

他方、エレピアン室には約 70 台の電子ピアノを設置し、「ピアノ基礎」「幼児音楽基礎Ⅰ・Ⅱ」「子どもと音楽表現」の授業において、集団指導や個人指導で活用しています。音楽室(フリーレッスンルーム)に隣接してピアノ担当教員の研究室があるため個人レッスンは容易になり、進度に応じて学生の補講や実習前の模擬保育の練習、また卒業研究などでさらなるレベルアップをめざす学生への支援を行っています。保育実習室は主として幼児教育保育学科での実践的な授業である「幼児教育基礎演習」「子どもと音楽表現」「保育内容表現」「子どもと遊び」などの科目の授業で使用し、外部講師による実践的な模擬授業にも活用されています。他には、「学習成果発表会」をⅠ・Ⅱ回生合同で行っています。

以上のように教職課程については、本学の教育理念である建学の精神に則ったカリキュラム編成と特色及び教育環境を生かし、全学的な学生支援を行っているところです。

この度の阪神地区私立大学教職課程連絡協議会様への加盟により、会員校の皆さまとの交流や情報の交換、研究や研修の機会を得ることが出来ました事を感謝し、これからも実践的知識と技能の高い教育・保育人材養成に向け、全学一丸となって取り組んでまいりますので、一層のご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【図書紹介】

中村 豊 編著

『生徒指導提要－改訂の解説とポイント－』

ミネルヴァ書房 2023年

川 口 厚

(桃山学院大学)

本書は、生徒指導提要（2010）が12年ぶりに改訂されたことに伴い、改訂の解説とポイントを整理したものである。分担執筆者として、生徒指導提要（2022）作成の主担当者である「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員会」座長の八並光俊氏並びに副座長の新井肇氏をはじめ、理論と実践の往還を体現し活躍する研究者が名を連ねている。また、編者の中村豊氏は、学校心理学や教科外活動（特別活動、生徒指導、教育相談）を専門とする教師経験のある研究者であり、生徒指導提要（2010、2022）の執筆協力者でもある。

本書は、序章において過去の法令や通知等を丹念に引用し、日本の学校教育に生徒指導の概念が導入された経緯や生徒指導の積極的な意義が示されている。次に、第Ⅰ部「生徒指導の基本的な進め方」では、生徒指導の意義や生徒指導の構造、教育課程との関係、生徒指導を支える組織体制について解説が加えられている。第Ⅰ部各章の構成は、「第1章 生徒指導の基礎」、「第2章 生徒指導と教育課程」、「第3章 チーム学校による生徒指導体制」、「第4章 いじめ」である。そして、第Ⅱ部「個別の課題に対する生徒指導」では、各個別課題について、関連法規や対応の基本方針を参照しながら、生徒指導において留意すべき基本的な考え方等が示されている。第Ⅱ部各章の構成は、「第5章 暴力行為」、「第6章 少年非行」、「第7章 児童虐待」、「第8章 自殺」、「第9章 中途退学」、「第10章 不登校」、「第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題」、「第12章 性に関する課題」、「第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」である。

上に示した、第Ⅰ部と第Ⅱ部の内容は、生徒指導提要（2022）の目次に準じて構成されているため、本書を併用することで内容の理解がより一層深まる。例えば、インターネット・携帯電話にかかる課題に言及した項目の頁数は、生徒指導提要（2010）では3頁（第6章Ⅱ第7節）であったが、生徒指導提要（2022）では15頁（第Ⅱ部第11章）にわたって言及している。その背景として、文部科学省が2010年に生徒指導提要（2010）を公表して以降、スマートフォンが普及したことも影響し、児童生徒におけるインターネット問題が増加傾向にあることが考えられる。インターネット問題は、拡散性が高く、未然防止を含めた組織的な対策が求められる。本書では、このことを踏まえ、インターネット問題に関する法令や通知等の解説に加えて、中学校の生徒会や校内委員会による発達支持的・課題予防的生徒指導の取組を例示し、生徒指導提要（2022）の内容を補完している。

近年、児童生徒の抱える生徒指導上の課題が複雑化・多様化し、教師だけでは十分に解決することができない事案が増えている。それゆえ、学校はチーム学校の概念に基づき、管理職のリーダーシップの下、盤石な生徒指導体制づくりが求められている。他方、教師は生徒指導・教育相談の実践力の向上に努め、学び続けることが大切である。本書を読むことで、生徒指導提要（2022）の理解が深まり、現代の教師に求められる生徒指導・教育相談のあり方を明確にすることができるのである。教職課程のテキストとして本書の活用を是非お勧めしたい。

【資料】

2023 年度 定期総会の記録

日時：2023 年 5 月 17 日（水） 13 時 30 分～14 時 20 分

会場：神戸学院大学 三ノ宮サテライトキャンパス または オンライン（Zoom）

記録：松本 育子（神戸学院大学）

出席：29 校

大阪成蹊大学、大阪経済大学、大阪工業大学、大阪学院大学、摂南大学、大阪産業大学、近畿大学、大阪商業大学、阪南大学、桃山学院教育大学、大阪体育大学、桃山学院大学、奈良大学、天理大学、神戸親和大学、神戸学院大学、神戸国際大学、甲南女子大学、甲南大学、園田学園女子大学、関西学院大学、大手前大学、武庫川女子大学、姫路獨協大学、関西国際大学、兵庫大学、神戸女子大学、大阪人間科学大学、藍野大学

委任状出席：29 校

大阪女学院大学、相愛大学、大阪音楽大学、関西大学、大阪国際大学、大阪電気通信大学、大阪樟蔭女子大学、大阪経済法科大学、関西福祉科学大学、四天王寺大学、大阪大谷大学、大阪芸術大学、帝塚山学院大学、大阪観光大学、帝塚山大学、畿央大学、高野山大学、神戸芸術工科大学、神戸松蔭女子学院大学、神戸海星女子学院大学、神戸女学院大学、甲子園大学、姫路大学、神戸常盤大学、羽衣国際大学、千里金蘭大学、関西福祉大学、森ノ宮医療大学、流通科学大学

準会員校出席：2 校

神戸女子短期大学、大阪キリスト教短期大学

水谷勇事務局長（神戸学院大学）の開会の言葉に続き、中村恵阪神教協会長（神戸学院大学学長）より挨拶が行われた。教員志望者の減少について憂慮しており、本日の課題研究会での議論を期待している旨が語られた。

続いて、議長団の選出に移り、野田氏（神戸女子大学）、吉川氏（兵庫大学）が推薦および承認され、議長として議事進行することが決定された。

議事に入る前に議決条件が確認された。会則では、全会員校の2分の1の出席で成立とし、過半数で議決と定められている。本日は対面、zoom 合わせて 29 校の出席、29 校の委任状の提出があり、本総会が成立していることが確認された。

議事：

1. 2022 年度定期総会の記録確認

水谷事務局長より、2022 年度定期総会の記録の確認が行われ、すべての議案が可決されていることが報告された。特に反対なく、記録は承認された。

2. 2022 年度活動報告

水谷事務局長より、資料に基づいて 2022 年度活動報告が行われ、承認された。

3. 2022 年度決算報告および監査報告

水谷事務局長より決算報告が行われた。幹事校会や総会はハイフレックスの開催となり、メーリングリストで案内したため、前任校では印刷費や郵送費がかかっていたためそれらの予算を組んでいたが、決算では、人件費が大幅に減り、通信費 0 円、消耗品費も大幅に減少、ホームページの人件費も本学職員が活動したため 0 円になっている。幹事校会費についても人件費、印刷費もかかっていない。無駄なお金を使うことなく、メール等で連絡していくことでこの会の運営を滞りなくやっていくことができたとのことであった。

監査については、八木成和氏（桃山学院教育大学）、南部晶子氏（甲南大学）に 4 月 21 日に帳簿等確認していただき、問題ないとの返事をいただいているということであった。

以上の報告について、異議なく決算報告及び監査報告が承認された。

4. 新役員の選出

水谷事務局長より資料に基づき、2023 年度の阪神教協役員・委員が紹介された。

変更人事として、八木成和氏（桃山学院教育大学）の任期満了に伴い、垂髪あかり氏（神戸松蔭女子学院大学）が会計監査委員となったこと、教職課程事務検討委員会では、松宮氏（神戸学院大学）、田畑氏（神戸女子大学）が抜け、高瀬小織氏（神戸松蔭女子学院大学）が新役員となったことが報告された。異議なく承認された。

5. 2023 年度活動方針および事業計画（案）

水谷事務局長より、資料に基づき説明がなされ、異議なく承認された。

6. 2023 年度予算（案）

事務局の中松氏より、予算案の説明がなされた。例年と異なる点として、ホームページの予算案について、補足説明の資料に基づき説明がなされた。編成方針、予算案、背景、委託先の選定方法について詳細な報告がなされ、今後の事務局の負担軽減を主目的として予算を組んだことが説明された。異論なく予算案が承認された。

7. 「研究部会内規」の制定

水谷事務局長より、まず研究部会の設置が提案された。これまで事務局校が課題研究会を行ってきたが、開催のテーマや講師の人選について苦労してきた。阪神教協は、「研究」連絡協議会であり、研究活動を充実させたいという希望もあり、研究部会を設置しようと幹事

校会で議論し、研究部会を設置することとし、内規を作成した。その後、内規が説明された。異議なく、研究部会の設置及び内規が承認された。

8. 研究部会委員の選出

引き続き、研究部会委員の提案が行われた。研究部会委員長として提案された杉浦健氏（近畿大学）から発言があり、事務局校の負担軽減のために、研究部会の設置が提案されたことが示された。異議なく、研究部会委員案が承認された。

最後に水谷事務局長より閉会の挨拶があり、引き続き行われる課題研究会の案内で終了した。

【資料】

2023 年度 活動方針および事業計画

活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 その他、協議会の趣旨に即して必要な活動をおこなう。

事業計画

- 1 課題研究の推進
 - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
 - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
 - (3) 教育実習・学校インターンシップのありかたについて
 - (4) 介護等体験のありかたについて
 - (5) 教職事務の改善について
 - (6) 教員採用問題について
 - (7) 海外の教師教育の動向について
 - (8) 教員養成制度改革について
 - (9) 教員の働き方改革について
- 2 大学と自治体との連携協力
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協リポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

2022年度 阪神教協一般会計収支額

(2022年4月1日～2023年3月31日)

【支出の部】

(円)

	2022年度予算額	支出額	増減
事務局費	1,494,000	254,287	1,239,713
人件費	624,000	36,330	587,670
通勤費	100,000	0	100,000
消耗品費	300,000	51,234	248,766
通信費	300,000	144,613	155,387
事務局交通費	50,000	14,000	36,000
会議費	120,000	8,110	111,890
印刷関係費	1,160,000	929,215	230,785
レポート印刷費	550,000	484,330	65,670
レポート編集費	140,000	111,705	28,295
外部委託費	400,000	333,180	66,820
資料印刷費	70,000	0	70,000
ホームページ等関係費	240,000	111,708	128,292
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	111,708	28,292
幹事校会費	470,000	81,458	388,542
人件費	40,000	0	40,000
会合費	380,000	81,458	298,542
印刷費	50,000	0	50,000
研究協議会費	1,950,000	113,413	1,836,587
人件費	100,000	0	100,000
会合費	1,600,000	113,413	1,486,587
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	3,420,000	2,880,220	539,780
会費	2,920,000	2,880,220	39,780
旅費	300,000	0	300,000
研究大会補助	200,000	0	200,000
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	6,901,476	0	6,901,476
支出合計	15,635,476	4,370,301	11,265,175

【収入の部】

	2022年度予算額	収入額	増減
会費	5,450,000	5,286,371	▲ 163,629
受取利息	500	138	▲ 362
情報交換会参加費	450,000	0	▲ 450,000
幹事校交流会参加費	135,000	0	▲ 135,000
雑収入	0	20,489	20,489
前年度繰越金	9,599,976	9,599,976	0
全私研究交流集会余剰金	0	0	0
収入合計	15,635,476	14,906,974	▲ 728,502

次年度繰越金	10,536,673
--------	------------

2022年度会計帳簿及び収支決算書につきまして、

帳簿並びに関係証券書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2023年4月22日

会計監査委員：

八木 成和



会計監査委員：

南部 嗣子



2022年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2022年4月1日～2023年3月31日)

【支出の部】

(円)

	予算額	決算額	増減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	▲200,000
出版費	0	0	0
予備費	1,186,023	0	▲1,186,023
支出合計	1,386,023	0	▲1,386,023

【収入の部】

(円)

	予算額	決算額	増減
利息	0	12	12
前年度繰越金	1,386,023	1,386,023	0
収入合計	1,386,023	1,386,035	12

次年度繰越金

1,386,035

2022年度会計帳簿及び収支決算書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2023年 4月 22日

会計監査委員：

八木 成和



会計監査委員：

南部 晶子



【資料】

2023 年度幹事校会の記録

2022 年度 第 4 回 (通算 第 306 回) 幹事校会議事録

出席 (敬称略) : 29 名 + オブザーバー 2 名

追手門学院大学 (鋒山 泰弘)
大阪音楽大学 (大野 僚) (上田 英治)
大阪経済大学 (樋口 太郎)
大阪工業大学 (疋田 祥人) (澤田 俊也)
大阪産業大学 (宅島 大亮)
大阪電気通信大学 (村木 有也)
関西大学 (赤尾 勝己)
関西福祉科学大学 (池上 徹) (岡本 千代恵) (小林 友美)
関西学院大学 (奥野 夏希) (冨江 英俊)
近畿大学 (勝又 正裕) (杉浦 健)
神戸女子大学 (三宅 茂夫) (村田 恵子) (野田 浩二) (山田 史子)
神戸女子短期大学 (上田 美穂子)
桃山学院大学 (川口 厚)
神戸学院大学 (水谷 勇) (中政 高志) (吉本 優太) (松宮 慎治)
オブザーバー (山本 冬彦) (田中 保和)
記録 : 川口 厚 (桃山学院大学)

1. 日時 2023 年 2 月 22 日 (水) 11 時 00 分 ~ 12 時 00 分
2. 会場 ハイフレックス方式 (対面 (神戸三宮サテライト) もしくは Web (Zoom) によるオンラインを選択)
3. 議題
 - (1) 前回 (2022 年度第 3 回 (通算第 305 回)) 幹事校会の記録確認 (P2~P3)
前回幹事校会議事録案の内容が確認された。
 - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告について
田中保和氏より, 1 月 31 日 (火) に教員採用試験の早期化等に関するシンポジウムを開催したことについて報告が行われた。次回理事会は, 3 月 25 日 (土) に開催予定。
 - (3) 2023 年度阪神教協第 1 回課題研究会の企画・運営について (P4~P13)
事務局から課題研究会のテーマ, 「発達障がい等の課題を抱えた学生の指導・支援をめぐって」が提案され, これに基づいて検討が進められた。また, 子どもの貧困, 子どものウェルビーイング等について今後の課題研究会で取り扱ってはどうかとの意見があった。
 - (4) 2023 年度全私教協研究大会における分科会の運営について
田中保和氏より, 全私教協が, 研究大会で教員採用試験の早期化に関して取り上げることに

ついて検討中であるとの報告が行われた。また、分科会は、仙台において対面とオンラインを併用したハイブリッド形式にて2分科会程度の開催を想定しているとの報告が行われた。

(5) 阪神教協リポート (No.46) の編集について

編集担当の川口厚氏 (桃山学院大学) より、リポートの編集状況について報告があった。

(6) 2023 年度予算案について (P14~P23)

事務局より 2023 年度一般予算案について資料をもとに説明が行われた。予算編成方針として、以下の3点が示された。「(1)After コロナへのソフトランディング」、「(2)運営負担の軽減」、「(3)(1)(2)を通じた、持続的な発展」。(1)について、当面はオンラインを組み合わせた阪神教協の開催形式が提案された。(2)について、運営サポートを委託することで、事務局運営の実質的な負担改善が図られることが示された。(3)について、阪神地区の教職課程の運営に携わる教職員が一定程度の関わりを続けていくことの必要性が示された。また、従前からのウェブサイト構築の委託先である、彩楽様への発注の経緯等について詳細な説明が行われた。そして、事務局運営のサポート (サイトの更新・保守) に係る新たな発注先の候補である(有)チェロトーン様による委託料の見積が提示された。参加者からの質問により、新たに委託先へ発注することによる事業実施効果について補足説明が行われた。他方、大きな予算が動くことになるため、総会において会員校に丁寧な必要が求められるのではないかとの意見があった。また、次期以降に幹事校を引き受ける大学にまで委託先を拘束するものではないことが確認された。

(7) 2024 年度以降の事務局校 (会長校) について (P24)

関西福祉科学大学池上徹氏より、2023 年度の体制が整い次第、大学上層部との調整を進めたいとの報告があった。

(8) 今後の記録担当について (P25)

事務局よりこれまでの記録担当表が示され、今後の記録担当について協力依頼がなされた。

(9) その他

事務局より、次回幹事校会は4月19日(水)11時から開催予定との連絡があった。

2022 年度 第 5 回 (通算 第 307 回) 幹事校会議事録

出席 (敬称略) : 31 名 + オブザーバー 2 名

大阪産業大学 (宅島 大亮)

大阪工業大学 (酒井 恵子) (疋田 祥人) (澤田 俊也)

追手門学院大学 (鋒山 泰弘)

関西大学 (赤尾 勝己) (田中 潤一)

関西福祉科学大学 (池上 徹) (岡本 千代恵) (小林 友美)

関西学院大学 (富江 英俊) (奥野 夏希) (白銀 夏樹) (濱元 伸彦)

近畿大学 (杉浦 健) (高見 好子)

神戸女子大学 (三宅 茂夫) (野田 浩二) (金岩 俊明) (山田 史子)

神戸女子短期大学 (上田 美穂子)

四天王寺大学 (浅田 昇平)
摂南大学 (吉田 佐治子)(鎌田 祥輝)
桃山学院大学 (川口 厚)
神戸学院大学 (水谷 勇)(中政 高志)(池田 隆一)(山野 頌平)(松本 育子)
(吉本 優太)
オブザーバー (田中 保和)(山本 冬彦)
記録：池田 隆一(神戸学院大学)

1. 日時 2023年4月19日(水) 11時00分～12時08分
2. 会場 ハイフレックス方式(対面(神戸三宮サテライト)もしくはWeb(Zoom)によるオンラインを選択)
 - (1) 前回(2022年度第4回(通算第306回))幹事校会の記録確認について
水谷勇氏より2022年度第4回(通算第306回)幹事校会の記録について確認の依頼があり、特に異議なく了承された。
 - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告について
水谷勇氏より第4回全私教協理事会では、主に自己点検・評価及び全私教協のロゴについて議論が行われた説明があった。
田中保和氏より自己点検・評価について3月時点で50校、4月には100校から提出される見込みである説明があった。
 - (3) 2023年度 阪神教協役員・委員について
水谷勇氏より2023年度 阪神教協役員・委員について、資料から変更があれば連絡いただきたいこと、会計監査員の八木成和氏が2022年度で期間満了となるため、新会計監査員については5月の幹事校会で報告する説明があった。
 - (4) 2023年度 全私教協理事・役員の選出について
水谷勇氏より2023年度 全私教協理事・役員について説明があり了承された。
 - (5) 2023年度 阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について
水谷勇氏より2023年度の定期総会及び第1回課題研究会の日程および内容の説明があった。課題研究会のテーマは「教員採用試験の前倒しを問う」とし、ゲストに大阪府教育委員会、大阪府教育委員会、兵庫県教育委員会及び神戸市教育委員会の先生方を招く予定で調整している。なお、開催日時に誤りがあり、正しくは5月17日(水)開催となる。

【疑義・意見等】

(杉浦健氏(近畿大学))

大阪府教育委員会に打診した際に内部で決定している詳細な内容を説明することはできないと回答があり、話題提供の時間を短縮して意見交換会をメインにすることを提案したい。また、課題研究会の開催までに幹事校から質問を集めておくことを提案する。

(池田隆一(神戸学院大学))

幹事校会前に杉浦健氏から提案があり、スケジュールの調整を終えており、本日の資料が修正前の資料となっているため、幹事校会終了後に差替資料を案内する。

(杉浦健氏 (近畿大学))

本学では教育実習を5月から6月または9月から10月の期間で実施しており、学生の参加の比率は8対2となっている。教育実習を体験して、実際に教員を志望する学生は少なくなく、このような学生は、教員採用試験が前倒しとなる場合、受験できないことが想定されるため、正規採用の追加募集や教員採用試験の後倒しの検討があっても良いのではないかと。

(川口厚氏 (桃山学院大学))

本学の学生についても、昨年度の教員採用試験早期化の意識が根付いておらず、進路の意思決定や試験対策が間に合わなかったことがあった。

(吉田佐治子氏 (摂南大学))

4月であっても教員になるか企業に就職するか迷っている4年生の学生が存在するため、教員採用試験が前倒しされるとその時点で進路を決めていない学生は企業への就職に流れると想定される。教員採用試験が前倒しされるだけで、学生が教員になることを選択するという考え方には疑問が残る。

(6) 2023 年度 全私教協研究大会および分科会について

水谷勇氏より第42回私教協研究大会の日程、阪神教協の加盟校に周知する説明があった。

田中保和氏よりシンポジウムの担当者が決まらなかったことに伴い、日程案内と冊子の郵送が遅れている説明があった。

(7) 研究部会の発足及び内規について

水谷勇氏より課題研究会の事務局負担の軽減と内容の充実を目的に研究部会の発足及び内規の制定について説明があり了承された。

杉浦健氏より発足当初の委員について、富江英俊氏、疋田祥人氏に依頼していること、残り1名は、本部会は研究業績としても取り扱える内容を想定しているため、若手の方が着任することを想定しており、該当する方を推薦いただきたい説明があった。

(8) 2023 年度 定期総会の開催について

水谷勇氏より定期総会の資料について説明があった。

池田隆一より2022年度の会計監査の資料を掲載しているが、会計監査を4月22日に実施するため、会計監査員の署名捺印がなく、次回の幹事校会で報告する説明があった。

【疑義・意見等】

(野田浩二氏 (神戸女子大学))

2023年度会員校一覧に神戸親和女子大学の記載があるが、神戸親和大学に変更となっているため修正いただきたい。

(池田隆一 (神戸学院大学))

修正する。

(池上徹氏 (関西福祉科学大学))

2023年度会員校一覧に帝塚山学院大学の記載があるが、過去の幹事校会において帝塚山学院大学についての話題があったため、記載が正しいか確認いただきたい。

(池田隆一 (神戸学院大学))

確認する。

→確認の結果、変更はない。

(9) 阪神教協リポート (No.46) の編集について

川口厚氏より阪神教協リポートの原稿が集まり、冊子の作成を業者に発注しており、初稿ができ次第、校正の依頼をする予定である。完成後、5月中に冊子を業者から加盟校に郵送する説明があった。

(10) 阪神教協教職課程データベース (2022 年度版) について

水谷勇氏より4月19日時点で63校からアンケートの提出があり、これをもって冊子を作成する説明があった。

(11) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について

水谷勇氏よりメーリングリストに修正がある場合は連絡をいただきたい説明があった。

(12) 2024 年度以降の事務局校 (会長校) について

水谷勇氏より、2024 年度から 2025 年度は桃山学院大学で決定しており、2026 年度から 2027 年度は関西福祉科学大学に打診しており、進捗状況を報告いただきたいと説明があった。

池上徹氏より 2023 年度に学長が交代となるため、4 月以降に新学長と検討する予定をしており、5 月中には検討結果を報告すると説明があった。

(13) 今後の記録担当について

水谷勇氏より、第 6 回幹事校会、定期総会、第 1 回課題研究会の記録担当案について説明があった。検討の結果、第 6 回幹事校会は姫路獨協大学、定期総会は近畿大学、第 1 回課題研究会は摂南大学となった。

(14) その他

川口厚氏より、桃山学院大学では 2023 年度の介護等体験を実施するか代替措置とするか検討をしているため、他大学の状況について照会があった。回答は以下のとおりである。

大阪工業大学	特別支援学校及び社会福祉施設は実施、今後社会福祉施設は児童福祉施設での実施を検討中
関西大学	実施
関西福祉科学大学	代替措置
関西学院大学	特別支援学校は実施 社会福祉施設は代替措置
近畿大学	社会福祉協議会の方針に合わせる
神戸女子大学	代替措置
摂南大学	代替措置
四天王寺大学	他部署が管轄のため不明
神戸学院大学	特別支援学校は実施 社会福祉施設は代替措置

【疑義・意見等】

(杉浦健氏 (近畿大学))

介護等体験において、社会福祉施設の実習を無くすことを阪神教協から意見を出して良いのではないかと。教育実習3週、介護等体験2週の期間はオーバーカリキュラムであり、高齢者と接することは大切なことであるが大切であれば全て取り組むということではない。中央教育審議会でも教職課程のオーバーカリキュラムについて議論されている。

本学では、過去に教育実習を3年次でも実施していたが、介護等体験が導入されたため4年次のみの実施となった。教員採用試験の前倒しにより、教育実習を3年次で実施となる場合は、介護等体験の実施時期が課題となる。

また、4年制大学で2種免許を取得することを可能とする方針もあり、介護等体験の負担が大きくなることが想定される。

(酒井恵子氏 (大阪工業大学))

社会福祉施設の実習において、実習を実施できる施設を拡大する改正がなされ、児童福祉施設でも実習ができることとなった。通所施設であれば受け入れ可能な施設もあり、放課後等デイサービスでの実施を検討しており、検討している大学があれば報告いただきたい。

(池上徹氏 (関西福祉科学大学))

文部科学省からの通達ではその通りであるが、社会福祉施設の選定は都道府県によって異なる。大阪の社会福祉協議会では児童福祉施設で実習を実施したことはある。

(疋田 祥人氏 (大阪工業大学))

本学では、大阪の社会福祉協議会が社会福祉施設の仲介手数料の値上げを不透明に実施したことから、独自に児童福祉施設の開拓を検討しているが、これについて法律上問題がないか助言をいただきたい。

(杉浦健氏 (近畿大学))

然るべき施設で指定の期間実習を行い、認定証を発行してもらえるのであれば、法律上は社会福祉協議会を通さなくても問題ないと思う。

2022年度 第6回 (通算 第308回) 幹事校会議事録

出席 (敬称略) : 26名 + オブザーバー1名

追手門学院大学 (鋒山 泰弘)

大阪経済大学 (樋口 太郎)

大阪工業大学 (酒井 恵子) (疋田 祥人)

大阪産業大学 (宅島 大堯)

大阪人間科学大学 (佐野 秀行)

関西大学 (赤尾 勝己) (田中 潤一)

関西学院大学 (富江 英俊) (奥野 夏希) (白銀 夏樹) (濱元 伸彦)

神戸女子大学 (野田 浩二) (金岩 俊明) (山田 史子)

神戸女子短期大学 (上田 美穂子) (辻田 美和)

四天王寺大学 (浅田 昇平)

摂南大学 (吉田 佐治子) (鎌田 祥輝)

桃山学院大学 (川口 厚) (小松 佐穂子)
神戸学院大学 (水谷 勇) (中政 高志) (山野 頌平) (松本 育子) (吉本 優太)
オブザーバー (田中 保和)
記録：山野 頌平 (神戸学院大学)

1. 日時 2023年5月17日(水) 11時00分～11時28分
2. 会場 ハイフレックス方式(対面(神戸三宮サテライト)もしくはWeb(Zoom)によるオンラインを選択)
 - (1) 前回(2022年度第5回(通算第307回))幹事校会の記録確認について
水谷勇氏より2022年度第5回(通算第307回))幹事校会の記録について確認の依頼があった。
 - 【疑義・意見等】
(疋田 祥人氏(大阪工業大学))
P4(14)その他について、大阪工業大学の回答内容を「2023年度は特別支援学校および社会福祉施設は実施、今後社会福祉施設は児童福祉施設での実施を検討中」に修正いただきたい。
⇒修正する
 - (2) 2023年度阪神教協役員・委員について
水谷勇氏より2023年度阪神教協役員・委員について説明があり了承された。
 - (3) 研究部会委員の選出について
水谷勇氏より研究部会委員の選出について説明があり了承された。
 - (4) 2022年度会計監査結果について
中政高志氏より2022年度会計監査結果について説明があり了承された。
 - (5) 2023年度予算について
中政高志氏より2023年度予算について説明があり了承された。
 - (6) 2023年度定期総会の運営について
水谷勇氏より2023年度定期総会の運営について説明があった。
 - (7) 2023年度第1回課題研究会の運営について
水谷勇氏より2023年度第1回課題研究会の運営説明があった。
 - (8) 全私教協理事会および委員会報告について
水谷勇氏より全私教協理事会および委員会報告について説明があった。
田中保和氏より例年は2日間開催しているが、今回は1日での開催となった旨説明があった。
 - (9) 全私教協研究大会および分科会の運営について
田中保和氏より今年度の分科会は実施しないが、次年度については全地区からの参加は難しいと思うので、いくつかの地区や委員会から分科会に出していただくことを考えている旨説明があった。
 - (10) 阪神教協教職課程データベース(2022年度版)について

松本育子氏より作成後加盟校に郵送する旨説明があった。

(11) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について

水谷勇氏より幹事校会名簿およびメーリングリストに修正がある場合は連絡をいただきたい旨説明があった。

(12) 2023 年度スケジュールについて

水谷勇氏より 2023 年度スケジュールについて説明があった。

(13) 今後の記録担当について

水谷勇氏より今後の記録担当について日程が確定次第順次依頼させていただく旨説明があった。

(14) その他

次回幹事校会は 7 月 19 日（水）（15：00～17：00）開催となった。

2023 年度 第 1 回（通算 第 309 回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：28 名＋オブザーバー 2 名

追手門学院大学（鋒山 泰弘）
大阪工業大学（疋田 祥人）（澤田 俊也）
大阪産業大学（宅島 大亮）
大阪電気通信大学（岩瀬 謙一）
大阪人間科学大学（佐野 秀行）
関西大学（田中 潤一）（赤尾 勝己）
関西学院大学（冨江 英俊）（奥野 夏希）（白銀 夏樹）（濱元 伸彦）
関西福祉科学大学（池上 徹）（小林 友美）（天願 茜）（岡本 千代恵）
近畿大学（高見 好子）
神戸女子大学（野田 浩二）
神戸女子短期大学（陰山 雅子）
摂南大学（吉田 佐治子）（鎌田 祥輝）（根来 実穂）
桃山学院大学（小松 佐穂子）
神戸学院大学（水谷 勇）（池田 隆一）（中政 高志）（山野 頌平）（松本 育子）
オブザーバー（田中 保和）（山本 冬彦）
記録：松本 育子（神戸学院大学）

1. 日時 2023 年 7 月 19 日（水） 11 時 00 分～11 時 40 分

2. 会場 ハイフレックス方式（対面（神戸三宮サテライト）もしくは Web（Zoom）によるオンラインを選択）

(1) 前回（2022 年度第 6 回（通算第 308 回））幹事校会の記録確認について

事務局より 2022 年度第 6 回（通算第 308 回））幹事校会の記録について確認の依頼があった。

【疑義・意見等】

赤尾 勝己氏（関西大学）より、前回の幹事校会に出席していたが、出席者一覧に記載がないため記載いただきたいとのご意見があった。

⇒記載する。

(2) 全私教協理事会および委員会報告

水谷 勇氏（神戸学院大学）より、次回の理事会は7月22日（土）にオンラインで実施され、次々回以降は対面実施の予定である旨報告があった。また、自己点検評価を提出されていない大学については提出依頼があった旨報告があった。

田中 保和氏（オブザーバー）より、副会長ならびに常任理事の退任を希望し可決されたことが報告された。なお、理事は任期が残っているため継続となる。また、議案書において以下の2か所に訂正があった。

- ・P4「第2号議案 2023年度第2回理事会開催の件」は正しくは「第3号議案 2023年度第3回理事会開催の件」である。
- ・P5の2023年度理事・監事・各種委員名簿において、理事欄の（北海道）の上に田中保和氏の名前が入る。

編集委員の富江 英俊氏（関西学院大学）より、今年度はここ数年コロナ禍で滞っていた「教職教育研究」の発行に向けての活動があるとの報告があった。

(3) 2023年度第2回および第3回課題研究会の運営について

研究部会委員の富江 英俊氏（関西学院大学）より、課題研究会のテーマについて部会でメールによるディスカッションを行った結果について報告があった。教職課程のオーバーカリキュラムや教育実習の早期化多様化、また、オーバーカリキュラムにも関連して介護等体験の役割や今後の在り方についての話題があった。また、鎌田 祥輝氏（摂南大学）からは教育実習の早期化多様化においては、既実践している大学の実践例を聞きたいという意見があり、疋田 祥人氏（大阪工業大学）からは、今回は各委員の問題意識の共有に留まったため、これから意見交換を行い深めていきたいとのことであった。

発表いただく大学については事務局校から打診をさせていただき、メール等で幹事校にご意見を伺いたい。

(4) 2023年度第1回教員免許事務セミナーについて

事務局より、9月16日（土）に関西大学梅田キャンパス KANDAI Me RISEにおいて開催予定であり、7月24日（月）申込開始、8月18日（金）であること等が説明された。

(5) 2024年度以降の事務局校（会長校）について

池上 徹氏（関西福祉科学大学）より、2026年度・2027年度の事務局校引き受けについて学長の下承を得て、現在内部で調整を進めている旨の報告があった。しかしながら、事務局校の負担軽減については不安な点があること、また、小規模大学が事務局校になることは初めてのことなので、先生方ならびに職員の方々のご協力を賜りたいとのことであった。今後、現事務局校の神戸学院大学より関西福祉科学大学に赴き、対面で正式に事務局校引き受けの依頼に伺う予定である。

2028年度以降の事務局校については、順番では摂南大学あるいは大阪経済大学になるため、

各大学にて検討いただくことになった。

(6) 阪神教協リポートの編集について

小松 佐穂子氏(桃山学院大学)より発送が完了した旨報告があった。

(7) 会費納入状況について

事務局より今年度の会費は加盟校 77 校中 63 校からの納入があり、未納入の 14 校全てから納付日についての連絡があった旨の報告があった。

また、神戸学院大学が 2022 年度の会費を納入できていなかったことが判明したため、本日付けで神戸学院大学へ会費納入の督促を行い、至急納付する旨説明があった。なお、既に昨年度の会計は会計監査が終わり定期総会で承認いただいているため、今年度の会計として処理を行いたい。事務局校であるにも関わらず、納入ができていなかったことに対してのお詫びがあった。

⇒了承された。

(8) 今後の記録担当について

事務局より、今回は他大学へ依頼ができていなかったため、事務局が担当する旨報告があった。今後は記録担当表をもとに依頼を行う予定である。

(9) その他

田中 保和氏より、全私教協への自己点検評価表提出は 4 割程度であり、うち関西地区は 2 割程度の提出となっているため、提出をお願いしたい旨報告があった。

2023 年度 第 2 回 (通算 第 310 回) 幹事校会議事録

出席 (敬称略): 15 大学(35 名) + オブザーバー 2 名

追手門学院大学 (鋒山 泰弘)

大阪工業大学 (酒井 恵子)(疋田 祥人)

大阪産業大学 (佐奈木 智子)

大阪電気通信大学 (岩瀬 謙一)

関西大学 (広瀬 義徳)

関西福祉科学大学 (池上 徹)(岡本 千代恵)(小林 友美)(天願 茜)

関西学院大学 (富江 英俊)(白銀 夏樹)(奥野 夏希)

近畿大学 (杉浦 健)

神戸女子大学 (多畑 寿城)(三宅 茂夫)(野田 浩二)(山田 史子)

神戸女子短期大学 (辻田 美和)(陰山 雅子)

四天王寺大学 (浅田 昇平)

摂南大学 (鎌田 祥輝)(吉田 佐治子)

桃山学院大学 (川口 厚)(小松 佐穂子)(伊賀 春菜)

神戸学院大学 (水谷 勇)(中政 高志)(池田 隆一)(松本 育子)(山野 頌平)

(吉本 優太)

オブザーバー (山本 冬彦)(田中 保和)

1. 日時 2023年10月18日(水)12時00分～12時23分
2. 会場 対面(神戸学院大学 神戸三宮サテライト) 及び Web(Z o o m)によるハイフレックス方式
3. 議題
 - (1) 前回(2023年度第1回(通算第309回))幹事校会の記録確認
 - ・ 事務局長 水谷勇氏(神戸学院大学)より、特に訂正がないことが確認された。
 - (2) 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の加盟について
 - ・ 事務局長 水谷勇氏(神戸学院大学)より、甲子園短期大学の加盟申請の説明があり、承認された。
 - (3) 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会加盟校の区分変更について
 - ・ 事務局長 水谷勇氏(神戸学院大学)より、神戸教育短期大学から準会員に区分変更の希望が出ていることの説明があり、承認された。
 - (4) 全私教協理事会および各種委員会報告
 - ・ 事務局長 水谷勇氏(神戸学院大学)より、研究交流集会の説明があった。
 - ・ 田中保和氏(オブザーバー)より、研究交流集会に向けてのアンケートの回答依頼があった。
 - (5) 2023年度第2回課題研究会の運営について
 - ・ 事務局長 水谷勇氏(神戸学院大学)より、同日午後開催の第2回課題研究会について説明があった。
 - (6) 2023年度第3回課題研究会の運営について
 - ・ 事務局長 水谷勇氏(神戸学院大学)より、12月13日開催予定の第3回課題研究会の説明があった。
 - ・ 松本育子氏(神戸学院大学)より、課程認定申請大学からの事例報告は、大阪経済大学、四天王寺大学、武庫川女子大学の3大学に依頼している旨、説明があった。
 - (7) 2023年度アンケート調査の実施について
 - ・ 松本育子氏(神戸学院大学)より、次の点について説明があった。
 1. 今年度の質問のローテーションは介護等体験および教職実践演習であること
 2. 教員免許更新講習廃止後、その他の講習を実施する大学が少ないことから質問11,12を削除すること
 3. 臨時の質問についてご提案等があればいただきたいこと
 4. 配布方法について事務検討委員会では郵送による事務局の負担やペーパーレス化の推進等から作成方法をPDFとしてメール送信での配布を検討したが、回答大学のみへの送付という現行の枠組みからすると、回答大学外、特に会員校外への流出の懸念もあるため、従来通りの方法とすること
 5. 一方で、将来的には少なくとも入力方法はWebとするなどの改善を模索していること
 - ・ 事務局長 水谷勇氏(神戸学院大学)より、特に臨時の質問と配布方法について、ご意見があれば早めに事務局に連絡してほしい旨、依頼があった。
 - ・ 鎌田祥輝氏(摂南大学)より、教職実践演習についてはシラバス添付などが可能か、提

案があった。

(8) 2024年度以降の事務局校（会長校）について

- ・ 事務局長 水谷勇氏（神戸学院大学）より、2026・2027年度の事務局校引き受けとなる関西福祉科学大学へ、明後日に訪問して正式な依頼を行う旨の説明があった。また、2028年度以降について、前回の幹事校会での説明のとおり、摂南大学ないし大阪経済大学に検討していただくよう依頼があった。

(9) 今後の記録担当について

- ・ 事務局長 水谷勇氏（神戸学院大学）より、午後の課題研究会は関西学院大学にお願いしていること、記録担当表にしたがって次回以降も順次お願いする旨の依頼があった。

2023年度 第3回（通算 第311回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：15大学（36名）＋オブザーバー（2名）

追手門学院大学（鋒山 泰弘）（田中 陽子）
大阪経済大学（樋口 太郎）
大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）
大阪産業大学（宅島 大亮）
大阪電気通信大学（岩瀬 謙一）
大阪人間科学大学（佐野 秀行）
関西大学（赤尾 勝己）（田中 潤一）
関西福祉科学大（池上 徹）（岡本 千代恵）（天願 茜）
関西学院大学（濱元 伸彦）（富江 英俊）（奥野 夏希）
近畿大学（柴 浩司）（杉浦 健）
神戸女子大学（多畑 寿城）（三宅 茂夫）（野田 浩二）（山田 史子）
神戸女子短期大学（陰山 雅子）（辻田 美和）
摂南大学（鎌田 祥輝）（根来 実穂）（吉田 佐治子）
桃山学院大学（小松 佐穂子）（伊賀 春菜）
神戸学院大学（水谷 勇）（中政 高志）（池田 隆一）（山野 頌平）（松本 育子）
（吉本 優太）
オブザーバー（山本 冬彦）（田中 保和）

1. 日時 2023年12月13日（水）12時00分～13時00分

2. 会場 対面（神戸三宮サテライト）、オンライン（Zoom）

3. 議題

(1) 前回（2023年度第2回（通算第310回））幹事校会の記録確認

- ・ (7) のアンケートの調査の実施について

事務局長 水谷氏（神戸学院大学）より、特に臨時の質問と配布方法について、事務局へご意見の連絡はなかった。

・ (8) 2024 年度以降の事務局校（会長校）について

事務局長 水谷氏、池田氏（神戸学院大学）が関西福祉科学大学を訪問し、先方の学長と面談し、正式な依頼を実施した。2028 年度以降は大阪経済大学に引き受けていただくことになった。5 月 10 日以降に桃山学院大学から正式に依頼をすることになった。

(2) 全私教協理事会および各種委員会報告

第 1 号議案・・・甲子園短期大学の加盟が正式に承認された。

第 3 号議案・・・5 月の総会、課題研究会を 5 月 8 日に行うかどうかを検討しなければならない。

第 4 号議案・・・自己点検評価については、各大学で実施したものを各大学の HP に上げて、全私教協の方へも連絡する。

事前懇談・・・2024 年度定時社員総会における会費改訂議案の提出について

別紙のような理由による会費を 2 万円に引き上げることについての意見（田中氏）第 5 号議案のように電子化を検討している旨が付け加えられた。

（多畑氏）10 年前に値上げした時も阪神教協は値上げしなかった。今回値上げしたら阪神教協の分が減ってしまうのではないか。

メールでは返事が来ないので、やはり通信は郵送をしなくてはいけないという考えのようである。

（野田氏）小規模校にとっては、大きな負担になるのではないか。積み上げ予算ということでトップダウンではなくもう少し丁寧な説明がほしい。

（疋田氏）全私教協の会計に不透明な部分が多い。全私事務局家賃、福利厚生費が極端に上がっている、水道光熱費 6 万支出だったが予算が 20 万円になっている、人件費昨年度 1 千万円であったが、今年度予算は 900 万円となっている・・・など不透明な部分が多いため丁寧な説明をしていただかないと加盟校に納得していただけないと思う。

（池上氏）自己点検評価を提出すると 1000 円取られるが、2 万円にするならこの分を無料にするなども必要ではないか。

その他・・・東京福祉大学の加盟に関わって、加盟審査を厳格化することも考える動きがある。

国の組織ではないので、ノウハウが十分でない学校を支えるという観点が必要であり、このような厳格化はそぐわないのではないか。

特別報告（自己点検評価）

自己点検評価、認証評価について、玉川大学のものを参考にさせていただいてかまわない。全私教協で公開しているものは、自由に使ってよい。今度の総会でも伝える。

(3) 2023 年度全私教協研究交流集会について

午後の課題研究会でも愛知や名古屋の話があり、岐阜や三重などの東海地区の質問が出たがほぼ一緒であった。時事通信の調査結果で、滋賀は 3 年次より受験できるようにすると決めたが、関西ではまだ決まっていないということ。12 月に 3 年生向けの試験をやるところが

5, 6 件あったが、3 年生の合格率が高いという報告があった。佛教大学をはじめとして教員養成系大学では3 年次受験を歓迎しているということ。立命をはじめとして一般大学では戸惑いや反対が多い。

(4) 2023 年度第 3 回課題研究会の運営について

午後の発表について、大阪経済大学、四天王寺大学、武庫川女子大学から課程認定申請についての報告がある。

(5) 2024 年度第 1 回課題研究会および全私教協定期総会・研究大会の分科会運営について

事務局長 水谷氏（神戸学院大学）より、2024 年度第 1 回課題研究会について、課題研究部会に企画検討の依頼があり、全私教協定期総会・研究大会の分科会については、全私教協より 2024 年度は対面で実施することを検討しているため、阪神教協の分科会の参加について検討する必要がある旨、説明があったが、検討の結果、見送ることとなった。

(6) 阪神教協リポートの編集について

- ・ 2 号に渡って同じ内容が書かれている部分は、2 回書かないことにする。このことは関西福祉科学大学へ引き継ぐ
- ・ 神戸学院大学へはメールで原稿依頼をおこなう予定
- ・ 甲子園短期大学への原稿依頼も行う予定
- ・ 紹介したい教育関係の図書（新刊など）があれば桃山学院大学まで連絡いただきたい
- ・ 電子化の提案・・・別紙資料 p.29 A 案、B-1 案、B-2 案を 2 月の会合で決めたい

(7) 2023 年度アンケート調査の実施について

松本氏より、データベース作成のための教職課程に関するアンケートの質問項目で資料 p.33 および p.37 の部分で皆様の意見を反映して一部削除した旨、説明があった。

(8) 2023 年度第 2 回教員免許事務セミナーについて

松本氏より、資料 p.39,p.40 のとおり、第 2 回教員免許事務セミナーを開催する旨、説明があった。

(9) 2024 年度以降の事務局校（会長校）について

次回の事務局校は、桃山学院大学で続いて、関西福祉科学大学、大阪経済大学、摂南大学まで内定している。

(10) 今後の記録担当について

今回の幹事校会の記録は大阪電気通信大学、午後の課題研究会の記録は大阪経済大学となっている。

(11) その他

池田氏より、p.5 会費改定議案についての意見（1 月末まで）、p.29 阪神教協リポートの PDF 化についての意見がある場合は、阪神教協のメール宛に連絡をいただきたい旨、説明があった。

次回幹事校会予定： 2 月 21 日（水） 11：00～12：00

以上

【会則等】

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

第1条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

第2条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

- 2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

第5条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

第6条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年1回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めたとき、または会員校の1/3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

第7条（幹事校会）

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

- 2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。
- 3 幹事校の任期は2年とする。

第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

- 2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長校の任期は2年とする。

第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

- 2 会計監査委員の任期は2年とする。

第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万5千円を会費として納入する。そのうちの4万円は、全私教協への会員参加費となる。

- 2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万5千円を連絡費として納入する。そのうちの1万5千円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

付則 1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

2016年5月18日一部改正

この会則（改正）は2016年4月1日から施行する。

＜外国視察団派遣のための補助金制度＞の内規

1. 目的
外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。
2. 補助内容
外国視察団参加者1 人につき3 万円以内で補助する。
3. 応募資格
会員校に勤務する者。
4. 補助金交付の手続き
外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

＜教師教育研究のための海外渡航への助成金制度＞の内規

1. 目的
教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。
2. 助成内容
1 人1 件につき10 万円以内で助成する。
3. 応募資格
会員校に勤務する者。
4. 助成金交付の条件
成果を課題研究会で発表し、阪神教協レポートに投稿すること。
5. 助成金交付の手続き
事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

教職課程事務検討委員会内規

1. 目的

阪神教協加盟大学において教職課程に関する事務を円滑に推進するために、教職課程事務担当者による委員会を設置する。本委員会は、幹事校会のもとに置かれ、「教職課程事務検討委員会（以下「委員会」という。）」と称する。

2. 委員の決定・委嘱

- (1) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、幹事校会が定期総会に推薦し、定期総会の承認を経て、阪神教協会長が委嘱する。
- (2) 阪神教協会長は、委員の所属大学宛に委嘱状を郵送する。

3. 委員会の構成

- (1) 委員は、原則として次の要領で選出する。
 - a. 委員会には8名以上で構成し、阪神教協加盟大学の事務職員から選出する。
 - b. 委員のうち2名は、幹事校会から選出する。
 - c. 委員のうち1名は、事務局校から選出する。
 - d. 上記「b.」「c.」以外の委員の候補者は、前年度の委員会において選出する。
 - e. 委員のうち複数名は、管理・監督者又はそれに準じる職位、もしくは教職課程事務経験を有する者から選出する。
- (2) 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- (3) 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

4. 任期

- (1) 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

5. 委員会の職掌事項

委員会は、次の業務を職掌する。

- (1) 「教員免許事務セミナー」の企画・運営を行う。
- (2) 阪神教協第3回課題研究会を企画し、その内容を幹事校会に提案する。
- (3) 「教職課程に関するデータベース」作成のためのアンケート調査に係るアンケート項目の検討・作成、アンケートの実施方法等を幹事校会に提案する。
- (4) 委員会の議事録を作成する。

- (5) 委員会の活動内容を適宜幹事校会に報告する。また、「阪神教協リポート」にその成果を報告し、加盟校間で共有する。
- (6) 上記以外で、教職課程に関する事務の円滑な推進に関して、必要に応じ幹事校会に提案することができる。

6. 予算措置

- (1) 予算を必要とする活動を行う場合は、幹事校会において事前に提案し、承認を得るものとする。
- (2) 委員の旅費等は、所属大学の負担とする。

7. 内規の改正

本内規を改正する場合は、幹事校会の承認を経て、定期総会に報告する。

以上

附則

2016年5月18日制定

2019年4月17日一部改正

研究部会内規

1. 目的

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下「阪神教協という。」）加盟大学において、教職課程に関する研究活動を推進するために、教員による部会を設置する。本部会は、幹事校会のもとに置かれ、「研究部会」と称する。

2. 委員の決定・委嘱

- (1) 研究部会の委員（以下「委員」という。）は、幹事校会が定期総会に推薦し、定期総会の承認を経て、阪神教協会長が委嘱する。
- (2) 阪神教協会長は、委員の所属大学宛に委嘱状を交付する。

3. 研究部会の構成

- (1) 委員は、原則として次の要領で選出する。
 - a. 研究部会は4名以上で構成し、阪神教協加盟大学の教員から選出する。
 - b. 委員のうち1名は、幹事校会から選出する。
 - c. 上記「b.」以外の委員の候補者は、前年度の研究部会において選出する。
- (2) 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- (3) 委員長は、研究部会を召集し、議長となる。
- (4) 委員長の定めるところにより、研究部会の下位にテーマ別のワーキンググループを置くことができる。

4. 任期

- (1) 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

5. 部会の職掌事項

研究部会は、次の業務を職掌する。

- (1) 課題研究会（教職課程事務検討委員会の職掌回を除く）を企画し、その内容を幹事校会に提案する。
- (2) 研究部会の活動内容を適宜幹事校会に報告する。また、「阪神教協レポート」にその成果を報告し、加盟校間で共有する。
- (3) 上記以外で、教職課程に関する研究活動の推進に関して、必要に応じ幹事校会に提案することができる。

6. 予算措置

- (1) 予算を必要とする活動を行う場合は、幹事校会において事前に提案し、承認を得るものとする。
- (2) 委員の旅費等は、所属大学の負担とする。

7. 内規の改正

本内規を改正する場合は、幹事校会の承認を経て、定期総会に報告する。

以上

附則

2023年5月17日 制定

『阪神教協リポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協リポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
 - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなわない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
 - 1) 氏名
 - 2) 所属
 - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
 - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

『阪神教協リポート』執筆要領

『阪神教協リポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で了承を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする。
3. 1ページは、A4判の用紙、横書き44字×38行とし、1ページ目の最初の5行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を6行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

編集後記

このたびの阪神教協リポート第 47 号では、例年通り年 3 回の課題研究会を中心に 2023 年度の阪神教協の諸活動についてまとめております。執筆者の皆様、事務局である神戸学院大学の皆様をはじめ、ご協力いただきました方々のおかげで無事に発行できました。深く御礼申し上げます。

2023 年度は特に教員採用試験のあり方（1 次試験の早期化・大学 3 年次本試験可能・3 年次前倒し試験の実施）が 1 年のうちに大きく変化した年でした。このような状況下で第 1 回課題研究会では「優秀な教員志望者の育成・確保にむけた取り組み」をテーマに、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市の各教育委員会の先生方にご登壇いただき、教員採用に関する取り組みや今後の展望などについてお話いただきました。続く第 2 回では「改めて教育実習のあり方を考える」をテーマに、実習校の立場から中学校の校長先生、実習生の立場から現役の大学生、大学教職課程の立場から教職教育を担う大学の先生、そして教育委員会の立場から大阪府教育委員会事務局の先生にご登壇いただきました。それぞれの立場からお話いただき、今後のより良い教育実習のあり方についての議論を深めました。いずれの回も今後の対応を迫られる大学教職課程にとって、貴重な意見交換の場となりました。

最後に、本リポートでは論文・報告等を募集しております。皆様の積極的な投稿をお待ちしております。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

編集担当：桃山学院大学 小松佐穂子

連絡・問い合わせ先

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1

桃山学院大学 社会学部 小松 佐穂子（阪神教協リポート No.47 編集担当）宛

メールアドレス： skomatsu@andrew.ac.jp

『阪神教協リポート No.47』 2024 年 4 月 1 日 発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 神戸学院大学

〒651-2180 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 518

TEL: (078) 974-1725

印刷 株式会社 広濟堂ネクスト

〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 4-1-1

TEL: (06) 7178-0530 (代)